

平成２３年度筑前町決算審査特別委員会記録（１日目）	
招集年月日	平成 ２４年 ９月 １９日（水）
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 ２４年 ９月 １９日（水） ９時３０分
散 会	平成 ２４年 ９月 １９日（水） １７時２３分
正副委員長	委員長 矢 野 勉 副委員長 一 木 哲 美
出席委員	1 番 山 本 久 矢 4 番 田 中 政 浩 6 番 川 上 康 男 8 番 久 保 大 六 1 0 番 梅 田 美代子 1 2 番 内 堀 靖 子 1 4 番 金 子 保 次 1 6 番 宮 原 均 3 番 栗 野 光 雄 5 番 石 丸 時次郎 7 番 福 本 秀 昭 9 番 一 木 哲 美 1 1 番 藤 野 久 1 3 番 河 内 直 子 1 5 番 矢 野 勉
出席委員	１５名
欠席委員	な し
会議事件説明 の為に出席し た者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 教 育 長 大 雄 信 英 企画課長 伊 藤 宗 彦 税務課長 森 部 純 一 住民課長 小 林 秋 彦 環境防災課長 砥 綿 淳 二 都市計画課長 金 子 一 智 農林商工課長 山 本 一 洋 下水道課長 村 下 大 成 福祉課長 倉 地 善 一 教育課長 佐 藤 繁 人 監査委員 西 依 雅 副 町 長 畠 中 誠 二 総務課長 広 田 博 文 財政課長 岩 下 定 幸 納税推進室長 大 庭 俊 一 健康課長 吉 郷 豊 建設課長 美 根 勉 農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 村 賢 治 出納室長 川 波 厚 志 水道課長 原 口 博 文 こども課長 久 家 和 文 生涯学習課長 入 江 哲 生
欠 席 者	な し
職務のために 出席した者の 職氏名	議会事務局長 松 尾 政 記 財政課財政係長 古 川 秀 志 議会事務局主査 吉 塚 三千代

議 事 録

平成 2 3 年度決算審査特別委員会

[第 1 日]

平成 2 4 年 9 月 1 9 日 (水)

開 会	
委 員 長	本日の出席委員は、15人につき、定足数に達しております。 ただ今から、平成23年度決算審査特別委員会を開会します。 (9 : 30)
委 員 長	お諮りします。 議会運営委員会にて、決算審査特別委員会の日程が協議され、本特別委員会は、本日9月19日から20日の2日間を審査日程としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 したがって、本特別委員会は、本日9月19日から20日の2日間に決定しました。 本日は、決算審査報告のため、西依監査委員さんに出席いただいております。 ただ今から、平成23年度一般会計及び特別会計の決算審査、並びに基金運用状況審査及び平成23年度水道事業会計決算審査の報告をお願いします。
西依監査委員	おはようございます。 平成23年度の筑前町決算審査の結果報告をさせていただきます。 審査につきましては、7月24日から8月2日まで、実質は5日間で行わせていただきました。 その結果については、一般会計、特別会計ともに詳細に審査いたしました。決算計数はいずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。 内容について、意見書に詳しく書いてございますので、読んでいただきたいと思います。私が、一番最後に、むすびとしてまとめを書いておりますので、それを読ませていただきます。 裏表紙になっております。 平成23年度一般会計、特別会計、歳入歳出並びに基金運用状況審査の結果について前述のとおり、各会計ともに計数に誤りなく、かつ非違な点も見受けられず、よく整理された会計経理は正確であることを認めました。 筑前町総合計画前期基本計画の最終年度として健全財政を維持すべく、合併特例債、各種補助金等を活用して事業推進が行われました。 今まで筑前町総合計画の前期は、合併特例債事業をはじめ数多くの普通建設事業を町債で賄ってきたことから地方債残高が増加しています。 本町における財政指標について、現状では健全性を保っているところではありますが、上下水道、一部事務組合への操出金などの増加から、平成23年度決算の実質公債費比率は14.6%と少し高くなっています。 さらに本町は現在、普通交付税の合併算定替の特例が適用され、年間4億から5億円の増額交付を受けています。 平成26年度までに交付され、その後5年間で段階的に縮減し、平成32年度から適用されなくなります。 こうした情勢を踏まえ、自立し、持続的な本町を経営していくために、今から予算編成での財源配分、経常経費の削減、町債借入の抑制などの取り組みが必要であります。 依然として日本経済がデフレ下にあり、成長が止まっています。住民の生活は苦しく、税金、公共料金などの支払いが総支出の中で最後になり滞納につながるケースも増加しています。 納税推進室をはじめとする、各課の徴収努力は並々なるものがありますが、それでも毎年滞納額は増えております。今年は町税・国民健康保険税で37,110千円の

	不納欠損があります。 事情はそれぞれありますが、より高いレベルの徴収努力が必要であります。 合併して7年の年月が経過しました。合併することで町の規模は人口、面積ともにそれまでの倍となりました。それに加えて上水道、下水道、オンリーワン事業、教育環境整備事業その他で住民の町に対するイメージも変化してきています。 合併しての成果は住民の気持ちの中で確実に育ち、子どもたちに受け継がれていくと思われます。以上でございます。 このときに筑前町の水道事業の決算審査も行いましたので、併せて報告いたします。 審査の期日は、7月31日に行いました。 別紙のほうでございますけれども、一番最後のページ、6ページにむすびを書いておりますので、それを読ませていただきます。 平成23年度筑前町水道事業会計は決算書及び付属書類ともに法令に準拠して作成され、その計数は正確であることを認めました。 平成21年7月から一部地域が供用開始となりましたが、3年近くを経過した平成23年度末は、給水人口で6,180人、普及率21%となっています。 今から事業拡大に伴い加入率の向上が望まれるところでありますし、また内線部工事の未接続者は早期に解消が必要であります。 水道使用料、加入金の収納については努力が認められますが、なお一層の収納率を上げなければいけません。 学校関係も接続が進んでいますが、給食などもあり、安全、安心の水道水は不可欠のものであります。 特に新規の転入者、事業者、飲食関係者等は水道事業への期待が大きいと思われます。 以上が、水道会計の決算審査の報告でございます。 併せまして、この時期に備品監査も行わさせていただきました。 結果については、昨年購入された備品については、台帳と現物が全部一致しております。 ただ、高価なものでございますので、みんなで共有しながら有効に使ってほしいと思っております。 最後になりますが、今回、職員による不祥事が発生しております。監査委員としましても、預かり通帳の検査を実施しながら、今回の不祥事がまた起きてしまったことを非常に残念に思っております。 原因についてはいろいろ考えられますが、課長と担当者がダブルチェックを行うという規則が守られなかったということが、原因の1つではないかと思っております。今後の対策については、全員で考えなければならないと思っております。 以上で、監査の報告を終わります。
委員長	西依監査委員、ありがとうございました。 決算審査等の報告が終わりましたので、ここで、西依監査委員さんには退席していただきます。たいへんお疲れでございました。ありがとうございました。 (西依監査委員退席)
委員長	本会議で付託されました認定第1号から認定第8号までを審査いたしますが、審査の方法について、お諮りします。 審査の方法は、議会運営委員会で協議を行い、認定第1号「平成23年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、お手元にお配りしておりますように、所管ごとに歳出の審査を行い、すべての所管課の歳出の審査が終わって歳入を審査いたします。

	認定第2号から認定第8号までの特別会計歳入歳出決算認定については、各特別会計ごとに審査を行います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 決算認定の審査に入る前に、平成23年度普通会計決算の概要について、説明を求めます。 財政課長
財政課長	おはようございます。 財政課のほうから、平成23年度決算の概要について、ご説明を申し上げます。 決算審査特別委員会資料、緑の表紙が付いておる資料があるかと思います。それをお願いいたします。 まず1ページでございます。 1ページにつきましては普通会計でございますけれども、これにつきましては、地方財政統計上の一般会計それから住宅改修貸付資金特別会計、この2つの会計を1つにしたものでございまして、これについてご説明を申し上げます。 1ページに記載をしておりますのは、この普通会計におきます事業の成果を、道路事業それから交通網の整備、農林業振興、商業の振興、学校教育環境整備、公園・緑地の整備、消防・防災対策、施策の7つに区分をいたしまして、そのうちの主なものを記載をしておりますので、後でお読みいただきたいというふうに思っております。 それから2ページでございますけれども、今後の財政運営上の主な留意点といたしまして、1つは歳入面で、本町の一般財源、自主財源の基幹でございます。 町税でございますけれども、本年度24年度当初予算につきましては、4年ぶりの税収ということで見込んでおりますが、23年度までは連続して減少ということで、特に個人住民税の増収がなかなか望めないという状況が続いております。 そういったために、予算を23年度編成しましたおりから、基金に頼らざるを得ないというのが実態でございました。 一方歳出面でございますけれども、福祉関係の扶助費、それから公債費関係、そういった義務的な経費が増加傾向にございます。 併せまして少子・高齢化対策をはじめとして、多目的運動公園の整備、町営住宅の建て替え、あるいは農業振興策、そういった大きな事業、こういったものを取り組むということがあるわけでございまして、こういった課題が山積をしておると。今後もやはり大きな財政負担を伴う事業を遂行していかなくやならないと、これが主な留意点として記載をしております。 また、先ほど監査委員からご報告がございました、議会初日にも申し上げました健全化判断比率をここに記載しておりますが、ここには22年度の数値を上げさせていただいております。これについては、よそとの比較をするために、23年度分の数値が出ておりません。全体的なものが。そういったために、分かりやすいようにあえて22年度の決算での比率ということで、14.4というのを上げさせていただきますが、23年度については14.6ということで、0.2ポイントほど上がっております。これについては、議会初日でご報告したとおりでございます。 それでは、内容の説明に入らせていただきたいと思います。 3ページをお願いいたします。 普通会計におきます財政状況でございます。 これについて、千円単位でご報告を申し上げます。 3ページの表の1、これをご覧いただきたいと思います。決算の収支状況を掲載をいたしております。

	平成23年度の歳入総額は12,262,781千円、前年度比911,386千円、6.9%の減という状況でございます。 歳出につきましては、総額12,016,890千円ということで、前年比845,303千円、率にいたしまして6.6%の減でございます。 歳入歳出差し引きの額は245,891千円、単年度の収支はマイナスの31,281千円でございます。 それから、翌年度に繰り越します金額でございますけれども、1,484千円。これにつきましては、東小田小学校のトイレの大規模改修分の一般財源分でございます。 それから積立金23,648千円、この積立金につきましては、財政調整の基金積立金を計上するというふうになっておりますので、その額を上げておるものでございます。 繰上償還金156,304千円、基金の取崩し額79,000千円。この基金の取崩し額につきましても、財政調整基金の取り崩しの額を計上することになっております。 実質単年度収支69,671千円でございます。 今説明申し上げましたように、単年度収支はマイナスですけれども、実質収支、単年度収支については黒字決算というふうになっております。 次に、4ページをお願いいたします。 4ページの表の2、普通会計の歳入歳出の決算の状況を掲載をしております。これで説明をさせていただきたいと思います。 この表につきましては、左側にですね、自主財源それから依存財源ということで、2つに分けて分類をいたしまして、歳入の額を記載をさせていただいております。 まず最初に、自主財源でございます。 一番上の町税でございますけれども、これについては、全体の24.1%ということで、最も重要な自主財源でございます。金額にいたしまして2,954,743千円ということで、前年度よりも1,530千円ほど、率にして0.1%の減というふうな結果になっております。 また、詳しくこの町税の内容につきましては、次の5ページに、町民税から入湯税まで、それぞれの税目ごとの数値を示しておりますので、後でご覧いただきたいと思います。 それから、町税の中で説明申し上げたいと思いますが、固定資産税、これが24,000千円ほど減額となっております。 やはり都市部では土地の下落につきましては、いづらか止まっておるようでございますけれども、やはりここら辺りにつきましては、まだ土地の下落傾向が続いておるというふうなことで、固定資産税についても非常な落ち込みがあるというのが実態でございます。 それでは、4ページに戻りまして、自主財源の合計でございますけれども、4,671,838千円、構成する比率としましては38.1%、昨年に比べまして243,331千円、率にして5%の減というふうになっております。 主な原因といたしましては、諸収入が153,904千円、35.5%の減でございます。また、サマージャンボ交付金1億円がありましたけれども、22年度については、広域圏のふるさと振興基金の分配金234,611千円、あるいは繰入金71,654千円、こういったものをしたわけでございますけれども、今年につきましては、特別会計からの繰入145,486千円、こういったものが減ということになって、こういうふうな5%減ということになったのではなかろうかとしております。 それとやはり町税がどうしても伸びないというのが、一番気になるところでござ
--	---

	います。 次に、下の依存財源でございます。各種交付金等につきましては昨年並みとなっておりますけれども、地方交付税については増額となりました。 町税が減少した、あるいは公債費、合併特例債の償還金の増等によって、こういった交付税が伸びてきたのではなかろうかというふうに判断しております。 それから国庫支出金につきましては、大きく減額になっておりますけれども、公共投資臨時交付金、地域情報通信基盤整備交付金、これはブロードバンドの整備の交付金でございます。こういったものが減少いたしまして、450,660千円の減となっております、1,086,120千円となっております。 それから、一番下の町債の減の主な要因でございますけれども、合併特例債を活用しました三輪小学校の校舎の改築事業がなくなったということで442,789千円の減、率にして27.4%でございます。金額は町債1,172,854千円となりました。 依存財源につきましては、合計額が7,590,943千円、全体の61.9%構成をしております。 それから、一番下の表でございますけれども、上の表で黒く区分のところを塗っております。これが一般財源を表すものでございます。塗っておらないものが特定財源ということで、それを合計したものを財源構成として、ここに掲載をしておるものでございます。特定財源等につきましては使途が決まっておるものでございます。 それから、これの中身、今、説明しました中身につきましては、次の5ページから8ページにかけまして、詳細に内容を掲載をさせていただいておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。 次に、9ページをお願いいたします。 歳出についてのご説明を申し上げます。 目的別の経費の状況ということで、表3に数値を表しております。ここに前年度との比較表を表しておりますけれども、まず増減が大きいところについてご説明を申し上げたいと思います。 総務費につきましては、太陽光発電等の工事による増という要因もございましたけれども、ブロードバンド整備あるいは基金の元金、積立金の減、そういったことによりまして804,827千円、率にしまして34.7%の減となりました。金額は1,515,857千円でございます。 それから、農林水産業費につきましては、ふるさと農道、赤坂地区の農業農村整備事業等の前年比、こういったものが率にしまして22%、101,334千円の増となったものでございます。 それから、教育費につきましては、町内小中学校に整備しました太陽光、風力発電、こういった事業が終わりまして、三輪小学校の、先ほど申し上げました改築等の事業も終わったというふうなこともございまして279,357千円、率にしまして23.5%の減、908,755千円となったものでございます。 そういったことが主な増減の要因でございます。 なお、この中身につきましては、9ページそれから10ページ、11ページにかけまして、内容等を掲載をしておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。 次に11ページ中段でございますけれども、性質別の歳出の状況でございます。 表の4をご覧いただきたいと思います。 まず、義務的経費でございます。この義務的経費については、任意的に削減できないものでございまして、歳出に占める割合が高くなりますほど、財政の構造の弾力性が失われてくるというふうなものでございまして、人件費、公債費、扶助費、こういったものが増えてきておるというようなことで、4,946,120千円、全体的な
--	---

	構成比が41.2%、昨年に比べますと160,998千円、率にしまして3.4%の増というふうになってきております。 特に義務的経費のうち、人件費のうちですね、共済負担金、これが大きく人件費の中では増えてきておるのが実態でございます。 また扶助費につきましては、毎年増えてきておりまして、自立支援給付費とか、あるいは乳幼児医療費、身体障害者の更生医療給付費、こういったものが増えておりまして、47,424千円ほど増加をしてきております。率にして3.5%でございます。 公債費につきましても繰上償還等で156,304千円行っておりますけれども、やっぱり元利の償還等の増によりまして62,160千円、率にして3.3%の増になったという状況でございます。 次に、投資的経費でございますけれども、普通建設事業につきましては、前年比510,088千円、率にして27.8%の減、1,325,550千円でございます。 これについては維持補修、それから投資的貸付等につきましては増となっておりますけれども、積立金あるいは繰出金、こういったものが減となった要因でございます。 失礼しました。これについては、今のことについてはその他の経費でございました。失礼いたしました。 その他の経費について説明を申し上げます。 物件費それから維持補修費、投資的及び出資・貸付金は増となりましたけれども、積立金及び繰出金は減となっております。 その他の経費の前年比でございますけど、496,213千円、率にして8%の減という状況でございます。 これの中身につきましては、12ページから14ページにかけまして詳細に掲載をいたしておるところでございます。 次に、15ページをお願いいたします。 経常収支比率でございます。これについては、財政構造の弾力性を判断するための指標でございまして、中段にその算式を掲載をいたしております。 人件費、扶助費、それから公債費のようなものを、毎年経常的に支出される経費、経常経費、これが分子になるわけでございます。 それから経常一般財源の総額、それから臨時財政対策債、こういったものが分母となって求めるものでございます。 この比率が高いほど財政の硬直化が進んでおるといふようなものでございまして、23年度の数値につきましては90.5、昨年在88.1%でございましたので、2.4ポイント高くなってきておるといふようなことでございます。 これの要因につきましては、繰出金等は減額となりましたけれども、特別会計繰出に対しての増、あるいは人件費、人件費は先ほど申し上げましたように、共済組合負担金、それから公債費の増、こういったものが増えてきたことによるものではないかというふうに判断をしておるところでございます。 次に、16ページをお願いいたします。 基金の状況でございます。 一番下の表の枠の下に書いておりますように、ミニ公募債、これについては基金に含めないというふうになっておりますので、ご了承をお願い申し上げたいと思います。 基金の数値について申し上げますが、この表の下から4番目を申し上げたいというふうに思います。決算統計上の数値でございます。 23年度は積立金、元金と利息の合計でございますけれども、339,720千円積み立てをいたしました。取崩し額が562,581千円ということで、22年度残
--	---

	高7,520,399千円から今申し上げた数値を引きますと、23年度末の残高7,297,538千円というふうな数値になっております。 基金の使途につきましては、ずっと前の7ページに掲載をしておりますので、後でご覧いただきたいというふうに思います。 次に17ページをお願いいたします。 町債の状況でございます。 ここでも表の一番下を書いておりますように、ミニ公募債につきましては、決算統計上数字には記載をしないということになっておりますので、その分を含めておりません。 表の上から4行目をご覧いただきたいと思います。 23年度の借入額を書いております。1,172,854千円の借入を行いまして、23年度の償還1,950,709千円を行っておるところでございます。 23年度末の残高が18,654,433千円となったところでございます。 町債につきましては現在のように、わずかではございますけれども、減少ということで、これについては繰上償還等をしてながら、あるいは借入につきましては、返済の90%ということの基本としてやっておりますので、減少しておるという状況でございます。 それから、18ページから19ページにつきましては、先ほど申し上げました性質別事業の3千万以上の事業、これを掲載をしておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。 それから20ページにつきましては、先ほど申し上げてきましたことを、表として一覧にまとめたものでございます。 それから21ページから22ページにかけましては、平成17年度から23年度までの歳入歳出の、21ページが歳入、22ページが歳出、これの推移を掲載をしたものでございます。 それから23ページにつきましては、これの収支状況を掲載をしたものでございます。 以上で、23年度の決算の概要の説明を終わらせていただきます。
委員長	普通会計決算の概要説明が終わりました。 この件で、特に質疑があればお受けいたします。 河内委員
河内委員	16ページ、17ページなのですが、22年度と23年度の比較がしてあります。 22年度は22年度の決算特別委員会に出された数字がそのまま載るべきだと思うんですが、数字が違っているのはどうしてでしょうか。
委員長	財政課長
財政課長	1千円の単位であると思います。 一応、決算の報告を県に行いまして、そのときの端数調整の関係で、1千円の調整というのが出てまいりまして、その関係で1千円の相違が出ておるということのようでございます。
委員長	質疑が終わりましたようです。 それでは、認定第1号「平成23年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」を、議題とします。 総務課の説明を求めます。 総務課長
総務課長	それでは、総務課関係の決算について、説明をいたします。 決算書のほうから説明をいたしますので、決算書の45ページをお開きいただき

	いと思います。 1 款 1 項 1 目の議会費でございます。この目につきましては、もうすでに議員の皆様はご存じだと思いますが、議員の報酬及び職員の人件費、議会運営に要する費用でございまして、支出済額が 1 2 9, 9 1 8 千円でございます。 決算内容でございますけれども、ほぼ予算どおりでございまして、経費の節減に努めて、予算どおりの支出をしたところでございます。内容については、説明を省略したいと思います。 次に、4 7 ページでございます。 2 項 1 目の一般管理費でございます。支出済額が 3 4 1, 9 0 4 千円でございます。不用額が 4, 0 6 4 千円出ているところでございます。 この一般管理費の主な内容は、特別職、町長、副町長の人件費、活動・行動費、それから総務課及び環境防災課の消防安全係、財政課の電算係の人件費、その他総務課中心の行政運営及び管理運営全般の費用でございます。 2 節、3 節、4 節の人件費関係は、他の課でもすべて省略いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。 1 0 節の交際費でございますが、この内容についてはホームページに公表いたしておりますので、説明は省略したいと思います。 1 1 節の需用費でございます。財政課で管理をしております統一消耗品を含めて 7, 7 1 7 千円を支出をしているところでございます。 1 2 節から 4 9 ページの 1 4 節までは経常経費でございますので、説明を省略いたします。 1 5 節の工事請負費です。これにつきましては、原発事故の災害で避難をされました夜須高原青少年自然の家の宿舎にお泊りをいただきましたけれども、そこにエアコンを取り付けた工事でございます。たいへんな猛暑でございましたので、エアコンを付けたということでございます。 1 9 節の一番下段に、東日本大震災被災者支援事業補助金でございますが、被災児童疎開ボランティアに被災児童の受け入れの補助金を交付したものでございます。 内容につきましては、千葉県の方から親子で、4 月 4 日から 2 1 日までの間、1 8 日間受け入れをしたところでございます。その補助金でございます。 次に、2 目の文書広報費、支出済額が 1 5, 0 5 4 千円でございます。 主な経費といたしましては、広報 1 万 1 千部の印刷製本費、それからたいへん好評を得ております町政要覧の動画版、DVD の作成費用、これが 1 3 節の下段、一番下でございますが 2, 0 0 0 千円、その他インターネット、町の例規集関係の経常的な経費でございます。 続きまして、少しページが飛びますが、6 3 ページをお願いしたいと思います。 2 4 目の自治振興費でございます。支出済額が 3 5, 7 4 7 千円となっております。 自治振興費の内容は、平成 2 3 年度から組み替えました区長の報酬及び区長会の運営費用と町功労者表彰関係の費用、及びボランティア保険料、総合賠償保険料でございます。内容はご覧いただきたいと思います。 次に、また少しページが飛びますが、6 9 ページをお開きいただきたいと思います。 3 1 目のそったく基金事業でございます。支出済額は 1, 5 7 7 千円でございます。 8 節の報償費でございますが、食の都づくりシンポジウム関係の発表者等の謝金、及びマスコットキャラクターの表彰等の経費でございます。 次のページ、7 1 ページでございますけれども、7 1 ページの 1 3 節の委託料でございます。 これにつきましては、中村学園大学との包括連携に基づきます、筑前クロダマルを
--	--

	核とした筑前町農産物のブランド化のために必要な調査研究委託事業が1,000千円と、マスコットキャラクター「ちくちゃん」の着ぐるみ政策委託料399千円でございます。 同じく71ページ、2項1目の税務総務費に、総務課が事務局を担当しております固定資産評価審査委員会の経費がございます。 1節の報酬が固定資産評価審査委員3名分の報酬でございます。 9節に費用弁償、それと研修旅費が審査会の費用でございます。 続きまして、またページが飛びますが、77ページをお開きいただきたいと思います。 4項の選挙費でございます。1目の選挙管理委員会費でございますが、選挙管理委員4名の報酬等で、282千円を支出をしておりますところでございます。 2目の選挙啓発費は、通常活動の費用といたしまして129千円を支出をしておりますところでございます。 5目の県知事及び県議会議員選挙でございます。 4月10日に選挙が行われました投開票事務の費用と、期日前投票に要しました費用4,854千円を支出をしておりますところでございます。 次のページでございますが、79ページでございます。 8目の農業委員会選挙費でございます。325千円の支出済額でございます。 これにつきましては、2月28日告示、3月4日の投票としておりましたけれども、定数内立候補でございましたので、投票を行っておりませんけれども、投票準備としての入場券印刷及び郵送の費用でございます。 続いて81ページでございます。 監査委員費でございます。監査委員2名の報酬、その他監査の事例集、追録代等で、1,219千円を支出をしておりますところでございます。細かい内容の説明については、省略したいと思います。 以上で、決算書の説明を終わります。 続きまして、決算資料のほうをお願いしたいと思います。 51ページをお開きいただきたいと思います。 時間の都合上もございますので、主要項目のポイントのみを説明したいと思います。 まず、総務課の人事秘書係でございます。 人事定数管理でございますが、総合計画後期基本計画で、平成28年4月の定員を177名に変更いたしましたところでございます。これは、急激に事務事業が増加をしておる子育て、健康、福祉分野など、併せて年金と雇用の接続としての再任用制度、いびつな年齢構成を考慮し、変更したものでございます。 時代の変化に即した適正配置を進めていく必要があるというふうに考えておるところでございます。 続きまして、給与管理でございます。 人事院勧告を尊重し、給与の適正化に努めておるところでございます。 続きまして、人事評価制度でございます。 平成22年度に引き続きまして、上半期の施行に取り組んだところでございます。この施行によりまして、職員自らの目標設定をするなど、職員の意識改革のきっかけとなっておりますところでございます。 次に、職員研修でございます。 階層別研修、初任者研修とか1部、2部、係長あるいは課長研修等がございます。これに30名。コミュニケーション能力などの分野別の選択研修に26名が参加をしております。
--	--

	ただし選択研修が一部の職員に偏ってきておるようでございます。研修に対する意欲を向上させていきたいというふうに考えておるところでございます。 安全衛生でございます。 衛生委員会を開催いたしまして、特にメンタル相談を強化をし、定期の相談9回、随時の相談9回を実施したところでございます。 続きまして、52ページでございます。 行政政策室でございます。行政事務委嘱でございます。 区長会に関することでございますが、区長に13事項の行政事務を委嘱をし、行政のパイプ役として活動をしていただいたところでございます。 それぞれの区におきまして、様々な課題がございます。そういったことで、情報交換の場を設ける必要があるというふうに考えておるところでございます。 続きまして、行政評価制度の導入でございます。 平成23年度から試行導入を行ったところでございます。職員の意識改革、住民への説明責任など、効果的な業務を行っていくことができます。事務事業の評価から施策評価制度を構築する必要があるというふうに考えておるところでございます。 次に、政治倫理審査事務でございます。これにつきましては、町の三役、議員の資産報告書の審査を行っていただきました。 将来の課題に、審査会意見書の抜粋を、そこに添付をしております。抜粋でございますが、お読み取りをいただきたいと思っておるところでございます。 続きまして、情報公開・個人情報保護でございますが、9件の情報開示要求がございました。適切に対応したところでございます。 53ページです。 少し飛ばしまして、県知事・県議会議員選挙事務でございますが、4月10日に投開票を行ったところでございます。期日前投票所1カ所に伴う支所、本庁間のシャトルバスを10日間運行したところでございますが、利用者が1人という状況もございまして、廃止も含めて検討が必要であるというふうに考えておるところでございます。 次に、54ページでございます。 住民自治基本条例の関係でございますが、素案はすでに検討委員会で作成をされておったところでございますが、国の地域政策の動向を見極め、あるいはコミュニティのあり方など、協働体制の構築も必要でありますけれども、今回、後期基本計画に位置付けたことによりまして、今後5カ年の事業として再検討していくというところでございます。 次に、広報関係でございます。 町の財政状況や様々な行政サービスの情報提供を行っております。今後もより分かりやすく必要な情報を的確に掲載するように努めていきたいと思っております。 次に、ホームページでございます。 情報を迅速に提供し、一部動画もアップすることができましたが、さらにリアルタイムに情報を提供するため、更新頻度を上げることと動画コンテンツの整備を進めていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。 次に、町政報告会でございます。 パワーポイントを取り入れまして、分かりやすく報告ができたと思っておりますが、参加者が固定化の傾向にあるのではないかなということを考えております。 ただし区長さん等は毎年交代をされますので、その分について入れ替わりがあっておりますけれども、より多くの町民に関心を持ってもらう必要があるというふうに考えておるところでございます。 広聴事務でございます。
--	---

	町長のたよりを実施をして、35件の提案が寄せられたところでございます。町長へのたよりは、町への提案を目的としたものでございますけれども、近年少し苦情が増えてきたのかなというところを感じております。趣旨を広報等で周知をする必要があるというふうに考えておるところでございます。 町勢要覧（動画）作成事業でございます。 23年度1年をかけて作成をしたところでございます。町内外への情報発信としてたいへん好評を得ており、大いに活用する必要があると感じておるところでございます。 次に、定例記者会見でございます。 議会の定例会前に開催をし、本町の情報を提供することで、新聞報道にいろいろ繋がっておるところでございます。 政策支援業務でございます。 クロダマル及び加工食品を核とした筑前町農産物のブランド化のために必要な調査研究を、中村学園大学政策支援業務委託をし、商品開発の推進、販路の開拓などの研究を行うとともに、食の都づくりシンポジウムを開催し、食の都づくり宣言を行ったところでございます。今後マスコットキャラクター「ちくちゃん」を大いに活用し、食の都ちくぜんを町内外にアピールをしていく必要があるというふうに考えておるところでございます。 最後でございます。東日本大震災被災者支援でございます。 被災者の避難受け入れ、あるいは義援金の受付を行ったところでございます。6月22日現在の義援金の総額でございますが、これは、町の500万円も含めて17,278,673円、6月22日現在で日赤に送付をしておるところでございます。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりしましたので、質疑に移ります。 一木委員
一木委員	資料の中での質問ということで、51ページでございます。 上のほうから5段目のところでございます。職員研修事務についてでございます。 この職員の研修につきましては、階層別の研修に30人と、それから選択研修が26名ということで、偏っているということでございますけれども、このような研修等をなされ、また出席をなされるということは大事なことでありますけれども。 このたびの職員による不祥事等を踏まえながら、研修等のあり方についてということで、町独自の研修を行っていく必要があるんじゃないかというふうに感じるわけでございます。 町の課題とか倫理的なものとかですね、モラル、こういったこと辺りを含めての全職員を対象とした町独自の、町のそういった研修の講師はですね、町の職員の経験のある方でよろしいんじゃないかなと思いますけれども、そういったことを行っていく必要もあるんじゃないかというふうに感じるわけでございます。 その点についての見解を求めたいと思います。
委員長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 職員研修ということで、町独自の研修もやった方がいいんじゃないかというご意見でございます。 町独自ではですね、接遇、特にあいさつを含めた接遇研修等は独自でやっておりますけれども、今ご指摘いただきましたように、やっぱり時代の流れの中で必要な研修は独自でもやっていきたい。 当然今回の問題については、マニュアル等を作ったら、町でひとつ研修をやりたいと思いますけれども、ご提案のように、いろいろな課題に応じてはですね、そういつ

	たことを随時研修を行っていききたいというふうに考えております。
委 員 長	川上委員
川上委員	私も成果と課題の51ページの2段目、給与管理事務について、お伺いをいたします。 人事院勧告を尊重して、給与の適正化に努めたということで、ここに掲げておられますが、ラスパイレスが101.3%と高いということで、ここに掲げられております。 県下60の自治体があるわけですが、その中でうちの自治体、町がどのような位置にあるのか、県平均とかでですね、そのことについての質問と。 もう1点が、この人事評価の処遇反映については、まだ現在検討中であるということで、ここに掲げておられます。 やはり昇給なり昇格については、この人事評価というのは一つの物差しとして大事なものだろうと私も考えますし、これがですね、やはり公正に評価していただくものと思います。 そこで、今後この評価について、どのように近い将来について考えておられるのか、この2点についてお伺いいたします。
委 員 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 まず、ラスパイレス指数の問題でございますが、筑前町の位置は、政令市を除きまして、筑紫野市、直方市と並ぶ、今県内では1位におるところでございます。 これについても、今、内容をいろいろ調査研究をしながら、改善策を検討しておるところでございます。 それから、人事評価との関係でございますけれども、22年度から半期ごとの試行を行ってまいりまして、24年度が初めて通年の人事評価を行っておるところでございます。 まず、一番先にやりたいと思っておりますのは、この24年度評価を管理職の評価に反映をさせていきたいと。ですから、管理職は25年度に、24年分を評価をして25年度に適用していきたいと、そのような方向で今準備をしておるところでございます。 もちろん次の段階ではですね、処遇の問題をどう反映していくかについては、十分検討していきたいというふうに考えております。
委 員 長	福本委員
福本委員	55ページですね、いわゆる食をテーマにしたまちづくりの関係で、今回「ちくちゃん」がキャラクターとして登場いたしましたわけですが、いわゆる商品関係はですね、かなり熟した状況だろうというふうに思いますけれども、やはり今後販売ということにある程度力を注いでいかなければならない、努力していかなければならないというふうに思うわけですし、やはり行政はどういった役割があるのかと、どこまでまた手を差し伸べるか、支援するのかという観点からですね、やはり私は一つのフェイスブックの利用ということも提案をさせていただいたわけでございますし、やはり今後販売の関係で、行政でできることで研究をしていただきたいというふうに思いますが、併せて町長のご意見も賜りたいと思います。
委 員 長	町長
町 長	お答えいたします。 一般質問のおりにも答弁させていただきましたけれども。 自治法ではですね、市町村、それぞれの自治体はどこまで地域振興策にかかわれるかというのはですね、まさにケースバイケースでございます。

	地域によりましてかなりかわり合いを深くしているところ、あるいはそこまでやらないところ、民間等がしっかりしているところにつきましては、そこまでやってない。 ですから、その地域の事情によって行政のかかわりというのは様々でございますけれども、わが町ではやはりそういった宣伝とかPRとか、そういった仕組みについてはしっかり応援していくべきだろうと思っております。 生産そのものについては、うちは農協もしっかりしておられますので、そういった方面が力を注いでいかれるのが適当だろうと、そのように考えております。 言われましたように、そういったインターネット等の活用も十分視野に入れてやっていかなければならないと思っております。以上です。
委員長	梅田委員
梅田委員	成果表の51ページから、まず、合併時に職員数を削減するというところで、28年4月で177人に見直したということなんですが、合併時の人件費を10年後には30%に削減するという方向性があったと思います。 正職の方、そして臨職、嘱託職員、働いておられますが、現在何%削減ができているのかということ、まずお尋ねをしたいと思います。 それとも1点は、52ページの区長報酬の件なんですけれども、これを算定方式と他自治体の状況を含め調査検討する必要があるということでございますが、この点をもう少し説明をいただきたいと思います。
委員長	総務課長
総務課長	まず、人件費の削減状況でございますけれども、平成17年の行革の集中プランで示しておりました数値が、皆様の成果と課題の中の決算の概要に載っておりますですね、平成16年が入っておりませんけれども、あの分の職員給の分でございます。 16年度が1,342,179千円という数値が上がっておりますけれども、23年度はそこが956,169千円ということで、パーセントでいきまして、今、28.76%削減をされておると。これはあくまでも職員給だけでございますけれども、集中改革プランはそういうことになっておりますので、そのことをお知らせしたいと思います。 それから、見直しをしております。総合計画の基本計画で見直しをしております。177名に増やしておりますけれども。 今ですね、先ほども少し申し上げましたけれども、年金と雇用の接続の問題が、議論がまだ決まっておらない状態で、非常にあやふやな状態でございます。 その辺がどうなるかによって、あるいははっきり再任用を制度化されるのか、あるいは定年制が延長になるのか、もう再任用というふうに思いますけれども、義務付けられた場合にどうなるとか、そこ辺の試算が非常に難しゅうございます。 だから、177名ではまだ試算をしておらない、制度がはっきりしていませんので試算をしておりますけれども、集中改革プランの中の23年度までで申し上げますと、今申し上げたように、28.76%の削減になっておることでございます。 次に、区長報酬でございますけれども。 実はですね、人口はほぼ横ばい、微減と言えば微減でございましょう。しかし世帯数だけは増えております。 その関係で区長報酬、今までの計算でいきますと年々上がっていきまして、当然、それだけの事務を行っていただくわけでございますけれども、近隣と比較いたしまして少し高いのかなというところもありますので、もう少し広範囲に調査を行いまして、区長報酬額も検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

委 員 長	宮原委員
宮原委員	資料の５２ページでございますが、情報公開、２３年度については、情報公開の請求が９件あったということでございますけれども、この９件の内容についてですね、報告できる範囲で結構でございますので、報告をいただきたいと思います。
委 員 長	総務課長
総務課長	すべて覚えておりませんが、入札関係ですね、プロポーザル、提案書を取ったものについては、後で公開をしますという条件を付けておりましたけれども、その分についての公開が何件かあったようでございまして、あとはたいへん申し訳ございません。ちょっと覚えておりません。 その関係の、いわゆる業者の皆さんが出された提案書をですね、これについては公開をしますということにしておりましたから、その分の公開が多かったと思います。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	資料の５４ページの、町長へのたよりの件でお尋ねします。 先ほど課長は、提案ではなくて苦情が増えてきているということで、趣旨を広報で周知したいとおっしゃっていましたが、町民にとって町長に直接意見が言えるのは町長のたよりではないかなと思うんですよ。 毎年３５件程度、２２年度も３５件、２３年度も３５件上がってきているわけですが、その中の提案の中で、実際活用、提案を取り入れたという事例はあるんでしょうか、お尋ねします。
委 員 長	総務課長
総務課長	近年で覚えておりますのは、各地域で草刈り作業をされる際に、機械もないというようなことで、草刈り機の貸出制度をですね、建設課のほうをやったことが、提案を取り入れてそのようなことを整備をしたところでございます。以上でございます。
委 員 長	久保委員
久保委員	資料の５１ページ、一番下でございます。 安全衛生事務ということで、主要施策の方向がですね、職員の安全及び健康を保持するとともに、快適な職場環境の形成を推進する。 私の知ってる限りでもですね、近年３人の職員の自殺がっております。また、休暇とかですね、休業の職員も多く見受けられるわけでございます。 成果的には快適な職場環境の形成を推進したとありますが、まだまだ足りないのじゃないかなと。回数的にはメンタル相談、定期的に９回、随時９回と。これが形式的なものじゃなくて、実際の問題として、悩みのある職員等に確実に対応してあるのか、また、今後していかなければならないと思いますけど、答弁をお願いします。
委 員 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 特に重点的に考えておりますのは、人事異動をされた職員とかですね、あるいは昇格をした職員、その辺については重点的に、あるいは総務課で時間外を集約をしておりますので、時間外が少し期間的に続いているところ、そういうところへもきちっと相談をしながら、その辺のところについてもですね、相談をうまく受けてくださいということで指導しながらですね、やっていただいているというところでございます。以上でございます。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 出納室の説明を求めます。
出納室長	出納室の説明をいたします。 最初に、決算書のほうから説明いたしますので、決算書の５１、５２ページをお願い

	いたします。 ５１ページ、６目の会計管理費でございます。当初予算額３，９７０千円、３月補正で６５２千円減額いたしましたので、予算現額３，３１８千円でございます。 予算の減額につきましては、嘱託職員の産休に伴いまして、１２月から４カ月分、報酬、費用弁償の減額を行ったものでございます。 ５２ページのほうで、支出済額３，２５３千円で、不用額６４千円になっております。 １節報酬につきましては、嘱託職員１名の１１月までの報酬１，２６９千円でございます。 ９節旅費の費用弁償は、嘱託職員の通勤手当で３２千円の支出を行っております。 普通旅費、研修旅費につきましては、出納室職員の出張旅費で、合わせまして８千円の支出でございます。 続きまして１１節需用費の中の印刷製本費ですけれども、これは、決算書の作成にあたりましては、最後の製本につきましては業者をお願いをいたしております。その決算書の製本費、それから公金納入通知書を印刷いたしております。それが主なもので４４千円の支出でございます。 １２節役務費、通信運搬費１６１千円につきましては、毎月５日、１５日、２５日の３回、口座振替によりまして支払いを行っております。振込件数の多い業者につきましては、振り込み内容が分かるように明細書を郵送いたしております。 それから、１月末には源泉徴収票を個人宛て、あるいは関係市町村に送付いたしております。その郵便代が主なものでございます。 同じく役務費の公金受払手数料６４７千円につきましては、指定金融機関あるいは収納代理金融機関等におきまして、税金や使用料など口座から引き落としをしていただいております。その件数に対しまして、手数料として１件につき１０円を支払っているものでございます。これは、町と協定書を交わす中で取り決めを行っているものでございます。 １９節負担金補助及び交付金につきましては、ＪＡ筑前あさくら農協と指定金融機関の契約をいたしております。窓口業務として２名の職員を配置いただき、税、使用料等の収納、その他支払業務をお願いいたしております。契約に基づきまして、人件費、負担金ということで１，０５０千円支出しております。 以上、決算書の説明を終わります。引き続き決算に係る主要施策の成果について、説明をいたします。 資料の５６ページでございます。 出納室の業務につきましては、収納、支出、基金の運用が主な業務となっております。 収納につきましては、ＯＣＲによります消し込み作業によりまして、税金、使用料など公金の収納事務を迅速に処理しているところでございます。 口座振替による収納件数等につきましては、成果のところに記載しておりますけれども、年間で１５万５千件程度の収納を行っております。関係各課、指定金融機関と連携を図りながら、正確な事務処理に努めてきたところでございます。 支出におきましては、毎月３回の定例振替、あるいは人件費等の支払いを正確に、遅れることがないよう行っております。今後ともさらに公金の適正な支出に努めていきたいと思っております。 次に、基金の運用ですけれども、景気の低迷によりまして金融情勢は非常に厳しい状況にありますけれども、いろいろな方面から情報提供をいただきながら、効率的な運用を行ってきたところでございます。今後とも基金の運用につきましては、専門業者からの確実な情報提供によりまして、効率的な運用に努めていきたいと考えている
--	---

	ところでございます。 その他の業務におきましては、源泉所得税の納付、さらには企業会計であります水道事業の会計事務を行っているところでございます。 以上で、出納室の決算並びに主要施策の成果について、説明を終わります。
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 金子委員
金子委員	ちょっとこの中には出ておらないわけですけど、出納室として工事契約の保証金をお預かりになっておると、私は思うわけです。 今は、おそらく保証協会が主ではないかと思えますけれども、現金でまだ供託される方もあるのですか、お伺いします。
委 員 長	出納室長
出納室長	契約保証金の関係でございますけれども。 入札後工事契約をされる際に、契約保証金を納めてもらうように手続きがされておるようでございます。その手続きに基づきまして、出納室のほうで現金を預かっておりますので、通帳のほうで管理をしておるところでございます。
委 員 長	金子委員
金子委員	本来ならばですね、議会に提示する必要はないものかと思えますけれども、私どもも、それはもう来年度からでかまわないんですけれども、そういうのがあるんだというんで、どういうふうに動いておるんだということを、議会としても知りたいと思うわけですが、一覧表かなんかで見せていただくわけにはいきませんか。
委 員 長	出納室長
出納室長	預かりました契約保証金につきましては、金銭出納簿に記載しまして管理をしておりますので、それを提示することはできますので、それを提示していきたいと思っております。
委 員 長	内堀委員
内堀委員	基金運用について、ご質問いたします。 今議会で、全協ですかね、で提示された基金運用についても、やはりかなり厳しい状況にはあると思うんですけれども。 ここで専門業者との連絡の徹底、職員の資質向上ということがありますけれども、専門業者ということで、特に、具体的に名前が上げられるようなものがあったら教えていただきたいのと、特に職員の研修については、何か特別にやっているか、お伺いしたいと思います。
委 員 長	出納室長
出納室長	基金の運用の関係でございますけれども。 特に国債の関係ですが、国債の金利が上がった場合、今、売却すれば売却益が出るというような、そういった情報を専門業者のほうから、証券会社のほうから情報を頂いておるところでございます。 現在、証券会社については、3証券会社と取引をしておるところでございます。 基金の関係の研修ですか。
委 員 長	内堀委員
内堀委員	職員の資質の向上ということで、特にこういう基金運用については、専門的ないろんな情報とかも必要だと思うんですけれども、そういうふうについて、特に研修等をされているのでしょうか。
委 員 長	出納室長
出納室長	職員研修は行っておりませんが、運用状況等につきましては、庁議の中で課長のほうに報告等を行っておるところでございます。

委 員 長	梅田委員
梅田委員	５６ページ、口座振替によります収納件数が記述されております。口座振替の場合ですね、たまたま残金が少なかったということで、引き落としができない場合が発生すると思います。 企業と言いますか、の場合はですね、じゃあ何日までにもう１回引き落とししますので、それまでに通帳に預金というか、銀行に入れ込んでくださいというような通知が来るわけです。しかしながら、町からのそういったものはなくて、納付書だけが送られて来る。 ということであれば、その納付書を持って、昨日も一般質問をしましたけれども。
委 員 長	ちょっとすみません。それは納税推進室のほうで聞いていただいたほうが、中身については、ちょっと分らないと思いますので、よろしくお願いします。 （「はい、失礼しました。」の声あり）
委 員 長	他にないでしょうか。 質疑が終わりましたようです。 これで、出納室を終わります。
休 憩	
委 員 長	ここで、休憩をいたします。 １１時から再開をいたします。 （１０：５１）
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１１：００）
委 員 長	企画課の説明を求めます。 企画課長
企画課長	企画課でございます。まず、決算書に基づきまして説明し、その後、決算審査特別委員会資料の中の決算に係る主要施策の成果及び将来課題につきまして、説明いたします。 説明に入ります前に、たいへん申し訳ございませんが、決算書などに誤りがございます。お手元に正誤表をお配りいたしております。たいへん申し訳ありませんが、よろしくお願いします。 それでは、決算書の５７、５８ページをお願いいたします。 ２１目企画費、支出済額は１２５，８８０千円、不用額は６２６千円となっております。 次に、５９、６０ページをお願いします。 １３節委託料、総合計画策定業務委託料４，２００千円は、後期基本計画策定に関する委託料でございまして、計画書の印刷代まで含んだものでございます。 次に、１５節工事請負費２６，７５５千円、西鉄路線バス、新町、当所、長者町、コスモスプラザ前及び石櫃バス停の駐輪場などの設置工事費でございます。 １７節公有財産購入費４，１８３千円は、先ほどご説明申し上げました石櫃バス停駐輪場、待合所の用地取得費でございます。 １９節広域圏事務組合一般管理費負担金１４，５６８千円、この負担金の主な使途は、広域圏へ派遣されています朝倉市、本町職員の人件費へ充てられています。 NHK新たな難視地区助成金１，１２０千円、地上アナログ放送からデジタル放送へ移行することに伴いまして、新たに難視聴地区が発生をいたしました。この地区の世帯に対しまして、NHKからの助成金を原資としまして、１世帯当たり２８千円の助成を行ったものでございます。

	次に、２２目平和記念館費、支出済額は７０，４４６千円、不用額は１，３６４千円となっています。 ８節報償金２，１８７千円、主なものは、朗読公演を６６３回行いました際の謝金でございます。 ６１、６２ページをお願いいたします。 １１節需用費の消耗品費３，８７１千円は、主に売店グッズや商用、事務用消耗品購入費でございます。 １２節役務費の中の手数料１，７３２千円は、旅行社を通じて入館した場合に支払う取扱手数料などでございます。 １３節委託料のうち戦時資料業務委託料３，５１２千円、記念館収蔵資料のデータベース化に要した経費でございます。 平和記念館業務委託料１，２７３千円は、主なものは、記念館紹介のＤＶＤ作成分でございます。 １４節使用料等の入場料２８６千円は、甘鉄太刀洗駅構内にございますレトロステーションと連携しまして、共通入場券を発行いたしました。この応分の負担分でございます。 １５節工事請負費６，９６０千円は、主に記念館スロープの屋根設置工事費でございます。 記念館の説明が終わりましたので、記念館の収支でございますけれども、支出済額が７０，４４６千円に対しまして、収入は、入館料、グッズや県補助金など５８，０９０千円でございます、差し引き１２，３５６千円の収入額となっております。 次に、６３、６４ページをお願いいたします。 ２５目コミュニティ推進費、支出済額は６，３２４千円、不用額は２２５千円となっています。 主な支出は、６５、６６ページをお願いいたします。 １９節コミュニティ活動推進助成金４，９２３千円、南部地区コミュニティ運営協議会の助成金でございます。 次に、２６目女性センター費、支出済額は１５，３４０千円、不用額は１，０８１千円となっています。 支出のうち１５節工事請負費、女性センタートイレ改修工事３，６１２千円は、老朽化した屋内トイレを改修したものでございます。 施設案内表示板変更工事５６７千円は、平成２４年４月１日から女性センターを男女共同参画センターへ施設名を変更することに伴いまして、施設案内表示板を作成、設置したものでございます。 次に、６７、６８ページをお願いします。 ２７目男女共同参画推進費、支出済額は１，１１１千円、不用額は３４２千円となっています。 主な支出は、１１節需用費、印刷製本費３６０千円、第２次男女共同参画プランのダイジェスト版及び中学生版として編集し、製本したものでございます。 相談業務委託料４４４千円は、女性相談窓口を朝倉市などと共同で開設した経費でございます。 次に、７９、８０ページをお願いいたします。 ５項統計調査費、１目統計調査総務費から、次の８１ページ、８２ページの１２目経済センサス活動調査費まで、また、７９、８０ページに戻っていただきまして、支出済額は７７６千円、不用額は４４千円となっています。 主な支出は、１２目経済センサス活動調査費でございます、５年ごとに実施されています同活動調査に要した経費でございます。
--	---

	次に、123、124ページをお願いします。 6款1項3目観光振興費でございます。支出済額は2,669千円、不用額は24千円となっています。 主な支出は、13節委託料、観光マップ作成業務委託料1,499千円、従前のものを改訂いたしまして、より利用しやすく編集し発行したものでございます。 以上で、決算書の説明を終わります。 次に、決算審査特別委員会資料、23年度決算に係る主要施策の成果及び将来課題の57ページをお開き願います。 まず、総合計画策定業務であります。 平成22年度から後期基本計画の策定作業に入りまして、24年度から28年度の5年間の後期基本計画の策定を行ったところでございます。 次に、町内まつり事業助成事務であります。 夜須高原音楽祭及び大国様物産店の開催費に助成を行いました。 どーんとかがし祭実行委員会事務局事務、この祭りは4回目の開催でありました。住民と共同で一層進めていくために、多くの住民が参画して運営を図ることが課題でございます。 次に、みんなで創る郷づくり事業、1団体へ助成を行いました。 町単独でこの事業を行っていることを、NPOなどへ事業の周知を図る必要がございます。 次に、58ページをお願いします。 ふるさと応援寄附金推進事業でございます。 14名の方から70千円の寄附がございました。 次に、朝倉地域広域連携プロジェクト推進会議参画事務でございます。 この組織は平成22年度に設立され、23年度から本格的に記載の事業が取り組まれたところでございます。 次に、59ページです。 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合参画事務関係で、事務事業費及び市町村会館運営費を負担したところです。 広域圏につきましては平成24年度から、消防、救急に特化した組織に再編することが確認されていましたが、その後広域圏で事務を行ったほうが得策であるとの考えから、引き続き記載の事業が共同事務として行われることになりました。今後さらに行政改革が進められることが望まれます。 観光情報発信事務では、観光ガイドマップを改訂して発行しました。観光で本町を訪れ回遊し、結果として経済活動に結びつくような取り組みが必要であります。 次に、60ページです。 公共交通活性化対策事業でございます。 従前の福祉バスの運行ボリュームなどを拡充しまして試行運行を行いました。結果として利用者が1.3倍となりましたが、経費は3倍弱となったところです。 運行ボリュームなどのサービス水準と、要する経費との整合性をどう整理するかが今後の課題であります。 公共交通利用促進整備事業は、路線バス利用の利便性を向上させるために、既成のバス停に駐輪場などを整備したところです。 次に、61ページです。 平和記念館管理運営事務、次の企画展開催事業ですが、常設展示に合わせて朗読公演や企画展などを開催し、平和情報の発信を行ったところです。 入館者は11万5千人で目標を下回りました。今後児童・生徒の恒常的な入館を図るため、営業活動を強化することなどが大きな課題であります。
--	--

	次に、62ページです。 コミュニティ推進業務であります。 まず、南部地区運営協議会活動につきまして、他地区のモデルとなるように支援を行ったところです。 組織化では、南部地区コミュニティ運営協議会が発足して3年が経過しましたが、他の4地区の組織立ち上げの目途は立っていません。 この要因は、現在の本町のコミュニティの推進は、行政区中心が根付いており、校区を中心とした活動の具体的な課題、緊急性や必要性が見えにくい状況にあることなどがあります。 以上から、当面は拙速な組織化を避け、調査研究に力点を置いて取り組んでいく考えでございます。 次に、NPOボランティア支援業務であります。 ボランティア活動の情報誌の発行を行いました。 課題としまして、平成24年度末までにボランティア活動基本計画の策定を目指すとともに、ボランティア活動の情報誌を定期的に発行していくことがあります。 次に、63ページです。 男女共同参画推進業務であります。 男女共同参画の推進を第2次プランに基づきまして取り組み、一定の成果を上げることができました。しかし、地域での女性参画が進んでいない実態から、女性の意識改革や女性が参画しやすい環境づくりを、継続して取り組む必要があります。 次に、女性センターの運営管理業務であります。 主催事業などを開催しまして、就業などに関する支援を行ったところです。また、平成24年度から施設名を女性センターから男女共同参画センターへ変更することを契機に、当センターを男女共同参画推進の拠点と位置付けまして、男女が利用しやすい環境を整備することが課題であります。 次に、64ページをお願いします。 経済センサス活動調査業務であります。 町内823事業所の調査を11名の調査員の協力を得まして、円滑に実施することができました。 統計調査は近年、調査環境が悪化しており、その対策が課題でございます。 以上で説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	決算書の66ページ、25目コミュニティ事業部の19節負担金補助及び交付金ですが、コミュニティ活動推進助成金4,923千円、主に南部コミュニティということでしたが、南部コミュニティへの助成金はこの内のいくらですか。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 決算額の内訳でございますけれども、まず、南部地区コミュニティ運営協議会の実質的な運営の分、これが4,772千円、それから南部地区、5区の行政区がございまして、この合同行事ということで、別途に、昨年度は天候不良のため中止になりましたけれども、こちらのほうに151,185円の助成をいたしております、合計の4,923,185円でございます。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	今、課長、南部コミュニティ運営助成金4,772千円とおっしゃいましたが、審査委員会資料の中では4,572千円になっています。この違いの説明をお願いし

	ます。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 失礼しました、先ほどは。 4, 7 7 2千円の内訳でございますけれども、あそこの職員が配置されております。そういった者に要する人件費的なもの、これが4, 5 5 2千円、それから、専門委員会というのが4部会ございます。これが2 0 0千円。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	足したら合わないんですけど。
委 員 長	企画課長
企画課長	たいへん申し訳ありません。何度もですね。 2 0千円というのが合わないということになりましょうが、これは、行事参加者の保険代ということで、別途助成をしているということでございます。たいへん申し訳ありませんでした。
委 員 長	一木委員
一木委員	資料の6 1ページでございます。一番上の段になります。 記念館についてでございますけれども、記念館に展示している9 7式戦闘機を所有する同協議会、朝倉市と大刀洗町と筑前町ということになっているということでございます。 恒常的に借り受け、展示を引き継ぐということでございますけれども、このようになっていることに対しては理解できるところでございます。 これから年数経っていく中で、これらの他の市、町等ですね、なかなかこういったことが、やはり分かりにくくなっていくこともあるかと思われます。 そういったことで、この借り受けということでもありますけれども、筑前町のほうに譲渡をしていただくことができないものかと、いうふうに感じられるわけでございます。 こういったことを、ずっと今後続けていくということではですね、実質的にはもう記念館のほうで維持管理等をしているわけでございますので、譲渡をしていただけるようですね、方向での検討がなされないものかなということで、お尋ねしたいと思っております。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 9 7式戦闘機でございますけれども、この所有は記載のとおりでございます。結論から申し上げます、非常に難しいと思っております。 やはり経緯がいろいろございまして、本町が譲り受けるというのは難しいんじゃないかと思っております。 そういった話をこの協議会で行ったこともございません。今後そういったことを基にですね、そういったお話はしたいと思いますけれども、経緯を考えれば、非常に難しいんじゃないかと思っております。以上でございます。
委 員 長	川上委員
川上委員	決算書の6 1、6 2ページでございますが、使用料及び賃借料のことにつきまして、お伺いをします。 今、課長のほうから、2 3年度は1 2, 3 0 0千円程度のマイナスだったということで、報告を受けたわけですが、この券売機の借上料6 8 8千円、これは昨年も同じ金額だったと思います。 ただこれがですね、現在使用されておらないということで、私は確認したんですが、

	これがいつから使用されずに今現在に至っているのか。まず、このことにつきまして質問いたします。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 今現在は使用をしております。 今まではいろいろですね、不具合なんかもありますし、いろんなことで使っておりませんでしたけれども、今現在は使用を開始いたしております。以上です。
委 員 長	川上委員
川上委員	いいことだと思います。 これがですね、やはりリース料だと思うんですが、これが使用しないままでですね、料金だけ払うということであれば、当然もったいないことでございます。 ただ、これを使用することによりまして、受付の方々が若干仕事の軽減ができたのでしょうか。どういうふうな内容でしょうか、そこら辺の対応について、お伺いいたします。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 結論から申し上げまして、そんなに券売機があることによってですね、事務的なものが軽減されると、そんなに量的に多いものじゃないと思っています。 また、券売機によってですね、きちんとした今日の売上とかですね、そういったものがきっちりデータとして出て来ると、そういった利点がございます。 券売機で出てきたものを、また受付の人に渡して半券を貰うという、そういった作業がございますから、その辺りの業務は軽減されていると思いますけれども、そのように認識をしているところです。
委 員 長	川上委員
川上委員	これを使用してもあんまり効果がないということであればですね、このリース契約を解約したほうがよろしいんじゃないですか。そして、今までどおりの受付で、以前はそのような、もう券売機を使用せずにしてあって、今現在は使われておると。 しかし、それによって、その効果があんまり出てないということで、そこら辺の内容があれば、私はもう解約したほうがいいんじゃないかと思うんですが、そこら辺の見解をお願いします。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 券売機がないとですね、入館者から直接現金を頂いてですね、そして発行することになりますので、とにかくそういったことをきっちりですね、機械を通してやることによって、データが、先ほど申し上げましたとおりですね、ちゃんとそうした履歴が残ってまいりますので、そういった利点はございます。そして今日の入館者数とか売上とかですね、そういったのを照合できるというのがございますので。 特に現金はですね、できるだけ職員は取り扱わないと、そういった考え方で進めてまいりたいと思いますので、それに則りまして券売機を大いに利用したいと思っています。以上です。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	資料の５９ページです。 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合のことが記載されておまして、これはですね、当初消防、救急業務に特化して組織再編成ということで進められていたと思いますが、見送られたということでありまして、じゃあ、ここにですね、事務費の負担として１４，５６８千円、そして市町村会館運営費で１，９６９千円ということで負担を

	しているわけですが、このことによって、じゃあ筑前町がですね、どのような利益を受けるのか、メリットがあるのかということをお尋ねしたいと思います。 市町村会館事態をですね、筑前町はあまり利用する機会、広域圏の会議のときは利用されておりますけれども、町自体としてはそれほど利用はされていないと思いますし、どういう経緯でこういうふうになったのかということをお尋ねいたします。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 まず、広域圏の共同事務でございますけれども、先ほどご説明申し上げましたように、消防、救急に特化した組織に再編するということを確認されておりましたけれども、引き続いてこのような共同事務をやるということになりました。 その一番大きなものは、①の救急医療の関係でございます。 これは非常にですね、いわゆる補助の相手方、補助を交付する相手方が医師会でございまして、非常に高所的なものもありますし、非常に専門的なものもあると。金額も非常に大きいんですね。そういったこともありまして、こういったものはやはり協働すべきではないかという考えになったところでございます。 それとか無料の法律相談、これについてはいろいろございました。これも目下検討中でございまして、どういった形でもっていくか、共同事務として続けるかどうか、まだ結論が出てないところでございます。 とにかく共同事務については、本町といたしましては、当初の方針通りそういった方向で行くべきじゃないかと、そういった主張をしてまいりましたけれども、あくまでもこの広域圏は合議制でありますから、そういった中で、こういった掲載の事務が引き続き継続されると、引き続き行われるというような事態になったところでございます。 2点目の市町村会館の件でございますけれども、これについても23年度、大いに議論をしてきたところでございます。いわゆる有効な活用策について、検討してまいりまして、これも本年度、24年度も引き続いて検討しているところでございまして、とにかく市町村会館、歴史があるというようなことで、とにかくいわゆる処分、解体するわけにはいかないというような声もありまして、そういった経緯もあって、今日まできているところでございますけれども。 とにかく類似の施設はですね、各市町村にあると、それはもう充足されているというようなことで、そういった主張を私どもはしているところでございます。 これについても近々一定の結論は出されるものだと思っております。以上でございます。
委員長	梅田委員
梅田委員	同郷の甘木・朝倉ということで、今までの経緯もございまして、今後もそれは有効に交流を重ねていかないといけないということは、重々承知をしているところでございます。 こういう言葉を使ったらどうかと思いますが、何か押し切られているのかなというような気もいたします。 そういったことで、町長は、この点はどのようにお考えなのか、そして今後の方向性はどのようなふうになっていくのか、ということをお尋ねいたします。
委員長	町長
町長	お答えいたします。 基本的に広域圏業務につきましては、消防業務に特化すべきだと考えております。 併せて救急医療業務、これも併せて、一部事務組合そのものは解散しないわけでございます。一部事務組合の解散は、すべての構成市町村の議決がなければ解散できま

	せん。 したがいまして、1 団体が解散に同意しなければ、半永久的にこのまま法律が保障するという団体になるわけでございます。 そういった意味においては、やはりこの三者の合意というのはですね、極めて重要な組織であるということでございます。 この問題につきましては、今、地方自治法のほうで研究がなされております。 本来ならば今国会の提案されるような話も聞いておりましたけれども、例えば広域連合あたりでもですね、1 市町村が解散に反対すれば全員ができない、ということについては問題があるのではないかという議論もなされているところでございます。 しかし、まだ法案は成立しておりませんので、現行法で行けば、1 市町村が反対しても解散できないと。業務についても、すべての合意がなければできないというふうになっているわけでございます。 そこで、合意を求めて、私どもも主張をしております。 基本的には三者ともですね、ある程度特化すべきではないかということについては、一致点が見出していると思われましますけれども、特に町村会館の跡地利用につきましては、施設の所在地であります朝倉市さんのほうにですね、ぜひともこのまま譲り渡したらどうだろうかということを、東峰村さんとも一緒に話し合いをしたところでございますけれども、それでもなおかつ、この利用については、朝倉市さんの主張としては、みんなで考えるべきだということでございます。これは、広域圏議会の議員となっておられる方もご存じだろうと思ひますけれども。 そういった主張で、ちょっとまだ歩み寄れないというところがございます。 ただ、私どもの主張は、朝倉市にある施設を、もう早々は利用できないと、しなくてよろしいという考えでございます。 ただ、朝倉市さんもお案内のように、今度甘木市に立派なまたそういった公民館的な施設も建設されておりますので、また、状況も変化しておると考えております。 そういった中で、ぜひとも私どもについては、もう会議があれば、ぜひうちのめくば一るでも大いに活用していただきたいという思いでございます。 ただ、実態的にはまだ市町村会館もですね、筑前町の方もかなりの利用がございます。そのことはお伝えしながら、今後のいい方向にもっていききたいと、できるだけ跡地利用については、他の利用を考えていききたいと、そのような考え方でございます。ぜひ議会議員の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。
委員長	梅田委員
梅田委員	やはり当初の計画どおりですね、消防、救急と、また、救急医療対策ということはいへん重要なことでありますので、その点は十分踏まえた上で、町長にはしっかり頑張っていただきたいと思ひますし、特に西部分署の拡充の問題等がございますので、しっかりと町長に期待をしたいと思ひます。
委員長	栗野委員
栗野委員	決算書の123、124ページの3目の観光振興費、また13節の委託料についてお尋ねをいたします。 観光マップ作成を5万分されたとお聞きをいたしました。私、ちょっと説明が聞き取れなかったのですが、5万部をどこに、どれくらいの箇所においておられるか、お尋ねをいたします。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 5万部作っておりますけれども、特にマップに掲載している店舗に置いたり、それから主たる施設に置いたり、それからいろんな会議の中でお配りしたり、そういった

	ことで活用をしているところです。 まだまだ十分にですね、向こう3年ぐらいは使いたいと思っておりますので、ストックがあるということでございます。以上です。
委員長	久保委員
久保委員	今、葉野委員の同じ質問になります。観光ガイドマップについて、質問します。 今回、観光ガイドマップが作成されました。観光PRの活性ということで作られたわけでございますが。 同じ時期に商工会がグルメマップを発行いたしました。内容的には、観光とグルメは違うように思われますが、内容的にはよく似たマップでございます。 同じ町を紹介するんであれば、町と商工会がタイアップしてですね、経費削減とは言いません。合わせれば大きな費用になります。さらに質の向上を目指した観光とグルメマップ、これを作るべきじゃなかったかな。その辺のお互いの話し合いというか、あれがなかったかもしれませんが、企画課はですね、そういうふうな観光とか商工会への発信課でもありますので、今後の課題ですね、ぜひ今後は、ああいう二重したものが発行されないように、できれば観光マップの中にいろんなグルメの商店などの紹介も入るんであれば、商工会とタイアップしたものがいいんじゃないかと思いますが、答弁をお願いします。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 町の商工会と十分に連携しまして、これは作ったところでございます。 この編集にあたって、内容についてですね、例えば今回初めての取り組みでございまして、29の店舗の協賛を得ましてですね、協賛金を取って、1万円頂きまして、そして掲載しているんですけど。その募集も商工会のほうでやっていただいた経緯がございます。 そのように、十分過ぎるぐらい十分にですね、商工会とはタイアップしてやりましたので、その点は申しておきます。以上でございます。
委員長	久保委員
久保委員	協議の結果、同じようなものが2つ出たわけでございます。これは、逆に言えば商工会としても、無駄とは申しませんが、二重の経費がかかっている。町に委託してもよかったのではないかと思います。 内容的にですね、もう少しだぶらないような内容、もっと質的にですね、2つのものを1つにすれば質は向上します。 課長はよく相談されたとか言われましたけど、同じようなものが2つ出ております。今後の課題です。ひとつ研究をお願いしておきます。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 もうご指摘のとおりだと思います。結果として、そうなっておりますからですね。 本当に商工会のほうにはご無理を言ってですね、一緒にこれを作りましょうということで、やってきた経緯がございますから。 私どもはそういった商工会独自で作られるというようなことは、そういった情報は全く得ておりませんでしたし、まさかそういうのが後から出てくるとは思っておりませんでしたからですね。 そういう点は、本当に常日頃から商工会とは連携を取りながら、こういったものは作ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。
委員長	一木委員
一木委員	資料の中でございます。59ページになります。上から2段目になります。

	県南総合開発促進協議会の参加事務ということで、具体的な措置の中で、本町は次のことを提案をしたということで、②のところでございます。 水資源開発事業の推進ということで、小石原川ダム事業の促進というふうなことでございます。このことにつきましては、経緯は私どもも承知しているところでございます。政権交代後、この小石原川ダムの計画が棚上げというか、今、動きが止まっているということになっているわけでございます。 本町におきましては、合併後ですね、筑前町の町有林、小石原川ダムの計画地をですね、水資源機構のほうに土地と立木と買っていただいたということがございますけれども。 政権交代がまたあればですね、動きが出てくるかどうか分かりませんが、このダムの必要性ですね。大山ダムの建設もできておりますし、本町といたしまして、この小石原川ダムがですね、本当に今後どの程度と申しますか、必要であるということで計画があったことは承知していますけれども、今後においてですね、本当にその必要性がどのくらい程度ですね。必ず建設をしなければ水が不足するとかですね、そういったことであるものか、その辺りも検討する必要もあるんじゃないかなと思いますけれども。また、ダムの建設に伴って負担金等も生じてくるわけでございます。 この辺りが、今後政権も非常に、今揺らいでおりますけれども、交代等があれば、また、ダム建設が復活してくるものか、その辺りについての感触がどうなのか。 また先ほど申しましたようにですね、本当に必要なのかということあたりについての見解を求めたいと思います。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 この県南総合開発の提言事項というのは、1つの町村ではない、この朝倉圏域からですね、共通の課題を上げるというのが基本としてございます。そういったことで、これを上げているわけでございますけれども。 直接的には、この②の小石原川ダム等々につきましては、いわゆる本町の上水ですね、水道量を確保するというのがございますから、そういったことから上げているということがございます。以上でございます。
委員長	一木委員
一木委員	今、課長の説明で、本町の水道水の原水と申しますか、そういったこと辺りも含めてということで分かるわけでございますけれども。 今の現況といたしましては、水については、農業用水または水道水等については、当面は困ったと、困っているというふうな状況ではないんじゃないかなという気もするわけでございますけれども。 相当なまた費用もかかって、負担等も生じて来るわけでございますけれども、この動きが、今後出てくるのか。もうこのまま凍結したままで進まないものか、その辺りの感触はどういうふうに感じられてあるものか、ですね。 その辺りについて、どのようにご判断されておられるでしょうか。町長あたりは詳しいかなと思いますけれども、見解を求めたいと思います。
委員長	町長
町長	お答えいたします。 この小石原川ダムにつきましては、国のほうからストップがかかったと。そして、必要性について検証、検討しようということの指示がなされております。 国交省はそれを受けまして、関係市町村長をですね、市町村長の意見を聞くという場がございました。 私も朝倉、甘木の1つの首長といたしまして出席いたしましたし、久留米市、福岡

	市、それぞれの市長、副市長等が出席でございました。全参加者、首長が必要だという意見を述べられました。 私も直接的に事業には関係ございません、間接的にはございますけれども。 特に、朝倉、甘木におきましても、東峰村、朝倉市については、強い要望がなされておったということでございます。併せて久留米地区についても、しかりでございます。 そういった状況の中から、検証の結果としましては、現事業を推進していこうと、そのことを政府のほうに要望していこうというふうな結論になったところでございます。 したがって、要望がなされますけれども、実施されるかどうかは、まだ不透明なところがあるというところでございます。 ですから、町全体の圏域の方向性としては、推進でございます。以上でございます。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これで、企画課を終わります。 続きまして、財政課の説明を求めます。 財政課長
財政課長	財政課から平成23年度の決算の説明を申し上げますが、その前に、先の決算概要の中で、私のほうが説明申し上げました内容、一部訂正をさせていただきます。 普通会計につきまして、本町の普通会計につきましては、一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計と申し上げるところをですね、私が、住宅改修資金特別会計というようなことを申し上げたようでございます。新築資金等の貸付特別会計でございます。訂正させていただきます。 それでは、決算の説明に入らせていただきます。 決算書の51ページをお願いいたします。 3目財政管理費でございます。支出額51,433千円でございます。 内容等の説明に入ります。 人件費等についての説明は省略をさせていただきます。 9節の旅費でございますけれども、研修旅費がでございます。これについては、9月に地方行財政の講習会が東京のほうでありまして、2日間ありまして、これに出張しました職員の研修旅費でございます。 それから、需用費につきましては、消耗品、これは事務遂行上の手引書等の購入費でございます。 委託料でございますけれども、財務関係の4表作成の業務委託でございまして、2つございます。 1つは、公有財産の管理台帳を作成をする管理システムの経費1,537千円、それから公会計制度の対応支援の保守料として1,617千円と、この2つでございまして、この公会計につきましては、1月に報告会をしたところでございます。 それから、負担金10千円につきましては、9月の財務行政講習会の研修の講習負担金でございます。 次に、7目の財産管理費でございます。128,537千円でございまして、内容につきましては、1節の報酬1,220千円、これについては、4月から11月まで、産休職員の代替のための嘱託職員の報酬でございます。 続きまして53ページでございます。 9節の旅費110千円でございますが、費用弁償、産休代替の旅費、それから町を代表しての、消火栓大会というのが消防本部であっております。これに出場した選手の費用弁償でございます。 それから、11節需用費、主なものだけ申し上げたいと思いますけれども。

	燃料費 2, 313 千円でございますが、これについては、庁舎の灯油、あるいはマイクロバス等の燃料費でございます。 それから光熱水費、本庁それからコスモスプラザ等の電気代等でございます。 それから修繕費 11, 840 千円、主に本庁、コスモスプラザ、2つの施設の空調の改修、これが 6, 800 千円ほどかかっております。 そういったことで、需用費総額 36, 967 千円でございます。 役務費 9, 509 千円、主なものは通信費 2, 781 千円でございます。 それから火災保険料、町の施設すべての火災保険料を一括して財政課のほうで負担をしております。その分 5, 132 千円。 それから公用車、これの損害保険料 1, 512 千円、全車両分でございます。 13 節の委託料 42, 377 千円、コスモスプラザと庁舎の管理委託料でございます。主なものにつきましては清掃業務、これが 11, 592 千円、それから警備関係、常駐警備でございますが、4, 032 千円。それから、設備等の管理の委託 7, 997 千円。これらが主な委託料でございます。 それとマイクロバス 3 台を保有しております。管理をいたしております。この運転委託料 2, 833 千円でございます。 14 節使用料及び賃借料 2, 093 千円、下水道の使用料 1, 381 千円が大きなものでございます。 あとテレビ等の受信料につきましては、本庁に 12 台、それからコスモスプラザ 6 台が地上放送の分、それから衛星放送が 2 台ということで、20 台分の受信料でございます。 それから 15 節工事請負費でございますが、36, 122 千円ということで、工事請負費 35, 318 千円は、太陽光発電の設備の工事でございます。 それから備品購入費 49 千円、コードレス電話、これを 1 台予備のために購入いたしております。この分でございます。 次に、8 目財政調整基金費 23, 648 千円、これについては、基金等の利子の積立金でございます。 それから、9 目の減債基金費、それから次のページ、55 ページの 19 目筑前町そったく基金費につきましては、合計で元金が 329, 396 千円、利子が 66, 811 千円、合計の 396, 020 千円というふうになっております。 これについては、決算概要の 16 ページで説明し、資料を提示しております。ということで、詳細についての説明は終わらせていただきますが、11 目の地域振興基金、ここの中に予備費から 14 千円充用しております。 これについては、利子等の増に伴いまして、積立額に不足を生じたので、予備費から充用したものでございます。 それから飛びまして、61 ページでございます。 行政情報処理費 121, 259 千円、電算関係の経費でございます。 報酬につきましては、嘱託職員 1 名分でございます。 旅費等については、嘱託職員の旅費、それから業務関係の普通旅費でございます。 11 節需用費 1, 251 千円、これについては、電算室のエアコン等の加湿器の修理等がございまして、これが 228 千円、消耗品につきましては、印刷機のトナーとプリンター、これのトナー等を全部こちらで、電算室のほうで購入しておりますので、その経費等が消耗品としては主なものでございます。 63 ページでございます。 12 節役務費 1, 680 千円、LAN の回線 LGWAN の回線使用料でございます。 13 節委託料 99, 716 千円、情報処理機保守委託料でございますが、これにつきましては、この中身の主なものを申し上げます。
--	---

	昨年住民基本台帳法が改正をされました。外国人登録法の関係で、これが改正されました関係の電算の改修費30,450千円、それから、基幹系サーバー、これの老朽化に伴います切り替え、この分の費用が38,220千円、こういったものがこの経費の主なものでございます。 それから、システムサポート委託料といたしまして9,070千円、これは、総合行政システム使用に係るシステムの分析、プログラム設計、テスト、そういったもののシステム料の業務委託料でございます。 それから、ブロードバンド施設保守委託料9,733千円につきましては、メックに保守委託を、ブロードバンドの保守委託をいたしておりますけれども、この額は同額、歳入、財産収入としてですね、町に入ってくる。保守をお願いする代わりに、その分は財産として町も受け入れるということで、プラスマイナスゼロの格好になります。 14節使用料及び賃借料13,115千円、電算機器開発借上料が主なものでございます。 それから、19節の負担金補助及び交付金でございますが、2,865千円。 全国の自治体が加盟しております電子自治体共同利用センター負担金2,420千円が主な負担金でございます。 次に、飛びまして187ページ、11款公債費でございますが、総額1,880,679千円でございます。 元金が1,393,231千円、それから償還金の利子が332,041千円、それから繰上償還金の元金が155,328千円でございます。 次に、290ページでございます。 財産に関する調書でございます。 まず、土地でございますけれども、年度中の増減の総額は81,258㎡でございまして、主なものは、公共用財産、都市計画課施設で82,831㎡、これについては、多目的運動公園施設用地でございます。 それから道路関係、これは道路の拡幅等による買収した分の総面積でございまして、4,820㎡。 それから普通財産、減額でございますけれども、5,970㎡。主には弥永の焼却場跡地、それから、赤坂地区、高田地区の用地の売ったものでございます。 それから、建物でございますが、木造関係については、わずか70㎡減額がございました。公営住宅の減の分でございます。 それから、非木造、これについては1,453.97ということで、学校施設関係が減額になっておりますが、給食センターの解体に伴う減額でございます。 それから次に、292ページ、出資による権利でございますが、県の農業振興基金協会からみなみの里までございますけれども、その中で移動がございましたのは、市町村災害基金組合2,507,926円ということで、これは、配分金が入ってきたものでございます。 それから、2の物品でございますが、車の移動につきましては、一番下の自動車に移動があるわけでございますが、増と減の数が同数でございまして、プラスマイナスゼロにはなります。台数的には変わりません。 それから、次に294ページでございます。 4の基金でございますけれども、これについては、決算の概要の中でご説明申し上げましたので、説明等については省略をさせていただきます。 特別会計それから運用型基金という形で基金がございまして。これについても説明は省略をさせていただきます。 これで決算書の説明を終わります。引き続き決算審査特別委員会資料の説明をさ
--	---

	せていただきます。 65ページをお願いいたします。 財政係でございますけれども、まず1つは、国県補助金、交付金等の確保ということで、事業推進をする上においては、でき得るだけ一般財源を使わないということで、でき得るだけ国とか県、そういった補助がないかというようなことで、財政係のみならず各課にも、事業課にも呼び掛けをしながら、そういった補助事業を選択をしながら事業を進めておるわけでございます。 普通建設事業、ここに数字を書いておりますけれども、概要等については、決算概要書の18ページに記載をしておりますので、内容の説明は省略させていただきます。 次の22年度繰越のきめ細かな臨時交付金、それから同じ繰越の住民生活に光をそそぐ交付金、これについても決算書の概要書の6ページに資料を付けておりますので、説明は省略させていただきます。 それから、地方債の確保でございますけれども、臨時財政対策債、合併特例債、災害復旧事業債、一般会計出資債、これにつきましては、まず、臨時財政対策債については、概要の8ページに掲載をさせていただいております。 それから、合併特例債206,700千円、これにつきましては、5つの事業の合併特例債に使っております。 それから、災害復旧につきましては2件、580,354千円、一般会計、上水道への出資等につきましては、これも2件でございます。こういう形で記載をしております。 それから、繰上償還の実施でございますけれども、これについても以前から申し上げておりますように、極力繰上償還を実施していくということで、これも決算概要書の11ページに記載をしておりますので、省略をさせていただきます。 それから、財政計画でございますが、これは、今年の5月、説明申し上げましたように、平成24年度から28年度の5カ年計画を作成をしたところでございます。 基金等の運用等については、出納室長から説明があったので、省略をさせていただきます。 次に、66ページでございます。 管財係でございますけれども、公正、公平な入札というふうなことで、指名委員会を開催しながら、昨年度は11回の指名委員会を開催し、99件の入札を行ってまいりました。 そういった中で、22年度に指名停止をしなければいけないような事案もございました関係で、9月に県の建築指導課から講師をお招きをして、業者に対します建設業法の研修というものを実施したところでございます。 本年度におきましては、県が県警のほうで、県の暴力団対策関係の条例の関係の説明会をするということでございましたので、今年度は見送ったところでございます。 それから、22年度、23年度、指名の受付をさせていただきまして、総計的に1,474件の業者からの指名があつて、これについては、審査会等に諮ったところでございます。 次に、財産の管理でございますけれども、普通財産の払い下げでございますが、昨年は9件ございました。 ここで訂正をお願い申し上げたいんですが、面積を1,083.6と書いておりますが、5,903.31、申し訳ございませんが、面積を以上のように訂正お願いを申し上げたいと思います。 一番大きかったのは、弥永の焼却場跡地でございます。 あと普通財産の貸付ということで7件、貸付金額は759千円ということで、でき
--	---

	得る限り財産等の有効利用ということで、こういったことをやっております。 それから、消耗品等につきましては一元管理ということで、できるだけ安く入手するために、財政のほうで一括で購入するというので、その額を下げるというようなことで努力をしております。 それから、公用車の管理でございますが、全公用車68台でございます。これについても、管理等については財政課で、車検等のそういった手配等は行っておるところでございます。 本庁舎あるいはコスモスプラザの維持管理についても、先ほど申し上げましたように、5年間、これは長期の契約をさせていただいて、安い価格でということで契約をさせていただいております。 それから、次に電算係でございますけれども、電算につきましては相当な経費を要しておりますけれども、今や電算なくして業務ができないというような状況の中、特に、去年はなかったんですけど、今年はですね、非常にUSB、これの使い方によってウイルスが紛れ込んだということで、非常に対応に苦慮したこともございます。 特に、やっぱり電算は使い方によっては、こういうふうなこともございますので、この部分については、直ちに適正な管理ということで、この使用については厳禁というようなことで、させていただいておりますというふうなことでございます。 以上で、財政課の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	2点あります。 決算書の54ページ、11節需用費の中の修繕料ですが、これは、本庁、コスモスの空調改修に600万ほど使ったということでしたが、今年の7月、コスモス、空調がきかなくて、利用者に冷房代の返還を行っています。 きちんと直ったのか、点検はされたのか、お尋ねします。 それと、先ほど説明の中で、55ページですが、筑前町そったく基金費、合計で390,000千円というふうにおっしゃったように聞こえたのですが、190,000千円の間違いではないかと思うのですが、2点お尋ねします。
委員長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 まず、コスモスの空調関係でございますが、これについては、現農林商工課の中ですね、冷房、暖房の切り替え装置がございます。 これについては、通常スイッチを切り替えるだけではないような仕組みになっております。ある程度内容の分かる者でないと操作できない。 それがどうしたのか、冷房から暖房に変わっておったというふうなことでですね、きかなかったということでございます。故障ではございませんでした。 それから、そったく基金の関係を、今申されましたけれども、これにつきましては、先ほどの基金の総額、それを通したものを申し上げたものでございます。
委員長	1億9千を3億9千と言ったんじゃないかと。
財政課長	失礼いたしました。 元金と申し上げましたが、利子のトータル396,207千円でございます。訂正させていただきます。失礼いたしました。 失礼しました。 23年度に積み立てました元金と利子の合計でございます。失礼しました。396,206千円。
委員長	河内委員

河内委員	294ページ、決算書の基金のところは、そったく基金196,872,943になっていますけど。
委員長	そったく基金の元本が、今いくらあるかということでしょう。 （「そうです。」の声あり）
委員長	財政課長
財政課長	何度も申し訳ございませんでした。 そったく基金につきましては1,709千円でございます。たいへん失礼いたしました。 （「今のは利子やろ。」の声あり） そったく基金の23年度末の現在高でございますけれども、これについては、決算書の294ページ、186,522千円でございます。以上でございます。
委員長	他に。 質疑が終わりましたようです。 これで、財政課を終わります。
休憩	
委員長	ここで、休憩いたします。 1時20分から再開をいたします。 （12：12）
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （13：20）
委員長	税務課の説明を求めます。 税務課長
税務課長	それでは、ただ今から税務課関係の決算並びに成果と課題について、説明いたします。 まず、決算書の71、72ページをお開きください。 1目税務総務費、支出済額117,751千円です。 主なもののみ説明いたします。 73ページ、74ページをお開きください。 11節需用費の消耗品です。プリンタートナー、書籍類であります。 追録代は加除式の実務提要3冊分です。 14節使用料及び賃借料は、コピー機の使用料であります。 19節負担金補助及び交付金の福岡県軽自動車協議会負担金は、軽自動車の移動に伴う事務負担金であります。1台当たり約22円63銭となります。 法人化助成については、23年度で終了いたします。 地方電子化協議会負担金は、国税連携と言いまして、国が確定申告するもののデータの取り扱いであります。それを国税連携と言っておりますけれども、国税連携によるデータサービスを取りまとめるための協議会負担金であります。 23節償還金利子及び割引料は、税の過誤納の還付金です。 その内訳でありますけれども、法人税12,418千円、住民税3,182千円、固定資産税1,740千円、軽自動車税105千円となっております。 予備費充用6,156千円は、法人税の確定申告による予定納税分の還付金が6月議会終了後に発生したため、予備費から支出させていただいたものであります。 次に、2目賦課徴収費、支出済額41,093千円です。 1節報酬費は、一般非常勤職員2名分の報酬です。 11節需用費、印刷製本費は、各税の納税通知書及び封筒代です。

	1 2 節役務費の通信運搬費は、主に納税通知書の郵送料です。 1 3 節委託料の人材派遣委託料は、年明けからの申告の準備等のために委託をしているものです。多い月で11名になります。 評価替業務委託料は、土地2,152千円、家屋525千円によるものです。 地図情報システム更新委託料は、約700筆の移動に伴うものです。 航空写真撮影委託料は、評価替及び山林基準鑑定によるものであります。 標準宅地鑑定・路線価業務委託料は、179地点、2,024路線の鑑定評価更新によるものであります。 eLTAX ASPサービス委託料は、国税データの通信回線使用料及び保守料であります。 以上で、決算書の説明を終わります。 次に、主要施策の成果と課題に移ります。 資料の68ページをお願いいたします。 まず、町民税係、個人町民税です。 確定申告及び住民税申告の受付体制ですけれども、特に確定申告受付期間、1カ月で約3,200人の受付を税務課職員で行うのは到底できませんので、税務経験のある職員に協力をお願いしているものであります。 体制としては32名で行い、1日10名の応援を受けております。 次に、国税連携、確定申告のデータの件でございますが、データの運用ですが、約8,700件のデータを受け取り、それを出力し、課税に反映させています。 課税資料をデータで貰うというメリットはありますが、その反面、データの加工、出力及び本庁のシステムの改善を必要とするなど、デメリットもあるのが現状です。 次に、農業所得収支計算の指導ですが、以前の標準計算から約20年を経過していることから、ほとんどの農家に浸透しているようです。 説明会においても、2割程度の参加になっているようであります。 次に、未申告者への対応ですけれども、適正で公平かつ公正な課税をするために、未申告者に対する通知を行っております。 400人の通知に対し、170人からの申告があり、その後、通算して500人からの申告があつています。これは、通知をしてない方で、扶養者等の申告によるものと思われまふ。 次に、法人町民税についてです。 納期内の申告ということで、確定の申告期限を迎えた法人につきまして、関係書類を全事業所に発送しています。 それから、中間確定申告の事務処理ですが、今回は41法人に対し12,400千円の還付金、220千円の還付加算金が生じております。 次に、軽自動車税ですが、抹消登録、移動処理の関係です。 県内の軽自動車につきましては、協議会から関係書類が来るわけですが、県外において移動が生じた場合、通知が遅れたり来なかったりする場合がありますので、苦慮しているところです。 次に、たばこ税です。 平成22年10月に税率の改正がありまして、22年度に引き続き本数は減少しましたが、税額は325,00千円ほど増収になりました。 たばこ税は申告、納付というシステムになっていることから、町にとっては健康面への危惧はありますが、魅力のある財源の1つと言えます。 次に、入湯税です。 税率を1人70円から50円に引き下げたことから、一時期落ち込みましたが、現在は安定した収入となっているところです。
--	---

	ちなみに入館者は昨年に比べ、日帰り客で7, 300人、宿泊者で1, 400人の増、税額につきましては580千円の増となっております。 次に、69ページをお開きください。 固定資産税係です。 土地の評価ですが、評価替の最終年ということで、鑑定地点179地点、路線が2, 024本、及び山林における標準地の鑑定を4カ所行い、適正な評価に努めたところ です。 次に、家屋の評価ですが、法務局からの移動通知、県確認申請等による移動処理評 価調査を実施しました。また、新築家屋につきましては、木造が106棟、非木造が 22棟、昨年より5棟の増となっています。 次に、償却資産ですが、これにつきましては、1月31日が申告期限ですので、1 2月に該当する事業所等、あるいは大規模農家等に関係書類の送付を行い、634件 の申告となっています。 以上、足早でございましたけども、税務課の説明といたします。
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 金子委員
金子委員	適正課税についての質問を2点します。 まず、町民税で22年度、23年度と見ますと、訂正課税なされておると思います けれども、調定額を見ますと、調定額が下がってきておるようでございますが、その 要因たるものは何と捉えてありますか。
委 員 長	税務課長
税務課長	大きな要因といたしましては、長引く景気低迷による所得の減と推察しているところ であります。
委 員 長	金子委員
金子委員	それであればですね、私ども、また町議会も力を入れていかなければならないとい う、例えば年齢層と言いますか、若い人の収入が減っておるのか、また、中年、働き 盛りぐらいの年層が収入が減っておるのか、または、高齢者関係の収入が減ってお るのか、そういう年齢的などところを知る必要があると思うわけです。 それとかまた、業種別にですね、どういうところが今一番弱くなっておるのかとい う、何かその資料がありましたら、回答をお願いいたします。
委 員 長	税務課長
税務課長	確かに金子委員言われるように、それも一理あると思います。 若い人たちの就職がないとか、あるいは団塊の世代の方が退職されて給与所得が減 ったというようなことも一理あると思います。 しかしながら、それは確固たる資料がございませんので、資料を持ち合わせており ませんけれども、所得の種類ごとには分かりますので、それでご了承願いたいと思 います。 給与所得が約16, 000千円減っております。マイナスです。それから、譲渡株 式関係が11, 500千円マイナスになっております。 プラスの面でございますが、農業所得が11, 000千円増えております。これは、 おそらく農家戸別所得補償によるものと考えられております。以上でございます。
委 員 長	金子委員
金子委員	それでよく分かりました。 年代的なところも、今後調べられるときにはですね、参考に教えていただきたいと 思います。 あと1つですね、今度は固定資産のほうの適正課税について聞くわけでございます

	けれども。 ここにですね、定期的に3年ごとに航空写真の撮影を実施し、適正な評価を行うというように、これが徹底されておる関係上、私ども地域には、地目は山林、しかし平たくなっておるから雑種地だと、課税対象としては雑種地だというような判断をなされておると思いますが。 じゃあ雑種地としてどれしこか、何年かそれに対する税額を払っていった場合にですね、自動的に地主側からしますと、それを雑種地として認められるものなのかですね、あくまで地目が山林だから山林だと言われるのか、そここのところの税務課の見解をお尋ねします。 3回目ですので、一発で答えていただきたいと思います。
委員長	税務課長
税務課長	一発になるかどうか分かりませんが、回答いたします。 まず、課税の基本から申し上げます。 固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の賦課年月日、1月1日現在の現況地目、登記簿が例えば田であっても現況が宅地、雑種地であれば、その現況地目、及びその利用目的によって行われるものであります。 したがって、また、その分につきましては、本人が登記簿上と違うかもしれませんが、課税明細において雑種地あるいは宅地という山林、それぞれ地目を掲げておりますので、その辺りで判断されたらと思います。 また、税務課としましては、航空写真あるいは現況調査等によって、万全を期して課税しておるつもりでございますけれども、中には誤りもあるかもしれません。もちろんそういった場合、届け出がありますから、その届け出において更正をして、正しい税額に直している場合もございます。以上でございます。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これで、税務課を終わります。 続きまして、納税推進室の説明を求めます。 納税推進室長
納税推進室長	それでは、納税推進室から説明させていただきます。 まず、決算書のほうから説明させていただきます。 73、74ページをお開きいただきたいと思います。一番下段のほうになるかと思います。73、74のですね。 3目納税推進費で、支出済額8,889千円でございます。22年度に比べまして、約160万ほどの支出の増になっております。 続きまして、75、76ページをお開きいただきたいと思います。 例年どおり経常的な経費でございますので、昨年との増減、特に増があった分だけの説明に、決算書では代えさせていただきます。 まず、1節報償費でございます。5,237千円の決算でございます。 これは、通常嘱託職員2名分と、職員が1名病休によりまして、昨年の7月から嘱託職員1名増ということの3名分でございます。 それとずっと後は、9節からずっと下がって省略させていただきますが、18節の備品購入費でございます。1,180千円でございます。 これは、公用車を現在、納税推進室は2台持っておるんですが、どちらも古いんですけど、特に1台が平成6年の公用車でございましたので、新規購入した分の備品購入でございます。 昨年も備品購入200千円ほど上がっておりました。昨年はパソコンでございまして、ここで約100万ほど上がっている、これが大きな23年度の決算の大きな要因

	になっております。 次に、公用車を新規購入いたしましたので、最後の節、27節になるかと思ひます。公課費で、これは、公用車購入時の自動車の重量税でございます。 以上で、決算書の説明を終わらせていただきまして、続きまして、決算審査特別委員会資料のほうで説明させていただきます。 70ページをお開きいただきたいと思います。 縦横が前後いたしますが、70ページの主要施策の成果及び将来の課題というところで、掲載させておるところの説明をいたします。 まず、この項目ごとに説明いたします。 まず、最初の項目の、滞納税の解消という項目でございますが、横に入っていきますけれども、督促状につきましては、各納期後の20日以内に催告状は年3回発送して納税を促しておるわけでございます。 次に、訪問徴収の実施につきましては、徴収収納対策本部によります夜間徴収を5月、8月、11月の3回実施したところでございます。この詳しいあれは、同じ主要施策の77ページに掲載しておりますので、お目通しいただければと思ひます。 次の項目の納税意識の高揚でございますが、滞納処分を実施することによりまして、納税義務を認識してもらうという項目でございますが、成果といたしましては、具体的には不動産とか預金とか差し押さえとか、給与等の差し押さえを実質的には行っておる内容でございます。 成果といたしましては、70ページに上げておりますように、合計で386件の差し押さえ等を行ひまして、これで税に充当できたのが、額にいたしまして28,537千円という額になっております。 それから、最後の項目の不納欠損が70ページにあると思ひます。 今年度は一般会計と国保会計、私どもの納税推進室が取り扱っている4税でございますが、合わせまして410件、37,110千円の不納欠損を処理したところでございます。 詳細につきましては、同じく74ページ、75、76で不納欠損の資料を3ページほど付けております。 特に平成20年度の決算と不納欠損の決算等の比較でございますが、4税のトータルの件数で約1.6倍、金額で約3倍の不納欠損額になっております。 これは、主な点が2点ございます。74ページをお開きいただきたいと思います。 74ページの②、納税義務の消滅という欄がございます。縦に見る欄がございます。 この納税義務の消滅が、約、昨年、22年度に比べまして17,000千円の増でございます。この大きな要因は、1人の納税者の、町外の方でございますが、納税者の方が昨年の秋に、9月に亡くなられてまして、相続人がおられたんでございますが、相続人が相続放棄をされたものでございまして、75ページの同じく不納欠損の固定資産税のところ、この金額、トータルで75ページは22,000千円という形になっておりますが、このお1人で17,000千円ほどの欠損になってしまったという、これがまず1つ、17,000千円ほど増えたというのが大きな要因でございます。 それと74ページの③がでございます。執行停止中の時効完成という項目の縦の欄があるかと思ひます。 これが件数で約、22年度に比べまして2倍になりまして、金額で約7,000千円の増ということで、合せて24,000千円。 これが、大きな22年度の欠損の3倍の金額の増という形になっておる状況でございます。 それから、各税等の調定とか収納率等、財政のほうがこの資料の冒頭のほうで掲げ
--	--

	ていると思いますが、資料は73ページのほうに掲げております。詳細な資料が入っておりますので、これがコンパクトにまとめられておるのが財政の資料だと思いますが、掲載しておりますので、お目通しいただければと思っております。 以上が、納税推進室でございます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 午前中に質問されました、梅田委員のほうからの質問が、納税推進室の内容でしたので、まず、最初に梅田委員のほうからお願いします。 梅田委員
梅田委員	質問いたします。 実は、銀行引き落としで納税をされる方があるわけですが、たまたま銀行預金のほうで残高不足が生じまして、引き落としができなかったということで、納付書が送られていると思うんです。納付書によって、そのときは納税するというふうになっているんじゃないかと思います。 その場合ですが、一般企業と言いますか、そういう場合、何日までに銀行のほうに、預金残高を、入れてくださいということで、そして2週間後なら2週間後にもう一度口座引き落としでやりますという通知が、一般的には民間あたりは来るわけなんですけれども。 町におきましてはそういうことがあっているのか、ないのかですね、再度の口座引き落としが可能なのかどうかをお尋ねいたします。
委員長	納税推進室長
納税推進室長	お答えいたします。 今、委員がおっしゃったのは、多分口座振替の不能通知という、いわゆる三部折り込みが来ております。これは入らなかった、普通の納付書で納められる督促も折り込みで来ます。 督促はこういう金額がお支払未納ですよという通知でございまして、口座振り込み不能通知は、おっしゃるように、開ければ納付書という形になっております。 そういうのを、例えば月末が納期とすれば、翌月の1週間以内、4日から5日ぐらいになると思いますけれども、翌月の月はじめ。 午前中されたとおっしゃっています、出納室のほうで電算の消し込みを終わらせて、それに基づきまして、うちのほうでデータを吸い上げます。いわゆる入っている、入っていないといったデータをですね。それで、そのデータを送っているわけですが。 おっしゃるように、これは、最終的には契約がですね、午前中質問されたという話ですけども、出納室、いわゆる町との契約が出納室と指定金融機関との契約になっておりましてですね、分納の本人が誓約書を、3部複写ぐらいの紙があるんですけども、例えば、どここの銀行で、すべての税をするか、固定資産をしたいとかですね、落してくださいという契約を行います。 その契約に基づいて、指定金融機関と、元々の町と金融機関が契約しておりまして、各納期というのがもう条例で決めておりますので、その納期の分だけ落してくださいという契約でございます。 それを最終的に、うちの、ここの3階の電算で吸い上げましてですね、口座引き落としの方の分を。それを、まだ時代がちょっと古いような感じですけど、フロッピーで各金融機関に、指定金融機関にJAさんも含めてすべてお渡ししているわけでございます。そして、それに基づいて引き落としの作業ということでございまして、すべて月末が納期になっております。 そういう、元々が契約でございまして、例えば事前の通知、ちょっとそれはなかなか

	かできにくうございますので、例えば防災無線とか広報とかで随時その都度、当室としてはやっているところでございます。 それとまた、逆に入って、落としができなかった。たまたま残高不足でできなかった。それを例えばすぐ、その翌月にまた落していただけないかというご希望もひょっとしたらあるかもしれません。 国民健康保険はご承知のように、ずっと毎月が納期でございますけれども、あとの税は年に4回という形で、数カ月間ブランクがございます。 元々の契約がそういう契約、指定金融機関やっておりません。 それをやると非常に複雑であるというのは、まず、指定金融機関、反発がまず100%返ってくると思います。 それと今日の決算委員会と違うんですが、昨日の質問でありましたような、手数料の契約、また、町と指定金融機関でやっているんですけども、10円という手数料では、そういういわゆる契約以外の項目になるということで、できないというのが1点と、各支店では対応できない、本店の決裁を受けなくちゃいけないというのが考えられています。 ちなみに、今、そういうことで、非常になかなかできにくくて、通知を行って、再度納付の催促を行っている状態でございます、ご質問じゃなかった件数を申しますと、23年度で約、お1人の方が何件もあるかもしれませんが、3,000件数ぐらいですか、ハガキでお送りしております。22年が2千2、300でございますので、毎年これは増えてくるんじゃないかと思います。それだけ、逆に預金の残高が不足していると、そのときにですね。 これは、人数がそれだけ増えたということではなくて、同じ人がいろんな税を引き落としにして、実際通帳に入っていないというのが大きな要因だと考えております。以上です。
委員長	梅田委員
梅田委員	一般質問のときにも申し上げたんですけど、やはり利便性ということですね、収納率の向上に繋がるんじゃないかなということも考えまして、質問をさせていただいたわけでございます。 今の課長の説明で、ほぼ分かりました。
委員長	河内委員
河内委員	2点あります。 1点は、課長の説明にはなかったんですが、町税の徴収率のところ、資料の5ページなんです。 町税のうちの固定資産税、町税が落ち込んでいる中で固定資産税の滞納繰越分の徴収が61.3%、前年比、これの増えた理由を教えてくださいたいのが1点。 それとさっきですね、不納欠損の中で、当事者がお亡くなりになって、相続人が相続放棄をしたから不納欠損になったという説明をされたと思うんですが、相続人はすべて、1人が相続放棄したら、その次の相続人に、また相続の権利が移ると思うんですが、すべての相続人が相続放棄をされたんでしょうか、お尋ねします。
委員長	納税推進室長
納税推進室長	お答えいたします。 まず、1つ目のご質問だと思います。 決算資料の5ページの固定資産の率が61.3%増えているということでございます。 これはもう、1つ1つの業者の方の固定資産でございまして、これは、固有の名前を出すことはできませんけど、山手のほうにある大きな施設の固定資産税が、22年

	度、23年、今年も含めましてですけど、滞納でございました。 それが、ちょうどこの23年度末ですね、今年の4月になるかと思いますが、副町長なりと交渉しまして、いわゆる分納でお支払いいただくということで、22年度分の一括の22,590千円ほどをですね、ちょうど5月の末にお支払いいただいております。 後は800万ずつの分納ということで、計画で、この分がボーンと、ボーンと言葉は悪いんですけども、入りましたので、いきなりこんな数字になって上がってきている数字でございます。 続きまして、2点目でございます。 不納欠損のお1人の方が放棄というふうに説明して、それは随時相続があるんじゃないかということでございますが、完全な相続を、完全に、奥様、子ども2人という家族の構成でございますが、権利者がすべて3人ともに相続をされておりまして、実は、町のほうは当初気付かなかったんでございますが、9月に亡くなられてですね、実は、これは県税のほうがありまして、県税の不動産取得税とかありまして、そちらのほうも滞納がありまして、そちらのほうで、両方で、今、県税と動いておりますので、滞納で、裁判所等に両方で取り合ってますね、正式に3カ月以内に家庭裁判所に申告すれば、もう限定承認か、若しくは相続放棄かということでですね、完全な相続放棄を申請されて、受理されておるということでございまして、現在もう何も法的な措置はそれ以上取られてないんですね、欠損という形で、もちろん24年度も賦課はなっております。名義が残っておりますからですね。 このまま行くと、また24年度は、本年度末にまた欠損の額になるんじゃないかと考えております。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	今、相続の件なんですけど、奥様と子どもさんは相続放棄、でもご本人に兄弟とかいたら、そちらのほうに相続権が移るんじゃないかなと思うんですが、そちらのほうもすべて相続放棄されたんですか。
委員長	納税推進室長
納税推進室長	言葉が、そこまで私の説明が足らなかったと思いますが、すべて相続権の方が、すべて完全な放棄をされております。以上です。
委員長	一木委員
一木委員	資料でございます。76ページでございます。 23年度の不納欠損、地区別集計表ということで、この集計表は、初めてこういったのを出していただいたんじゃないかなというふうに見ているところでございます。 筑前町内ということで、初めてじゃないかなと思いますけれども、詳しく状況が分かるわけでございますけれども。 お尋ねしたいのは、この上のほうの、県外それから県内他市町ということで、県外と県内の他市町合わせますと、79件、計で25,700千円という金額になるかと思われま。 町内の方につきましては、身近ですね、いろいろと接する機会等がいろんな形でできるわけですけども、この上のほうの県外、県内の他市町の方たちには、なかなか接する機会等がですね、やっぱり厳しく、難しくなっていくんじゃないかなというふうに考えられるわけでございます。 固定資産等については町内の方に限らずですね、町外のこういった方たちも所有されてあって、理由等で滞納という形で、欠損という形になっていくのかなと。 また、移動等がございまして、こういった方たちにつきましては、やはり町内の方以上のですね、税の納付等の努力等の対策等が必要じゃないかなというふうに考え

	られるわけでございますけれども、そういった努力を、この不納欠損の前段としてですね、どんな形でなされてあるのかなというところをですね、説明を求めたいと思います。
委 員 長	納税推進室長
納税推進室長	お答えいたします。 多分昨年もこの表は付いていたんじゃないかと、ちょっと持って来ておりませんが、76ページの表だと思えます。 委員ご指摘のように、ほとんどの方が、前のページの74とか5にありますように、純粋な時効というのが220万ぐらいだと思います。純粋に、言葉は悪いんですが、何も手を打たないで5年間過ぎて時効になったというのがですね。 約、ですから、あと残りの23年度決算で言いますと、3,500万ほどが何らかの処置を行いながら時効になったという形、先ほどの大きなのは別といたしまして、そういうのが考えられると思います。 ここにありますが、例えば県外、県内の他市町村、もうほとんどが執行停止をかけております。8割、9割はですね。 いわゆる俗に言う不動産の差し押さえをほとんどかけておりまして、いわゆる相続なりで貰われたのが多いし、転出された、転入、転出を繰り返されているのが多いんですが。 先ほど委員がおっしゃった、県外と県内の、非常に2,400万ほどあるという要因の1つがですね、県内のまん中の、これは大野城を見ていただければと思います。大野城市をですね、まん中のほうに大野城市があると思います。これが1,760万ほどあります。 先ほど河内委員もご説明になりました。私も説明しました。お1人の方が、こちらにお住まいのお1人の方でございまして、この方が非常に高い数字を出されたと、相続放棄でですね、そういうところでございます。 町内の欠損も同じような形で、ほとんどが不動産の差し押さえとかですね、何らかの執行停止なりをかけている方が圧倒的に多いという状況でございます。以上です。
委 員 長	久保委員
久保委員	不納欠損について、お聞き申し上げます。 今回、3,700万以上の不納欠損が出ております。その中にお1人が1,700万近い大きな不納欠損ということで説明がありました。 不納欠損というのは、時効が成立した後の結果でございます。その事前のですね、時効成立を阻止するという、いろんな手段があります。 裁判を起こすとかですね、そして全部じゃないけど、利息だけ払わせるとかですね、その一部を払わせる。あとは払えない理由を説明を受けて、文書で、今リストラされているから、それが再就職でもできたら払いますという文書を交わせれば、時効が止まります。そういうふうなことはされているとは思いますが、いくら増税、増税を目指しても、こういうふうな不納欠損が増えていけば、その努力が何にもなりません。 時効の中断に対して、どのような対策、対応をされているのか、ご説明をお願いします。
委 員 長	納税推進室長
納税推進室長	お答えいたします。 今、久保委員がおっしゃるとおりでございます。 大きなそういう納税義務の消滅と言いまして、先ほどの75、76はすべて地方税法の法的なものでございますけれども、いわゆる即欠損という形で落とさせていただいたような、金額が大きいのが大きな要因でございます。

	おっしゃるように、時効の中断、いわゆる中断を踏む中にはいくつか項目があると思います。 先ほど言いました差し押さえ、預金も給与もそうですが、通帳すべて。それも中断に入ります。 それと、先ほど件数の件で少し説明いたしました督促状、20日過ぎたら、翌月の10日までに督促状を毎月発行しております。この期間もですね、時効の中断になります。督促を出した期間はですね。 納期が過ぎて20日以内に発行したら、起算して10日間は時効の中断を行うと。それと先ほど言いました、年に3回やる催告も時効の中断になります。 それと、いわゆる分納と言いましたが、一度に払いきらないから毎月少しずつ払いたい。分納の誓約ですね、町と誓約した。これも時効の中断に入ります。 ですから今まで、例えば、普通5年の時効が2年過ぎたとしても、そういう分納の誓約されたらそこで中断して、中断というのは、すべてそこで今までのものが全部消えてしまうということになりますので、それが例えば分納の誓約が守れなかったの、破棄しますと。こちらサイドが言うのが圧倒的に多いんですけども、やめますということになると、そのからまた5年がスタートするという形になっております。 それと、先ほど申しました、非常に最近不動産の差し押さえが多いんですけども、それで裁判とかになりますと、交付要求を出します。ほとんどが二番手、三番手の、順番的にはそういう言葉になるんですけども、債権の金融機関とかいろんなものが入っておりますからですね。 その交付要求を出している期間も、出せば時効の中断というふうになりますのでですね、いろんな中断はかけているところでございます。 ですけれども、わが町の方針といたしましては、先ほど言いましたように、例えば1千円でもですね、言葉は悪いんですけども、少額な預金等を、とにかく差し押さえを。 例えば1万円あって1千円という意味じゃありませんけど、なかなか反応がない方にはですね、実際何百円という差し押さえもやっておりますので、差し押さえをやって時効の中断をかけます。 そしたらリアクション、行動が半分以上は大体来ます。すぐ返せとか、何で押さえたのかという、お叱りが圧倒的に多いんですけども。 そして再度、じゃあ交渉に乗りましょうということでですね、再度テーブルについていただく。 どうしてもなければ時効の中断をかけて、中断をかけてもどうしてもなければ、もう滞納処分に入っていくということでですね。 財産も何もなければですね、もう停止処分にかけていくという、この順番で現在動いておりますので、最終的にはもう停止処分が、少しずつ件数が増えてきておりますので、先ほどの表にありましたように、停止は3年かけたら、もうそれで欠損になってしまいますので、執行停止かければ。時効の5年より短い期間で欠損になっていきますので、なかなか停止も、入らないから停止をかけていくんですけども、執行停止をかけるんですけども、3年という短い期間で欠損という、法的になっておりますからですね。 逆に、それをたくさんかけると時効が増えていくという、もう悪循環になってきておるとするのは、若干少しあるのかもしれませんが。 一応、以上のような状況で動いているところでございます。
委員長	河内委員
河内委員	今、差し押さえの話が出ておりましたけれども、1件差し押さえをかけるのに、費用はどれくらいかかるんですか。

委 員 長	納税推進室長
納税推進室長	大体平均的な数字でお答えしたいと思います。 再度金融機関等にですね、どこの金融機関をお持ちかというのは分かりませんので、いくつか出します。 例えば、どこかの金融機関に1回出したと。そしたら返信用封筒で返事を貰います。入っておれば、再度それを、今度は差し押さえの決裁を、うちのほうのトップ、町長までの決裁を貰って、金融機関に押さえるという通知を出します。 ですから、実際、極端に言うとも1往復のやり取りしかしませんが、往復、返信用を入れていますから、いわゆる郵便代が、80円が3回かかります。最短ですね。 そして出向きます。私どもが銀行に差し押さえに行きます。もう朝の9時前にですね、9時と同時にという形になります。 それは町内であれば、出張旅費はもちろん出ませんけれども、時間内で行くしか、朝一番で行かなくちゃいけません。 ただこれが、福銀さんだけがですね、これは出していいんでしょうけど、福岡銀行だけが本年度からですね、集中管理をするということで、各支店にバラバラで行くと、非常に朝の一番忙しい時間に迷惑するということですね、1番のお客さんが待っておられて、いわゆる競争になるわけですよ。地元の市役所なり町役場とかですね、早く行ったが勝ちになりますのでですね。 非常にどこに行っても反発をくもらいますけれども、福銀だけは集中で、本店のほうに集中的に送って、本店で各支店の分を操作するという形になっております。 いずれこれが他の金融機関にもですね、間違いなくそういう形になってくると思います。非常に、朝一番の9時というのは、非常嫌がられる状況でございます。 ですから、簡単に言うと、経費的には、時間が対応しませんので、何百円かですんでいるんじゃないかと思います。 ただ、そこで、当日すぐ、昼ごろかかってくる場合と夕方かかってくる場合、2つに分かれるんですが、5時半とか、こちらが帰る時間帯によくかかってくる、30分、1時間のやり取りはしょっちゅう、月に何回か行っております。すぐにクレームで電話のやり取りがですね。そういうのは時間外的なものは含まれるかもしれませんが、純粋にかかっている費用は何百円で済むという状況だと思います。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これで、納税推進室を終わります。 続きまして、住民課の説明を求めます。 住民課長
住民課長	住民課と人権・同和対策室でございます。 まずは、決算書のほうから説明させていただきます。 決算書の55ページをお開きください。決算書55ページ、下のほうでございます。 2款1項20目総合支所総務費でございます。支出済額17,066千円でございます。 その中の主なものだけ申しますと、その下、11節需用費、その中の燃料費、光熱水費等については、総合支所の管理部局の部分でございます。 修繕料でございますけれども、659千円。主なものは、空調機械室内の防音工事が299千円、それとマイクロバスの車検整備費用ということで115千円などがございます。あとは、総合支所の軽修繕料でございます。 次のページ、57ページをお願いいたします。 大きな支出がございます。13節委託料でございます。6,894千円。 こちらは総合支所の全体の施設管理の委託費でございます。詳細は省略させていただきます。

	できます。 続きまして、15節工事請負費、こちらも大きな金額でございます。4,882千円。 こちらは支所の空調工事ということで書いておりますけれども、支所の空調設備が昭和61年の製造ということで25年経過しております。部品の製造中止等で修理がままならないということで、改修工事を行ったものでございます。 以上、総合支所総務費の主なものでございます。 続きまして、決算書75ページをお願いいたします。 75ページ、下のほうの1目戸籍住民基本台帳費でございます。支出済額76,835千円になっております。 1節報酬、こちらは嘱託職員の報酬でございます。これは、前年が人材派遣委託でございましたけれども、今年度、23年度に嘱託職員の直接雇用に変更しました分、本庁の1名分、それから総合支所窓口係の2名分、それと育児休業の代替9カ月分でございます。 次の77ページをお願いいたします。 11節需用費の消耗品費546千円、このうち約400千円は、書籍の追録代等でございます。 次の12節役務費の中の手数料15,500円、これは、電子証明発行手数料31件分でございます。 13節委託料、まん中の住基カード発行業務委託料110千円、これは、80名分でございます。 次に、85ページをお願いいたします。 85ページ、中ほどの2目人権対策費、これが人権・同和対策室の分でございます。支出済額13,285千円、うち1節報酬、人権施策推進審議会委員日額報酬でございます。23年度は2回開催しております。 8節報償費、これは、7月の同和问题啓発強調月間講演会、その他議員さん、区長さん、民生委員さんたちを対象にしました研修会時の講師謝礼でございます。 11節需用費、中ほどの修繕料130千円、これは、野町集会所の建具修理や西田集会所の電気切り替えスイッチ付きの動力板への切り替えなどを行ったものでございます。 それから印刷製本費1,027千円、これは、全戸配布をいたしました人権啓発用冊子カレンダーの「ひらけ未来に」、及びポスター、チラシ代でございます。 15節工事請負費、水道設置工事292千円、これは、下原集会所の水道接続工事を行ったものでございます。 19節負担金補助及び交付金、最初の同和事業促進費補助金、これは、部落解放同盟の朝倉地区協議会への活動補助金でございます。 次の朝倉地区同和対策推進協議会負担金、これは、3市町村で構成します協議会への負担金でございます。 その他、朝倉地区の人権擁護委員会並びに町の人権擁護委員会への補助を行っております。いずれも前年同額となっております。 23節償還金利子及び割引料、過年度還付金230千円、これは、以前の地域改善専修学校等技能取得資金補助金でございまして、22年度に返されました分を、23年度に県に返還したものでございます。 続きまして、3目隣保館運営費、支出済額14,621千円、うち1節報酬、これは、館長それと指導員が2名、それと生活指導員7名の報酬でございます。 8節報償費、これは、各種学級、講座等の講師謝金でございます。基本的に1回6千円、学校の先生とか保育所の保育士さんとかは、1回2千円ということで、ご協力
--	--

	をお願いしております。 87ページをお願いいたします。 11節の一番下、修繕料268千円、こちらは非常放送バッテリー交換並びに昇降リフトのバッテリー交換などでございます。 13節委託料は、施設管理に伴います各種の委託料でございます。 それから15節工事請負費12,600千円、これは、隣保館の駐車場整備工事でございます。上下2段に分かれておりまして、駐車台数少なかったんですけれども、平らにしまして、20台以上は駐車が可能になっておるところでございます。 それでは、続きまして、決算審査特別委員会資料のほうで説明させていただきます。資料の78ページをお願いいたします。 まずは、住民課の分でございます。 人口及び世帯数の増減の欄ですけれども、年度末の人口29,228人、前年よりも26人の増となっております。世帯数9,959世帯で120世帯の増となっております。 都市化が進むほど1世帯当たりの世帯人員数が減少する傾向にありまして、年度末時点で1世帯当たり2.93人となっております。 次に、戸籍届の受理件数でございます。出生届の件数、それから前年との比較などをしております。 出生届は、横ばいからやや減少傾向にあります。死亡届は、やはり高齢化を反映してか、増加をしております。また、婚姻届、離婚届はともに前年度よりも減少しております。 次の外国人登録者数及び世帯数の状況でございます。 年度末の登録者が103名、前年と比較しますと1名の増、世帯数は増減なしとなっております。企業等への研修生として、わずかな増加傾向にあるところでございます。また、本年7月9日に外国人登録制度が廃止されまして、新しい残留管理制度がスタートしております。新制度によりまして、住民基本台帳制度の対象となっております。 次に、住民基本台帳カードの交付状況でございます。 年度末577名、61名の増、交付率1.97%、0.2%のアップでございます。 住基カードの有効期間は10年となっていること、また、紛失、死亡、転出等によりまして、無効となったものもありますことから、22年度分の資料からは、有効なカードを持ってある人数ということで掲載しております。 次に、戸籍謄本・抄本及び住民票などの交付件数と手数料の状況でございます。 交付件数及び手数料収入は、そこに記載しておるとおりでございます。前年と比較しますと、交付件数は12件の増で、手数料収入は390千円の減少となっております。ここ数年、件数、収入額ともに横ばいからやや減少という傾向でございます。 また、本庁と総合支所の割合ですけれども、件数、収入額とも本庁のほうで68から69%というふうなことで、合併後ほぼ同じ割合で推移しておりまして、本庁が2%ほどの微増ということになっております。 また、木曜日の時間延長勤務、業務の状況ですけれども、前年とほぼ同様な利用状況でございます。ただ、23年度、本年度は途中でございすけれども、総合支所がやや減りまして、やはり本庁利用が若干増えている傾向にあるようでございます。今後の動向を注視しながら、有効かつ効率的な方法を検討したいと考えております。 次に、79ページでございます。 人権・同和対策室の分でございます。 項目は、人権・同和問題の啓発、それと地区集会所の管理ということで、大きく分
--	---

	けております。 主要施策の方向欄の人権教育及び啓発の推進では、21年度に策定しました人権教育啓発指針に基づきまして、平成22年の9月に人権施策実施計画を策定しております。23年度の実績と、それと課題、今後必要な取り組みなどの修正を加えておるところでございます。 次の、町人権・同和教育推進協議会の3部会連携による人権啓発活動、それから、朝倉地区人権・同和対策推進協議会活動までにつきましては、前年度の反省を踏まえながら事業を展開したところでございます。 次に、地区集会所の管理につきましては、上水道の接続や施設整備を実施したところでございます。老朽化が進んでおりまして、今後も施設整備の必要な状況となっておりますところでございます。 続きまして、80ページをお願いいたします。 隣保館の事業としましては、項目にありますように、隣保館運営事業、地域交流促進事業、継続的相談事業及び広域隣保館活動事業の4種類とその他ということで分類しております。 それぞれ前年度の事業内容に工夫を凝らしまして、各種の講座、学級及び相談事業を実施したところでございます。開催回数また参加数につきましては、そちらに掲載しておるとおりでございます。今後もより良くなるように、さらなる工夫をする必要があると感じております。 次に、その他の項目、施設の管理につきましては、隣保館の施設は昭和56年度建設から30年が経過して老朽化しております。大規模改修工事が必要となっております。上水道接続工事と併せまして、平成24年度に実施設計、25年度に改修工事を行うことで計画をしておるところでございます。今後とも隣保館活動の充実と推進に努めてまいりたいと思っておりますところでございます。 それから、先ほど工事費のところでは、260千円を12,600千円と誤って、私申しましたようでございますので、訂正させていただきます。以上でございます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	決算書の86ページです。 19節負担金補助及び交付金、一番上の同和事業促進費補助金、これは、部落解放同盟に対する補助金ですが、見直しの考えはないのか。 この中には役員の人件費も含まれています。見直しする考えはないのか、お尋ねします。
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	今のところ補助金交付要綱につきましては、町の補助金交付条例及び同施行規則、また、当該補助金につきましても単独で交付要綱を持っております。 その中で、人件費に充ててはならないというふうなところはございませんので、必要な活動に資する人件費ということで捉えておりますので、対象としておるところでございます。 それから、朝倉地区協議会の補助金でございますけれども、こちら、やはり23年度も筑前町内におきまして差別事象が発生しておるところでございます。 同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、やはり施策を講じていかなければならないということで、啓発並びに教育ということで、対策を講じていくというふうな流れから言いますと、同和問題の解消のためには、この補助金は必要であるというふうに考えておるところでございます。以上です。
委員長	河内委員

河内委員	ではお尋ねしますが。 他の団体に対して、人件費を払っているところがあるのか、お尋ねします。
委員長	住民課長
住民課長	人権・同和対策室で管轄しております補助金につきましては、この1件だけだと認識しております。
委員長	河内委員
河内委員	じゃあ、もし他の団体で、例えば老人クラブとか子ども会とかPTAが、人件費の補助をしてくれという要請があった場合、そのときは人件費も補助金として支給されるわけですか。
委員長	総務課長
総務課長	補助金についてはですね、ちょっと全調査をしておりますけれども、各種の負担金の中にはですね、当然人件費を含んで負担をしておるのがたくさんございます。以上でございます。
委員長	内堀委員
内堀委員	課題のほうの資料ですけども、時間延長事業についてです。 木曜日の体制になってかなりの年月が経つんですけども、毎年同じような状況で推移していると思われますけれども、日曜開庁についての希望の推移は取ってはいないのでしょうか。
委員長	住民課長
住民課長	木曜日の窓口、時間外の部分だけにとらわれず、いろんな検討をさせていただいて調査もしておりますのでございます。 土曜、日曜日の開庁につきましても、やはり要望としてはあるだろうということを認識しているところです。 しかしながら、土曜、日曜日に私どもだけ、万が一窓口に出まして、証明事務だけでしたら何とかできんことはないんですけども、やはり土日開けますと、どうしてもそれなりのお客様お見えになります。 そうすると、その業務につきましては、他の課も関連しますので、どここの課はおりませんので、この業務は出来かねますということで、また、平日開庁時にお越しただけないでしょうかというふうなこともございますので、1つはそこが、業務が限定されておるというところでの、勘違いされる恐れがあると。 それともう1つ、土日、今は木曜日2人ずつしか出ておりません。もし土曜、日曜に2人出た場合には、今度はその勤務時間数分、例えば午前中なり出ますと、その分振り替えということで、平日にお休みをします。 そうすると、ただでさえ、もうギリギリの人数で、私しておるとい、職員の頑張りを評価しておりますけれども、その部分で、平日の部分がどうしてもやっぱり手薄になる可能性がかなり高くなっていくということでの、人員不足が平日に及ぶというふうなところもあるかと思われます。 というふうなところも含めまして、いろんな、コンビニ交付も含めましてですね、いろいろな方向性というのを、また今後も調査研究してまいりたいと思っておりますのでございます。
委員長	内堀委員
内堀委員	この件についてはですね、決算時に毎年、このような形で報告がなされているんじゃないかと思うんですね。検討します。いろいろ研究ということで。 そういうふうに、他の課との関連があるとすれば、業務の拡大をするとか、本当に限定的な時間帯を取ってですね、本当に一番多く求められる時間を協議するとかいった、具体的な今後方針が必要ではないかと思うんですけども、毎年課題に上げるに

	しては、ちょっと検討期間が長すぎるのかなというふうな気もいたしますけれども、その辺町長も考え方としてあればですね、これが毎年合併後もずっとこの形で来ていると思うんですよね。本当に十分に検討する気があるのか、そして町民の要望に応える気があるのかというところで、その辺をお聞きしたいと思います。
委 員 長	町 長
町 長	お答えいたします。 本委員会、若しくは当然本会議においてもですね、検討する、研究課題、それぞれ表現を変えてですね、我々は答弁をしているところでございます。 それにつきましては、後で、定例会終了後には反省事項等で、検討課題を協議しております。その中で今年も上げましてですね、きちっとやれるところ、もしやれないところ、そういったところを整理していきたいと思います。 そのような、今回の定例会におきましても、終了後そういった会議を持ちますので、改善をしていきます。
委 員 長	総務課長
総務課長	先ほどの河内委員のですね、補助金が人件費に当たってないかということでございますが。 代表的なものを申し上げますと、社会福祉協議会、シルバー人材センターについては、トータルの中に補助金が入っておりますので、人件費も当然、全事業の中で割り振りはされているということでございます。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	資料の中の79ページです。 地区集会所の管理の中で、支部集会所の老朽化が進み、今後も修繕が必要である。23年度は下原地区の集会所の上水道工事を実施したわけですが、集会所といっても公民館的要素、非常に強いわけです。 他の地区、地区外の地区ですね、の公民館は、それぞれの地域の方がお金を出して修理も水道工事の接続もされているわけです。 同和対策事業が終了した後も、今後ともずっと続けていくわけですか、お尋ねします。
委 員 長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 地区集会所は町の施設ということで、地区におけるいろいろな諸問題の解決にあたる拠点というふうな位置付けをしております。 今後につきましては、そういう問題が解消できればですね、そのような方向性から全く必要なくなるということもございましょうけれども、当分の間はこのまま継続というふうなことで考えております。
委 員 長	内堀委員
内堀委員	先ほどの件、もう1回いいですか。 土日の開庁については、また、今後きちんと検討するということですが、こういう費用対効果を考えてですね、逆に木曜日にも延長業務をしないということも、可能性としては考えられるんでしょうか。
委 員 長	町 長
町 長	そういったことも含めて検討したいと思っております。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これで、住民課を終わります。
休 憩	
委 員 長	ここで、休憩をいたします。

	2時40分から再開いたします。 (14:28)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:40)
委 員 長	健康課の説明を求めます。 健康課長
健康課長	健康課につきましては、24年度から母子保健事業が機構改革で加わりましたので、その分も含めて報告をいたします。 それでは、決算書の内容について、ご説明いたします。 85ページをお開きいただきたいと思います。 3款1項1目社会福祉費総務費の28節操出金でございます。371,498千円です。 それぞれの決算額については、備考記載のとおりでございますけれども、この節では国保への法定繰入が計で171,498千円、それと法定外の繰入を2億円決算いたしております。 次に、87ページでございます。 4目国民年金費です。予算額80千円に対しまして、支出済額63千円で、すべて旅費や通信運搬費等の事務費でございます。 次に、89ページでございます。 3款1項5目老人福祉費、19節です。負担金、補助金、交付金の健康課分につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金320,688千円です。 これは、療養給付費のうち国、県、町が定率で負担するものです。また、町単独事業としまして、はり、きゅう、マッサージ施術費補助金としまして494千円を支出いたしております。 続きまして、91ページでございます。 23節償還金利子及び割引料は、老人保健特別会計を22年度で閉鎖しましたので、返還金をこの節で支払っております。 次に、28節でございます。操出金は、後期高齢者医療特別会計への操出金82,047千円でございます。 このうち基盤安定操出金としまして71,344千円、それと事務費操出金としまして10,703千円ですけれども、そのうち8,807千円と、先ほどの基盤安定操出金を合わせまして、後期高齢者特別会計を経まして、すべて広域連合のほうへ支払いするものです。 次に、93ページでございます。 3款1項7目重度心身障害者医療対策費としまして85,085千円を支出いたしております。 20節の扶助費につきましては、対前年度比16.1%の減ということで、82,970千円を支出いたしております。また23節で、前年度の返還金1,300千円ほどが発生いたしております。 次に、3款1項8目ひとり親家庭等医療費としまして、16,582千円を支出いたしております。 20節の扶助費は、対前年度比3.7%の減でございます。16,191千円でございます。 次に、101ページでございます。 3款2項5目児童措置費でございますけれども、この目は、こども課と共用してお

	りまして、健康課分につきましては、予算額579,282千円でございます。支出済額572,933千円でございます。 その中で13節委託料につきましては、こども手当が10月からの法改正によりますシステム改修に伴う分2,730千円とシステムの保守料でございます。 それに20節扶助費につきましては、こども手当567,571千円でございます。これは、10月からの法改正で、昨年とは比較になりませんが、13.4%ほどの増になっております。 次に、3款2項6目乳幼児医療対策費としまして、66,682千円を支出いたしております。 20節の扶助費につきましては、対前年度比7.7%の増でございます。64,434千円でございます。 次に、103ページでございます。 4款1項1目保健衛生総務費としまして、89,806千円を支出いたしております。 主な支出としまして、2節から4節の共済費まで人件費分ですけれども、19節負担金補助及び交付金としまして、救急医療事業費負担金に36,940千円を支出いたしております。 昨年と比べまして、10.6%ほど伸びておりますけれども、これにつきましては、22年度分までが休日急患夜間センターが今の医師会病院に移りまして、3年間ほど様子を見ようということで、負担金が凍結をされておりました。 23年度からは病院の収入も安定してきたということで、負担金の算定方法を定めております。定め方としましては、収支を基準として毎年決めていくというようなことにしております。 そのこともありまして、12.6%、2,000千円ほど増額になっています。 小児救急分につきましても、開設設備等の充実によりまして24.5%、1,300千円ほどの増額になっています。 ただ、医師会病院の収入は順調に伸びておりまして、休日夜間分は今後減額が見込まれるのではないかと考えております。 ただ、小児救急分につきましては、医師の手当てなど、まだ今後改善すべき点がございますので、当分この水準で推移するのではないかとというふうに考えております。 その他の分については、昨年同程度でございます。 次に、2目母子衛生費でございます。 この事業は、先ほど申しました4月より、機構改革により、こども課より移管になった分でございます。 妊婦健診と乳幼児健診など、母子保健事業に対する分で、経費については備考記載のとおりですけれども。 次の105ページですけれども、13節委託料の妊婦健康診査委託料は800千円ほど増加しています。これにつきましては、成人T細胞型白血病の検査が23年の1月から始まりましたが、増加の原因としては受診者の増加が主なものでございます。 次に、3目予防費でございます。これも2目同様に4月に移管された分ですけれども、22年度より63%、20,000千円ほどの増額になっています。 これは、13節委託料の23年2月より始まりましたヒブ・小児肺炎球菌の予防接種委託料が15,000千円ほど増額になったことと、また、日本脳炎の予防接種の不足回数が20歳まで定期接種になったというようなことで、4,000千円ほど増額になったことが主な理由でございます。 次に、4目健康推進費としまして104,777千円を支出いたしております。こ
--	--

	れも２２年度より５１．５％、３５，０００千円ほどの増額になっています。 主な理由としましては、節が分散しておりますし、ページも次ページとまたがりま すけれども、介護予防事業の推進に関する調査事業として、国の１００％補助により 実施しましたアンケート調査、その分析表が１９，０００千円ほどと、１３節で２３ 年２月からスタートしました子宮頸がんの予防接種費が１６，０００千円ほど増額に なったためでございます。 次に、１０９ページでございます。 ６目そったく基金事業としまして、健康推進地区モデル事業を３地区で実施して おります。補助金８６８千円ほど支出いたしております。 引き続きまして、２３年度決算審査特別委員会資料でご説明申し上げます。 資料としましては、８１ページから８８ページまでになります。 健康課につきましては、国保医療係、健康推進係、年金係の３係ですけれども、何 度も申しますけれども、２４年度から健康推進係にこども課より母子保健の業務が移 管になりました。 一般会計におきましては、国保医療係は３公費、重度障害者医療対策事業、ひとり 親家庭等医療対策事業及び乳幼児医療対策事業の３事業が主なものです。 健康推進係につきましては、母子保健業務、住民の各種健診など、健康推進全般の 業務が主なものです。 年金係につきましては、国民年金の指導、受付、児童扶養手当、こども手当等が主 な業務になります。 それでは、記載順に説明いたします。 重度障害者医療は、対象者数はほとんど昨年並みですけれども、医療費助成額が１ ６．１％の大幅な減となっています。これは、入院、通院分の１件当たり費用が大幅 に減になったこと、調剤におきまして、過誤調整で大幅なマイナスがあったことが原 因だと考えています。 ひとり親家庭等医療は、対象者も医療費も減少していますが、ほぼ安定していると 考えています。 乳幼児医療費につきましては、助成額が７．７％ほど伸びていますが、２２年度１ ０月より、就学前まで無料化を拡大しましたが、その影響相当額を除きますと、助成 額が２％から３％の伸びということで、ほぼ安定してきたのかなと考えています。近 年かなりの伸びを示していましたので、高値で安定してしまったというようなところ でございます。 次に、健康推進モデル地区事業を年度途中から始め、３地区で行っています。 保健師等の保健指導と地域のつながりを作るパイプ役として機能したと考えてい ます。 次に、８２ページでございます。 保健衛生で、救急医療の充実に取り組みました。 小児救急の医療体制を２２年１月より、医師の交代時間の空白はあるものの、ほぼ ３６５日を確立することができました。しかし、医師不足等の問題も多く残っており ます。 休日夜間急患センター全体として委託していますが、委託費を、収入を差し引いた ところでお支払いしておりますので、当然、収入が増えれば委託費が減少するわけで、 住民への周知を図る必要があると考えています。 次に、健康推進でございますが、生活習慣病予防では、特定健診は年々低下しまし て、２２年度には２４．８％まで低下しました。２３年度はこの低下を食い止めよう と、いろいろな改正を行った結果、２７．９％まで挽回することができました。 ただ、集団健診の受診者数は２９２人、ほぼ３０％ほど増加させることができまし
--	--

	たけれども、病院で行われます個別健診については111人、32%ほど低下しております。 結果としまして、全体で3.1%の増加にとどまってしまいました。集団健診だけで受診率を上げることは難しく、個別健診と両立をどのように図っていくかが、今後の課題だと考えています。 次に、がん検診でございますけれども、がん検診等の受診率は、わずかではありますが、すべてにおいて伸びております。 ただ、全体的に受診率が低いというふうに考えております。今後またさらなる具体的な取り組みが必要だと考えています。 次に、83ページでございます。 健康教育を85回、延べ4,595人に対して行っています。この健康教育は、保健師や栄養士などがかわった、下の段のヘルスアップ教室から各老人クラブの健康相談などのすべての分でありますけれども、昨年が58回だったのに比べ、回数の伸びが著しくなっています。その対応が徐々に困難になりつつあります。 次に、地域支援事業としまして、昨年まで一期一会クラブを行っていましたが、参加者が少なく固定化していましたので、一般の高齢者も参加できる体操教室に代えて実施しています。 次に、予防接種でございます。 感染症予防対策として、高齢者と若年者のインフルエンザの予防接種を実施しました。結果については、成果記載のとおりでございます。 また、子宮頸がんワクチンの予防接種を23年2月から行いましたが、6月まで全国的な薬品の不足があり心配されましたけれども、最終的には概ね成果が上げられたと考えています。 次に、84ページでございます。 献血推進でございますけれども、例年どおり年6回実施しまして525人で行いました。これは、会場をめぐばーの健康福祉館からドラッグストアモリに変更して実施し、その成果もあり、155人程度増加しております。 次に、介護予防事業の推進に関する調査を実施しました。アンケートの回収率は77.2%でしたけれども、事業の目的であるソーシャルキャピタルと健康についての関連は、筑前町でも証明できたと思っております。 今、地区別の違いや医療費との関係を調べておりまして、その違いをもとに、今後どのような事業を展開していくかが課題だと考えております。 次に、母子保健事業でございます。85ページからでございます。 この事業は、健全な出産や育児の支援を通して、母子の健康をサポートとする事業ですが、母子手帳の交付者は前年より3人増でございます。 妊婦健康診査は、延べ96名ほど増加しています。ただ、1人当たりの受診回数は横ばいの10.9回です。前年が11回でございます。 申し訳ありません。これからが85ページでございます。 親子の健康づくり推進では、健診結果は表記載のとおりでございますけれども、各種受診率の向上、相談や訪問の充実に努めております。 前年まで実施していました育児相談、母乳相談をすこやか相談として充実させ、育児の不安解消に努めております。 次に、86ページから87ページでございます。 予防接種事業では、各種の予防接種の接種者数は、表記載のとおりでございますが、例年の予防接種MRにつきましては5年間の経過措置としまして、中1、高校3年生で接種していましたが、高校生の海外への修学旅行が増加したための措置としまして、23年度については、高校2年生が追加になっております。
--	---

	また、日本脳炎につきましては、平成１７年から２１年までの間は、予防接種後に副作用の事例が発生したため差し控えられておりましたけれども、新しいワクチンができたことにより、漏れ者に対する接種を行っております。 次に、８８ページでございます。 年金係でございます。 国民年金は被保険者数が減少しておりますけれども、老後の生活の安定のために必要な制度だと考えています。 町にはほとんど権限がなく、受付等の事務を行っていますが、住民の老後の生活安定のために、広報等積極的に行い啓発に努めています。 こども手当は、めまぐるしく制度が変わり、改めて申請が必要になったり等、事務量に大きな影響が、昨年度はあっております。 児童扶養手当、特別児童扶養手当につきましては、年々対象者数はわずかですが、減少していますが、離婚等の相談等が増え、増加傾向にあるようでございます。 少子化対策の中で重要な制度だと考えていますので、漏れ者等がないように、すべての対象者に通知等を行い、広報等も通じ、申請の勧奨を行っております。 以上で、健康課からの説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	資料の８３ページです。 健康寿命の延伸というところで、健康相談、各地区老人クラブ５０回行かれているようですが、昨年より２１回ほど増えたんですが、昨年の課題の中で、新しい地区を広げないといけないという課題があったと思うんですが、増えた２１回は、すべて新しい地区なんでしょうか。それとも同じ地区に何回も足を運んだということでしょうか。
委員長	健康課長
健康課長	詳しい資料は持って来ておりませんが、これは、新しいところも増えておりますし、回数も増えたということで、両方でございます。
委員長	質疑が終わりそうです。 これで、健康課を終わります。 続きまして、福祉課の説明を求めます。 福祉課長
福祉課長	決算書の説明を先にさせていただきます。 決算書の８１ページになります。 下のほうになりますけれども、３款１項１目社会福祉総務費でございます。 １節報酬３，０３４千円、社会福祉委員である民生委員、児童委員さんの報酬が主なものです。 次の２節から４節は省略をいたします。 ８３ページになります。 ９節旅費１，２６８千円、民生委員さんの毎月の定例会の費用弁償、さらに県外視察研修等が主なものです。 １１節需用費８９０千円、備考欄に記載しておりますように、予備費からの充用ということで、２１３千円です。これは、健康福祉館の女性用の多目的トイレの自動扉が開閉しなくなり修理したものです。原因は、コントローラーの不良によるもので、自動扉装置、ユニットの交換をいたしました。利用頻度も高く緊急を要しますので、予備費の充当で処理させていただきました。 １３節委託料２，３４５千円、健康福祉館の維持管理に伴う委託分です。

	19節負担金補助及び交付金35,799千円、予算に伴う執行でございます。次の86ページ、上段部分まで続きます。 次に、87ページです。 下のほうになりますけれども、5目老人福祉費、1節報酬6,728千円、福祉課の嘱託職員1人と介護保険広域連合朝倉支部派遣職員2人、合計3人分の嘱託職員報酬です。 次の2節から4節は省略をいたします。 次に、89ページです。 8節報償費161千円、老人の日を記念しお祝いを贈呈しております。新100歳になられた方10人、101歳以上の方15人、計25人に贈呈をしております。 次に、13節委託料52,568千円、予算に基づく執行でございますが、不用額1,960千円の主なものとして、老人保護施設費985千円、これは、死亡に伴います施設入所措置者の減によるものが主なものでございます。 次に、19節負担金補助及び交付金、この節が健康課所管分も含まれておりますので、福祉課所管の支出済額といたしましては、395,626千円でございます。基本的に予算に基づく執行でございます。 20節扶助費2,244千円、介護用品の給付券交付者が89人です。 介護保険の要介護2から要介護5、及び身体障害者1、2級、知的障害者Aの方が対象です。不用額1,420千円のうち、福祉課の不用額は420千円です。この事業による事業残でございます。 次に、91ページです。 23節償還金利子及び割引料、福祉課分は介護予防事業等の前年度精算に伴う償還金234千円です。これは、特定高齢者把握事業の対象者委託減によるものです。 6目障害者福祉費404,449千円、少し飛びますけれども、19節負担金補助及び交付金18,883千円、予算どおりの執行でございますが、不用額1,104千円、この主なものとしては、通所サービス利用促進事業で508千円、新事業移行促進事業等が405千円等の事業残でございます。 20節扶助費349,255千円、主なものは、障害者自立支援給付費304,915千円。これは、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業費でございます。 身体障害者更生医療給付費33,414千円、人工透析、ペースメーカー埋め込み術等でございます。 不用額23,126千円、この内訳といたしまして、更生医療給付費で約4,385千円、自立支援給付費で15,352千円、舗装具給付費で1,124千円、日常生活用具給付費で1,609千円、福祉タクシー事業で656千円でございます。 扶助費の見込額につきましては、最終補正の段階で3カ月程度の事業期間を残しておりますので、そういった中での見込額、さらに1件の給付費が高額となることが、今後も給付費の動向に注視し、精査に努めてまいります。 23節償還金利子及び割引料31,672千円、前年度国庫補助金の確定による償還金です。 次に、93ページです。 10目めくばり館費10,582千円、めくばり館の維持管理費、燃料費等が主なものです。 次に、95ページです。 11目そったく基金事業5,517千円、20節扶助費4,930千円、福祉サービス券交付事業で、対象者490人に交付をいたしました。不用額につきましては、この事業の事業残でございます。 以上で、決算書を終わります。
--	---

	次に、特別委員会資料の主要成果と課題でございます。 ８９ページをお願いいたします。 社会福祉の項目です。 民生委員、児童委員さんには毎月の定例会を中心に、地域福祉活動に頑張っていたいております。 ひとり暮らし高齢者等の見守り、訪問など、今後もますます重要な活動になってまいります。 生活保護の関係です。 生活困窮者の把握と対策ということで、本町におきましても生活保護世帯が増えてきております。本年３月末の時点で１６９世帯、この１年で１１世帯の増でございます。北筑後保健福祉環境事務所保護課と連携し、対応してまいります。 次に、高齢者福祉の項目です。 高齢者生きがい活動の充実といたしまして、シルバー人材センターの関係です。 会員数３２６人、契約数、会員数ともに前年度比減でございます。 自主、自立、協働、共助を基本理念として、今後も引き続き会員の確保に努めるとともに、新規事業の取り組みを進めます。 次に、老人クラブ連合会です。 高齢者の増加に係わらず全国的な傾向でございますが、会員数は減少傾向です。単位クラブの活動の充実が望まれます。 老人福祉センターです。 入館者数は、前年度比で微減でございます。利用促進を図るとともに、特にめくばり館施設の維持管理に伴う計画的な修理が必要となっております。 在宅福祉の関係です。 特に、いきいきサロンなど、認知症や介護予防の観点からも、委託先である社協と協議し、拡充しなければならないと考えております。 次に、９０ページです。 在宅福祉の充実といたしまして、事業名、事業者数等の内容を記載しております。今後も高齢化が進む中で、認知症の方、家族への支援として、認知症サポーター養成講座を１１回開催し、２２９人の参加実績です。地域ぐるみでの取り組みが大事であり、今後小学校高学年、中学生など、若年層への講座開催も取り組んでまいります。 次に、９１ページです。 ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク整備では、活動支援の一環として補助金交付を行い、地域の力を活かした見守りネットワーク体制の整備、強化を図っております。年度末３８行政区で取り組んでいただいております。引き続き、未整備地区の解消に取り組んでまいります。 また、新たに要援護者見守りネットワーク協議会を立ち上げました。要援護者の方が安心した生活を継続できるよう、関係機関が相互に連携して、効果的な支援を行うことを目的としております。今後、要援護者の把握など、検討が必要です。 福祉施設への措置といたしまして、養護老人ホームへの入所措置者、年度末措置者は、５施設で１２名でございます。入所措置等の指針に基づく判定となります。 次に、介護保険制度の円滑な運営です。 制度発足して１１年目を迎え、制度面では地域に定着しており、認定者数、介護給付費が年々増加傾向でございます。介護認定者数１，０７９人、認定率１６．０７％でございます。 次に、９２ページです。 介護基盤の整備でございます。 平成２３年度限りの事業といたしまして、介護基盤緊急整備事業として整備した施
--	---

	設は、グループホーム1カ所、小規模多機能型居宅介護1カ所、既存施設の整備1カ所でございます。 次に、各種施設の連携ということで、介護保険制度の介護認定の申請件数は1,286件、このうち新規は338件でございます。今後も介護サービス利用の予定がない新規申請等は受け付けないなど、介護給付費の適正化に努めてまいります。 次に、93ページです。 そったく基金事業の関係です。 5つの事業を実施いたしました。特に福祉サービス券交付事業では、490人に交付し、交付率は約5割でございます。来年度以降のそったく事業については、現在検討中でございます。 次に、援護、日本赤十字の事業関係です。 日赤事業につきましては、毎年6月に区長会で社資募集をお願いし、実績といたしまして4,204千円のご協力をいただき、日赤県支部に納めております。日赤の財政は、社員が納める社資、年間500円が主たる財源として賄われておりますので、今後も引き続きご協力をお願いしてまいります。 次に、94ページです。 障害者福祉の項目です。 障害者自立支援の必要な方で、関係機関と連携し、情報提供と公平で効果的なサービスの提供に努めています。 年度末の手帳所持者は、身体障害手帳1,418人、精神障害手帳82人、療育手帳173人、合せて1,673人、この1年で44人の増でございます。 また、障害者自立支援法に基づく福祉サービス見込み料の計画を立てるため、第3期筑前町障害福祉計画を策定いたしました。障害者への安定的なサービス提供に努めてまいります。 以上で、福祉課の決算書及び成果と課題について、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 内堀委員
内堀委員	成果と課題の89ページ、シルバー人材センターの運営支援について、お尋ねいたします。 実績として会員数、契約数が減っているということで、この原因をどういうふうに捉えてあるのか。そして、団塊の世代の方たちが、今からこういった場で活躍される時期ではないかと思えますけれども、その辺への働きかけということ、そして、会員数契約が若干落ちているにもかかわらず、就業延べ人数は微増ですが伸びてきているということで、会員1人当たりに対しての就業が増えているのかなというふうに思えますけれども、その辺の説明をお願いいたします。
委員長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 会員数につきましては、毎月動いております、年度末では1年前と比較いたしますと、微減ということでございますけれども、年度中においては増減を繰り返しているという状況でございます。 会員の確保につきましては、シルバー人材センター事務局のほうで、広報並びに防災無線でも呼びかけをしながら、新規会員の確保、説明会ということで開催をいたしております。 ちょっと詳細な資料を持って来ておりませんが、1人当たりはほとんどですね、変わっておりません。以上でございます。
委員長	内堀委員

内堀委員	会員数の減の理由については、担当課としては特に把握をしてないということでしょうか。会員活動は努めているけど、その原因等については、特に把握をしてないということでしょうか。
委員長	福祉課長
福祉課長	シルバー人材センターの会員さんにつきましては、大きな減ではありませんし、さっきも申し上げましたように、毎月変動するということで、特段事務局のほうからも、要因等は聞いておりませんので、特に大きな要因については把握しておりません。
委員長	河内委員
河内委員	資料の92ページですが、介護認定、新規で338名増えています。 介護認定されて、施設に入所したいという方もたくさんいらっしゃると思うんですが、待機が非常に多いということで、皆さん本当に困ってあるんですが、それぞれの施設、待機人数が分かったら教えてください。
委員長	福祉課長
福祉課長	正確な数字ではございませんけれども、特別養護老人ホーム、町内2施設あります。朝老園と朝倉苑ということで、朝老園が約120名、朝倉苑が約80名程度の待機者の状況です。
委員長	河内委員
河内委員	合せて200名近い待機者がいるわけですが、何年待ったら入所できるんですか。
委員長	福祉課長
福祉課長	再決定につきましては、施設のほうで審査会等開かれて、その都度空き次第、次の方が入るということでございますので、どのくらい待てばいいのかというのは、一概に言えないということです。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これで、福祉課を終わります。 続きまして、こども課の説明を求めます。 こども課長
こども課長	こども課所管の決算について、主要なものを説明させていただきます。 決算書の69、70ページをお願いいたします。 2款1項30目こども未来センターの決算でございます。予算現額の9,009千円に対し、支出済額は8,605千円余りで、執行率95.5%でございます。 主な支出は、1節報酬の4,497千円余りのうち、家庭児童相談員2名分の4,377千円余りが主な支出でございます。 次に9節旅費の支出額426千円余りのうち、304千円余りが児童虐待防止等に関する研究研修会参加として、宮崎市、大阪府、岐阜県への出張に要した旅費でございます。 次に、13節委託料につきましては、2,446千円余りの支出となっておりますが、要保護児童対策のデータベース構築システム導入に要した費用が1,500千円余り、幼児期の芸術鑑賞の委託料として945千円余りの支出でございます。 次に、18節備品購入費で131千円の支出でございますが、これは、13節委託料で説明いたしました要保護児童システム構築をし、運用するためのパソコンの購入費でございます。 以上が、こども未来センターの支出の主なものでございます。 次に、決算書の95、96ページをお願いいたします。 3款2項1目児童福祉総務費でございますが、このうちこども課所管の予算額は24,947千円でございます。これに対する支出額は24,451千円で、執行率98%でございます。

	主な支出は、1節報酬5,851千円の支出のうち、子育て支援センター嘱託職員3名分の報酬として5,839千円の支出が主なものでございます。 次に、97、98ページの委託料でございます。 こども課支出の9,597千円余りの主なものは、学童保育の運営委託料としまして8,682千円、税制改正に伴う保育システム改修費用の525千円でございます。 次に、18節備品購入費につきましては、東小田小学校学童保育のびのびクラブの冷蔵庫とファックスの購入費として120千円の支出をしております。 次に、19節負担金補助及び交付金では、縁結び応援事業の補助金として876千円の支出をしています。 以上が、児童福祉費総務費の主な支出でございます。 次に、97、98ページ、同じページでございますが、3款2項4目美和みどり保育所の決算でございます。 目内予算は219,992千円のうち保育所所管予算が80,131千円、対する支出済額は78,780千円で、執行率は98.3%でございます。 説明は23年度に限り、支出をしたものを中心に説明をさせていただきます。 資料の99、100ページをお願いします。 13節委託料でございます。2,245千円の支出をしていますが、23年度に上水道給水管改修工事の管理委託料として498千円の支出、その他は例年同様、施設管理に必要な定期点検等の委託料でございます。 次に15節工事請負費でございます。 2つの工事を行っております。1つが、上水道給水配管の改修工事としまして6,226千円、もう1つが保育室の老朽化した空調機の入れ替え工事として、1,349千円の支出でございます。 次に19節負担金補助及び交付金です。23年度1,221千円の支出となっておりますが、このうち1,049千円が上水道の加入金でございます。 以上が、美和みどりの支出の主なものでございます。 次に、決算書の101、102ページをお願いいたします。 3款2項5目児童措置費でございます。予算額824,375千円のうちこども課所管分が245,093千円でございます。これに対する支出済額241,577千円余りで、執行率は98.6%でございます。 主な支出は13節委託料としまして、篠隈保育所の指定管理費用としまして120,438千円を支出しております。 次に15節工事請負費としまして426千円を支出していますが、これは、篠隈保育所の上水道接続の工事費でございます。 次に、19節負担金補助及び交付金で、120,163千円の支出でございますが、内訳は、民間保育所での延長保育、一時預かり、障害児保育等の実施に対する特別保育事業の補助金として9,890千円、保育所の運営費負担金として109,180千円、篠隈保育所上水道加入金の1,049千円が主な支出でございます。 引き続き、決算書の101、102ページの下段から103、104ページの上段にかけての3款2項7目母子福祉費でございます。 103、104ページの19節負担金補助及び交付金の支出29千円は、母子寡婦福祉会への補助金でございます。 以上が、こども課所管の決算の概要でございます。 次に、決算審査特別委員会資料の説明をさせていただきます。 資料の95ページをお願いいたします。 こども未来センターでございます。 こども未来センターにつきましては、センター条例に基づき、子どもたちの健やか
--	--

	な成長及び発達を見守り、関係機関とのネットワーク化や総合的な支援機能を持つて、教育及び福祉の向上を図るという設置の目的があり、これらの具体的対策として、各種事業取り組みを行っております。 資料 9 5 ページの子どもの権利擁護、総合的な相談機能、児童虐待の防止、次の 9 6 ページの要保護児童対策は、子どもの権利を守るため、また、不適切な環境に置かれた場合などの支援や保護についてまとめたものでございます。 それぞれ事業ごとにはまとめておりますけれども、これらの施策は全体的に補完しあって、子どもの権利を守る、子どもを保護する役割を担っておるものでございます。措置や成果につきましては、資料で確認をお願いいたします。 同じく 9 6 ページの子どもの相互交流サポートでございますが、青少年支援教室、通称ミラクルームと言っておりますけど、これにおきまして、青少年の就学に向けた学習活動や就労に向けた社会体験などを行いました。この教室の実利用者は 1 3 人で、延べ人数は 5 3 3 名でございます。 この他、子ども施設へのサポート事業、生徒・児童のための生命尊重の教育、9 7 ページの幼児期の情操教育の概要は、資料記載のとおりでございます。 こども未来センターの将来の課題等につきましては、依然減少傾向の見られない児童虐待防止対策の推進やセンター機能の中心的役割の各種相談に対する対応や、専門的な担当部署への紹介、情報提供を的確に行うための機能強化を継続して行う必要があるものと考えております。 引き続いて児童福祉係でございます。 ページは同じく 9 7 ページをお願いいたします。 放課後児童健全育成事業、学童保育でございます。 引き続き社会福祉協議会に運営の委託をしております。運営委託費につきましては、入所児童数は前年比延べで 8 5 人増えて、保育料収入も増えておりますけれども、障害児入所に対する指導員の加配等により、1 7 0 千円ほどの委託費の増額となっておりますけれども、これは、受け入れに積極的に対応した結果であり、今後も委託先の社会福祉協議会と十分な連携を図り事業を進めてまいります。 次に、同じページの一番下の欄の縁結び応援事業でございます。 平成 2 2 年度から少子化対策の一環として、結婚の意思はあるが、出会いの機会の少ない男女を対象に、企業、店舗等がパーティー等を実施し、これに対する費用の補助を行う事業でございます。 昨年度広報紙で実施者を公募しまして、個人情報保護等にも配慮した事業が行えるかなどを審査して、株式会社みなみの里の事業に補助金を交付しております。 イベントでは 3 組のカップルが成立しておりますけれども、カップルの一方はその気であっても、もう一方の方が慎重にというようなことなどで、結婚に結びついたとの情報は得ておりませんが、特に町内の男性の方からはですね、出会いのきっかけ作りのために、ぜひ継続をしてほしいという要望が、みなみの里には上がっているということでございますので、少子化対策だけではなくて地域振興の 1 つとして取り組みが、今後できないかということを検討してまいりたいというふうに考えております。 次に、9 8 ページをお願いします。 保育所入所の関係でございます。 町の保育の実施に関する条例で、保育が必要と認められた場合、町内 3 カ所の保育所または他の市町村で筑前町からの広域入所を受け入れてもらえる保育所に、入所措置を行ったものでございます。 人数や受け入れ保育所は成果欄に記載のとおりでございますが、定員の適正化については、引き続き保育需要の増加傾向が続き、町内 3 保育所平均で、定員を約 1 5 %
--	---

	越えた結果になっております。 次に、特別保育事業でございます。 特別保育事業とは、通常保育にプラスして行う 1 日または時間を単位とした一時預かり事業、障害児の保育を実施するために、保育士の加配等に要する費用を別途補助する障害児保育事業、通常保育時間終了後の午後 6 時から 7 時までの延長保育に要する費用の一部を補助する延長保育事業などでございます。 仕事の多様化とか子育ての要支援者の増加に伴い、特別保育事業の需要に引き続き対応してまいりたいと考えております。 次に、99 ページ、保育料徴収事務でございます。 保育料の現年度分徴収率は 98.9%、過年度分収納率につきましては、50.0% となっています。 滞納者で、特に厳正な対応を必要とする場合には、預金、給与調査や口座差し押さえなどの、より効果的な対応で臨みました。その結果、前年度と比較しまして、現年度 0.7%、過年度 18.9% の収納率が向上しております。 次に、篠隈保育所の指定管理委託でございます。 平成 22 年度から 24 年度までを指定管理委託期間と定め、社会福祉法人うら梅の郷福祉会に運営を委託しております。これに要する通常保育の運営費、特別保育事業に要する費用等も、民間保育所と同じ基準で算定した額を委託料として支払っています。 なお、ご承知のとおり、指定管理は今年度を最終年度とし、来年 4 月からは完全な民営保育所としてスタートさせることで、現在関係事務処理を行っているところでありまして、町の一定の案がまとまれば、改めて議会に説明をさせていただくことになっております。 次に、100 ページをお願いします。 母子福祉でございますが、こども課の所管は母子寡婦福祉会への活動支援、母子寡婦福祉資金貸付事業の説明や窓口相談を受けた場合の、県福祉事務所への繋ぎ、母子家庭等の就業支援事業の広報掲載等による情報提供が主なものでございます。 なお、23 年度も母子寡婦福祉会への活動支援のため 29 千円を助成をしておりますが、会員 107 人中 70 歳以上の会員が 91 名ということであり、高齢化が会の運営の課題であるという報告を受けております。 次に、母子保健係の子育て支援関係でございます。 地域子育て支援拠点事業につきましては、国の子育て支援交付金の対象事業であり、主に家庭で子育てを行っている保護者とその乳幼児を対象にし、広場の開放、子育てに関する相談を受けての助言や訪問、子育てに必要な知識、技術を得てもらうための親子クッキングや子育て講座の開催、年齢に応じた遊び方などを体験してもらう赤ちゃん広場や遊びの広場などを行い、総合的な地域子育ての支援の場として事業を実施しております。 23 年度、これらの事業、講座等の利用者、参加者数は、延べ 12,004 名ということになっていることから、今後の重要な事業として充実を図りたいと考えています。 次に、101 ページをお願いします。 子育てサポート事業でございますが、本年度ファミリーサポートセンター事業に移行したため、23 年度末をもって廃止をしております。 理由は、利用の多かった自家用車での送迎が、厚生労働省と国土交通省の協議により、ファミサポ以外の事業では認められなくなったということが大きな理由でございます。 23 年度の利用実績は、成果記載欄のとおりでございます。
--	--

	次に、養育支援訪問事業について、説明いたします。 この事業は、主に赤ちゃん全戸訪問事業等により、特に支援を要する保護者、家庭と判断される場合に、子育て支援センター、こども未来センター、健康課、保健師等の関係職員で構成する支援会議を行い、その家庭、保護者が最も必要とする支援や情報提供を計画的に行う事業でございます。 23年度までは、母子保健担当はこども課になっておりましたので、ここで報告をさせていただきます。対象者23人、延べ訪問数は53人で、1人平均2.3回となっております。なお24年度からは、健康課が主たる担当課となっております。 最後に美和みどり保育所でございます。 102ページをお願いします。 保育所は児童福祉法に規定される児童福祉施設であり、日々保護者の委託を受けて家庭内で保育のできない乳幼児を保育する場所であり、その運営に対する諸々の基準は、厚生労働省令による児童福祉施設最低基準に定められております。 この基準に、入所児童の年齢に対応する床面積の確保や保育士の配置、その他衛生管理や施設管理等の決まりがあり、これらを順守した保育所運営を行っております。 23年度末の入所児童数は186人、年間を平均しましても月平均185人ということで、定員の24%の入所状態となっていました。 入所者の多くは、三輪校区の方であり、このような定員超過が続くことを解消するためと、待機児童防止を目的に、現在、原地蔵地区に民間保育所の建設を行い、来年の4月開所に向けて進んでいますので、町のほうもこの建設を支援しているところでございます。 以上で、資料の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	1点だけお尋ねします。 資料の95ページ、児童虐待の防止の中で、虐待相談件数が47件あって、児童相談所に措置された件数が3件、残り44件、その後、児童相談所などには入れられなくて、その家庭で育てられていると思うんですが、その後、その子どもたちの安全とかは大丈夫なんでしょうか。
委員長	こども課長
こども課長	まず、ここに上げております47件はですね、理由がどうであれですね、とにかく未来センターに報告があったと。虐待の疑いがあるかもしれない、子どもが大きな声で泣いているから、もしかしたら虐待じゃないでしょうかとかいうことですね、予防的意味を込めて、地域の方から連絡のあったようなケースを含んだ47件でございます。 この3件ですね、措置した件数は、いずれもですね、警察のほうが保護した件数でございます。そして、必要があれば、この児童相談所に送致をしたりとか、児童相談所で一時保護を行ったとか、そういう件数でございます。当然、この47件の中にはですね、未来センターの職員とあるいは小学校、中学校の児童であれば教育課と協働して家庭訪問をしたりしてですね、とにかくまず虐待でないかどうかの事実確認、そして虐待ではないにしてもですね、その後の経過観察は十分行っておりまして、対応しているところでございます。以上です。
委員長	内堀委員
内堀委員	縁結び応援事業について、質問いたします。 実施がまだ2年目ということですが、なかなか参加者が少ないようです。 町内でもですね、いろんな民間企業とかがやっているところがあると思うんですけ

	れども、民間に委託するというような比較の検討はされたことはないのでしょうか。
委 員 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 みなみの里も株式会社ということで、民間でございまして、去年はそういうことで、広報で公募しまして、今年もまた広報で公募をしております。 昨年につきましてはいろいろな事情がございまして、2件あったんですけども、1件はですね、やはり個人情報を十分管理していただかないと、後々ですね、ちょっと変な関係になっては困るということもございまして、一方の方には辞退をしていただきました。 今年度につきましては、みなみの里と花立山温泉、そちらの両方から申請が上がっておりますので、両方とも適正と認めですね、事業の承認をしているところでございます。以上です。
委 員 長	久保委員
久保委員	今の縁結び応援事業について、質問いたします。 なかなか参加者が少ないということでございます。隣の朝倉市でも大々的に、この縁結び応援事業がなされております。私も食堂組合の役員の関係上、パンフレットを貼ってくれということで預かっております。 筑前町でもぜひ参加してくださいという声も聞いております。話もですね。ぜひ、連携をもって、広域圏でこういう取り組みをやれば、また違った展開ができるんじゃないかな。事業費の負担はどういう割合になるのか分かりませんが、ぜひ、朝倉市もやっていますので、ぜひ連携をもった事業として捉えてもらいたいと思いますけど、どんなふうですか。
委 員 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 縁結び応援事業とかですね、赤い糸メール事業とかいうことで、県の子育て支援課のほうも平成23年度から出会い応援係というのをですね、新たな係を設けております。そして、いろんな機会を通じてですね、なるべく出会いのできるような環境を作りましょうということで、県も一体となって取り組んでおります。 当然、各市町村もですね、筑前町だけで行えば、やはり対象者も限られるということで、縁結びは広い範囲のほうがよくいいということで、その辺は十分現在検討して、来年以降の課題に繋げていこうということで、先ほど申しました、単なる少子化対策ではなくてですね、地域振興の1つではどうかというような話し合いも、現在県のほうとさせていただいておりますので、十分検討したいというふうに考えております。以上でございます。
委 員 長	石丸委員
石丸委員	私も縁結びについて。 私はちょっと違った視点からお聞きしたいんですが。 補助金額が87万程度出ていますね、一部費用の負担ということで。参加者が30名程度なんですが、その内容ですね、どういうことが行われているのか。 と言いますのは、この補助金額が、30名程度で87万とかいうのは、多いのか少ないかというのが、内容で分かりませんもんですから、どういう内容でされているのか、お願いします。
委 員 長	こども課長
こども課長	申請を受け付ける前に、まず、事業所のほうから事業計画を出していただきます。 23年まではですね、子育て応援基金の地域独特の事業を展開するというところでですね、子育て創生事業の中の1つのメニューとして縁結び応援事業を計画させていた

	だいておりました。 それに要する費用のうち、例えばお土産代とかは対象になりませんよと。しかし、その施設によって、例えばレストランを休業しまして、もうその縁結び応援事業のほうにまるまる1日かけるとか、そういうことになりますと、休業補償の費用、あるいは数日前からですね、スタッフの方がいろんな、例えば飾り細工を作って、ちょっと華やかさを表すとか、そういうことに働いていただくスタッフの賃金とか、そういうものの積み上げの結果ですね、補助対象額として80数万円という結果になった次第でございます。以上でございます。
委員長	石丸委員
石丸委員	分かりました。 内容が分かりませんでしたでしたから、この87万というのがですね、高いのか、低いのかも分かりませんでしたので、今のような質問をさせていただきました。よく分かりました。ありがとうございました。
委員長	福本委員
福本委員	関連しました内容で質問させていただきますが。 いわゆる年に1回だろうと思うとですね、計画が。そして、呼びかけがどの範囲まで、筑前町内だけでとどめてあるものか、もう広く広域な形で呼びかけをされて、1つはやっぱり、筑前町は縁結びをやっておりますよということをですね、大きく広くPRをしていくということであれば、時にはやっぱり広く呼びかけをされたいかがかなというふうに思いますし、極端な例で、テレビでも縁結び関係の番組等もございます。 これは、課長も話されておりましたけれども、やっぱり個人情報関係も確かにあるかと思えますけれども、やはり1回はどーんと打ち上げてやるのもですね、1つのPR効果もあるのではなかろうかというふうな思いがします。 これは、狭く粛々とやる方法も、それなりに意義あるものかと思えますけれども、この辺のですね、やはり今後研究、検討されて取り組まれたらいいかがかなということで、提案申し上げたいと思います。
委員長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 確かにお願いしますように、参加者は広いほうがですね、いろんな縁の結びつけも割合が高くなるのではないかと思いますけれども、やはりまずは筑前町の中でですね、ぜひ結婚に結びついていただきたいということで、基本的には特定の地域は指定をしておりますけれども、なるべく町内の方に参加をしていただきたいというようなことを前提に、事業の計画等を実施する事業所、店舗等に求めているというのがございます。 しかしながら、その1つの店舗等の広報等では十分に行き渡らないということで、ちょっとここに、見にくいとは思いますが、福岡県の子育て支援課が外郭団体に委託をしております、筑前町がそのような縁結び応援事業をするときは、県の外郭団体もホームページで掲載していただくような手続きを取っておりますので、かなり遠方の方ではですね、その県のホームページを見て応募しましたという方もいらっしゃいます。 ですから、そういうことで、なるべくですね、地元も大切ですが、遠くからお嫁さんに来ていただくというのもあるかもしれませんので、工夫を凝らしたいというふうに考えております。以上でございます。
委員長	内堀委員
内堀委員	こども未来センターについて、お伺いいたします。

	相談件数とかいろんな業務が年々増えていることだと思うんですけども、職員体制が、嘱託職員が2人ということで、相談員ですかね、2人ということで対応しているみたいですが、業務に無理な点とかが出て来ることはないのか、専門職という部分での業務が非常に多いと思うんですけども、ここに正職員を配置する等などの、処置が今後必要と考えられるのか、質問いたします。
委員長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 確かに現在の未来センターは、職員1人と、あと嘱託の家庭児童相談員2名ということでございます。 家庭児童相談員につきましては、基本的には市ですね、福祉事務所を設置する市には配置ということになっておりますが、町独自で配置しているのは、多分志免町と本町だけしかないと思います。 未来センターにつきましては、設立当時から未来センターの機能はどの辺まで持たせたいのかという議論がございました。 例えば生活困窮者に対する相談については、福祉課という専門部局がございます。また、同じ障害者に対するものについても福祉課がございますし、学校関係であれば当然教育課、児童福祉であれば未来センターと一体でございますが、こども課とありまして、そういうところへ相談を受けたら的確な情報を繋いでですね、それ以上の被害を防ぐとか、それ以上の虐待を防止するとかDVを防止するという対策のところが一番力を入れております。 ですから、未来センターですべて完結させるという目的で立ち上げた施設ではございませんので、庁内の連携を十分取って、今後運営をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。
委員長	内堀委員
内堀委員	ということは、現状の中で職員体制は十分であるというふうに考えていいんでしょうか。 基本的には未来センターでいろんな役割というか、いろんな仕事を完結するというのではなくて、あくまで関係を作っていく、いろんな部署また上部機関とのですね、そういうふうな考え方として今後進めていくというふうに考えてあるんでしょうか。
委員長	こども課長
こども課長	基本的には、今、議員のおっしゃったとおりでございます。例えば、要保護児童対策地域協議会はこども未来センターのメインの主管業務でございます。しかしながら、それにいたしましても学校とか幼稚園、保育園とか、様々なところから相談業務が上がって来まして、最終的な解決に向けては実務者会議とかケース会議等を図ってですね、いろんなところのお力添えを頂いて解決するというようなことでございますので、事務局の役割としては、現体制で大丈夫ではないかというふうに考えております。以上です。
委員長	内堀委員
内堀委員	その中で職員体制としては今の人数で十分ということですが、その任期がですね、ちょうど重なったりすると、この継続的な部分でのいろんな業務がなかなかきちんと、次に繋げていけるのかという部分があるんですけども、その辺はどういうふうに、なるべく相談員さん2人が同じ任期だったりすると、そこ辺でぶつと切れたりするんじゃないかと、やっぱり嘱託職員さんだったらある程度決まっていますよね、雇用期間が。その中でやっぱりある程度半々ぐらいで、任期をずらして行ったりしてですね、業務の継続性に支障が出ないようにするとかですね、そういった部分での職員体制を、今後は考えていかないといけないと思うんですけども、その辺はど

	ういうふうを考えてあるのでしょうか。
委 員 長	こども課長
こども課長	いろんな相談事例は、日々ですね、新たな相談があったりとか、継続的なものがございます。 そういうものを的確に判断するため、23年度システムを入れました。ペーパー管理のものをコンピュータ管理にしてですね、後の方が見ても十分内容が引き継げるといような体制を作っておりますので、もちろん人的な継続性も必要でしょうけれども、現在のパソコンデータベース等を活用して、そういうものを合わせて引き継ぎを十分行いたいというふうに考えております。以上でございます。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これで、こども課を終わります。
休 憩	
委 員 長	ここで、休憩いたします。 4時10分から再開いたします。 (15 : 56)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (16 : 10)
委 員 長	環境防災課の説明を求めます。 環境防災課長
環境防災課長	それでは、環境防災課の平成23年度決算及び主要成果と課題について、報告をいたします。 まず最初に、決算について、説明をさせていただきます。 決算書の67ページをお開きください。 2款1項28目防犯対策費、支出済額16,256千円、主な内訳といたしましては、1節報酬1,831千円でございますが、総合窓口の受付と防犯対策事務ということで、嘱託職員1名の報酬が主なものでございます。 11節需用費9,263千円につきましては、防犯灯の電気代が主なものでございます。 15節工事請負費1,389千円につきましては、防犯灯の取り付け工事分でございます。 19節負担金補助及び交付金につきましては、義務的経費であり省略いたします。 続いて、69ページから70ページをお開きください。 2款1項29目交通安全対策費、支出済額11,600千円、主な内訳といたしましては、1節報酬1,526千円ですが、これは、61名の交通指導員さんの報酬で、毎月1回、交通指導をお願いしているところでございます。 15節工事請負費でございますが、これにつきましては、交通安全対策特別交付金事業ということで、7,956千円の支出をいたしております。 内訳といたしましては、カーブミラー、ガードレール、区画線等の整備費でございます。 続いて、109ページから110ページをお開きください。 4款1項5目環境衛生費、支出済額54,410千円。支出済額につきましては、決算書のほうで673,750千円となっておりますが、水道課所管分が含まれており、環境防災課分につきましては、54,410千円でございます。 主な内訳といたしましては、13節委託料3,973千円、例年実施しております河川等水質検査委託料ですが、23年度につきましては、赤坂地区の開発に伴う下流

	域の地元住民の地下水汚染の不安解消のため、3カ所、地下水水質検査17項目から土壌地下水水質検査22項目の追加をしまして、39項目へ追加変更し実施するために、決算書のほうで187ページから188ページをご覧いただきたいと思います。 予備費のところ、備考欄の上から5番目になりますけれども、4款1項5目13節へ充用ということで、こちらのほう、予備費より129千円の充用をお願いし、実施しておるところでございます。 なお検査結果につきましては、すべての項目について基準以下であったことの結果が出ており、今後も引き続き見守っていきたいと考えております。 19節負担金補助及び交付金151,269千円のうち環境防災課分は、筑慈苑施設組合負担金43,296千円、住宅用太陽光発電システム補助金6,936千円でございます。 続きまして、4款2項1目清掃総務費、支出済額20,550千円、1節報酬1,950千円、嘱託職員1名の報酬と衛生組合連合会理事の報酬です。 次の111ページになります。 19節負担金補助及び交付金1,220千円、予算に沿った執行です。 なお、2節から4節までにつきましては、職員給のため省略をさせていただきます。 続いて、111ページから114ページになりますけれども、4款2項2目塵芥し尿処理費、支出済額692,312千円、1節報酬3,240千円、54人の環境美化推進委員さんの報酬です。 7節賃金1,569千円、し尿中継槽管理人等の賃金です。 11節需用費のうち印刷製本費5,897千円は、可燃ごみ袋の印刷代でございます。 15節工事請負費につきましては、高田のし尿中継所撤去工事分でございます。 また、13節委託料、19節負担金補助及び交付金につきましては、予算に基づく決算ということでございます。 続きまして、ちょっと飛びますけれども、135ページをお開きください。 8款1項1目常備消防費でございます。支出済額399,702千円ということで、これは、常備消防の広域消防負担金でございます。 続いて、137ページをお願いいたします。 8款1項2目非常備消防費でございます。支出済額64,774千円、内容につきましては、消防団員の報酬、退職報償金、出動手当、消防団の団運営交付金などが主なものでございます。 続いて、8款1項3目消防施設費でございます。支出済額23,791千円、主なものといたしまして、次の139ページ、15節防火水槽改修工事2,419千円、及び消火栓標識設置工事、コミュニティセンターの上下水道工事、それと19節消火栓設置工事費負担金18,690千円などとなっております。 続いて、8款1項4目防災費でございます。支出済額22,895千円、内訳といたしましては、1節報酬2,008千円でございますが、災害危機管理体制充実のための災害専門官1名の報酬が主なものでございます。 11節需用費のうち消耗品費4,824千円の決算額といたしまして、自主防災組織育成強化事業の資器材、防火服等の購入等が主なものとなっております。 13節防災行政無線の維持管理費と防災行政無線の調査と委託料が主なものとなっております。 18節備品購入費、防災行政無線の戸別受信機の購入ということで、その他自主防災組織育成備品購入、これは、資器材備品が主なものでございます。 以上、決算の概要につきまして説明を終わらせていただきます。 続きまして、決算審査特別委員会の資料のほうで、主要施策の成果及び将来の課題
--	---

	について、説明をさせていただきます。 特別委員会資料の１０４ページをお開きください。 環境政策部門で項目１、環境保全の項目です。 まず、環境基本計画の推進につきましては、環境基本計画推進会議を２回開催し、環境基本計画年次報告書及び地球温暖化対策実行計画書の実績を取りまとめました。また、環境審議会を開催し、年次報告書の進捗状況等を審議していただいたところでございます。 次の地球温暖化の防止についてでございます。 住宅用の太陽光発電システム設置費補助は、７５件に対して６，９３６千円の補助金を交付しております。 項目２、平成２３年度の改葬許可件数につきましては、１１件となっております。 項目３、犬の登録等につきましては、平成２３年度登録頭数２，２０４頭、うち狂犬病予防注射頭数が１，３０２件、接種率５９％となっており、北筑後保健福祉環境事務所との連携で、毎年年度当初に集団予防注射の地域巡回を実施しております。今後も接種率の向上を目指して、再通知も行いながら向上に努めてまいりたいと考えております。 項目４、火葬業務につきましては、火葬件数２０９件となっておりますけれども、肉片等の処理２件を加えた場合は、２１１件の処理ということになります。 次に、資料１０５ページでございます。 環境衛生部門で、生活環境の保全についてということで、毎年水質検査を実施しております。２３年度は河川１９カ所、１カ所増につきましては、弥永焼却場跡地売却に伴う追加分でございます。ため池１カ所、工場排水５カ所、地下水５８カ所、土壌地下水５カ所の検査でございます。 次に、苦情等の迅速な対応、指導についての関係でございます。 ２３年度の苦情件数につきましては、２９０件程度ということで、前年比６７件の減となっております。 苦情等の主な内容としては、雑草などを含めた所有地の管理や不法投棄等でございます。迅速な対応に心がけて処理を行っているところでございます。今後も広報活動や環境美化推進員さんとの連携により、快適な環境保全のために努めてまいりたいと考えております。 続いて、資料の１０６ページでございます。 清掃の部門で、循環型社会の構築の関係でございます。 くらしにおいて「もったいない習慣」を身に付けることが大切です。その中でごみ減量が一番だと考えております。最後に廃棄するなら分別によるリサイクル推進であるということで、各地区でごみ減量化に取り組んでいただいております。成果につきましては記載しているとおりでございます。 続きまして、可燃ごみ集積所設置に対しまして、６カ所１５１千円の補助を行いました。また、多量の可燃ごみを排出する事業所に対し、２３年度も引き続き県と連携して８事業所を訪問し、ごみ減量、資源化の指導を行うことができました。 それから、古紙等集団回収の奨励金につきましては、回収量６４３ｔとなっており、今後とも普及啓発に努めてまいりたいと思います。 続いて、し尿処理の項目ですが、し尿と浄化槽汚泥の合計で５，３６０ｔ、前年度より９５０ｔの大幅な減となっております。 続きまして、１ページ飛びまして１０８ページをお開きください。 消防・防災・安全対策についてでございます。 防災体制の充実の中の地域防災計画等の防災関連計画の推進につきましては、関係機関と協議を重ね、職員災害初動マニュアルの全面改定を行いました。また、地域防
--	--

	災計画の抜本的な見直しのための準備を行ったところです。 次に、要援護者避難支援の推進につきましては、手話の会を通じまして、聴覚障害者への登録の呼びかけを行うとともに、今後も手話の会や社会福祉協議会、福祉課などと連携しながら充実を図っていきたいと考えております。 続きまして、自主防災組織の推進といたしましては、自主防災活動補助金や県の自主防災組織育成強化事業の活用により、新たに26行政区において自主防災組織が新設され、組織率も7.6%から77.1%に飛躍的に上昇したところでございますが、新設後の自主防災組織の持続可能な具体的活動が課題であり、重要だと考えております。今後は、無理のない持続可能な組織づくりや活動の推進を図っていきたいと考えております。 続いて、防災行政無線の整備につきましては、三輪地区と夜須地区のシステムが別々で老朽化しており、今後計画的な統一システムの導入が必要です。 平成23年度において、基礎調査研究委託を行っており、その調査結果をベースとして、最適なシステムの選択やより優位な補助金制度等十分アンテナを張り、政策会議等にお諮りしながら、協議検討を重ねて方針を具体化していきたいと考えております。 続きまして、災害警戒体制につきましては、23年度、これは6月から8月ですが、計4回設置しておるところです。また、防災応援協定の充実ということで、国土交通省九州地方整備局と大規模災害時応援協定、及びNPO法人、コメリ災害対策センターと災害時物資供給協定を本年の3月1日付で結ぶことができました。 次に、防災体制の充実につきましては、消防団員について、平成24年4月1日現在の団員数311名、内機能別団員が27名となっており、常態化している団員不足の解消につきましては、機能別団員制度の導入により一定の整理を見たところでございますけれども、抜本的な解決には至らず、中長期的に対応を考えていく必要があると考えております。 続いて、109ページをお開きください。 消防水利、消防施設等の整備推進ということで、大己貴神社の防火水槽改修工事、上下水道整備に伴う消火栓の計画的な設置51基、及び消火栓の看板設置20カ所を実施しております。 消防団活動の維持、充実につきましては、23年度活動実績といたしまして、成果の欄にしておりますように、操法大会や式典、訓練等の他に、火災出動が13件、841名、行方不明者の搜索3件で346名の団員の出動を見ているところでございます。 次に、安全対策の充実ということで、まず、交通安全の推進ということでございますが、交通指導員によります交通指導、交通安全施設の設置を行っております。 実績といたしましては、ガードレールやガードパイプ設置が264m、カーブミラーが46基、区画線、外側線が主なものでございますけれども、4,092mなどとなっております。 それから、防犯組織の育成でございますが、地域防災活動補助金として、三並小学校PTA、中牟田小学校PTA、南高田区に対し助成をしております。 今後とも地域の実情に応じて自主防災や自主防犯の組織育成を支援していきたいと考えております。 警察署との連携体制強化につきましては、暴力団排除住民決起大会を開催し、多くの参加をいただいたところでございます。 以上で、環境防災課の決算及び主要施策の成果と課題について、説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。

	河内委員
河内委員	2点あります。 資料の中の105ページです。 水質検査の実施の中で、地下水の水質検査なんですが、三輪地区、夜須地区、21、37カ所のうち夜須地区が去年は41カ所あったと思うんですが、この4カ所減った理由を教えてください。 それともう1点が、109ページです。 防犯活動の推進ということで、下から2つめのゆめづくり隊との安全パトロールの実施、これが夜須地区しか行われていない、もう合併して7年も経つのに、三輪地区ではゆめづくり隊のパトロール、されていないということで、一緒にすべき、両方すべきだと思うんですが、その辺のお考えをお願いいたします。
委員長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 まず、第1点目、4件箇所数が減っているという点でございます。 減少した4件の中の1件は、水道切り替えに伴う1件の減と、それから残り3件につきましては、赤坂地区の下流域の検査が、今まで地下水水質検査だったのが、3件、22項目追加するというので、土壌地下水検査のほうに3件回しましたので、その合計で4件減ということでございます。 それから、もう1点、109ページのゆめづくり隊との安全パトロールの実施というところでございます。 こちらのほうにつきましても、非常に長い歴史がありまして、ゆめづくり隊ということで、旧夜須地区のほうで実施されておるところでございますけれども、旧三輪地区の、そういった防犯関係の調整等が必要となってくるので、今後協議、検討を重ねていくということで、その歴史的なことも踏まえて協議、検討を図っていきたいと考えております。以上です。
委員長	川上委員
川上委員	114ページの甘木・朝倉・三井環境施設組合負担金、これが401,891千円となっておりますが、前年度がですね、比べますと、13,448千円増加しております。この負担金の算定根拠について、まず伺いいたします。
委員長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 甘木・朝倉・三井環境施設組合負担金のほうが昨年から増えているということでございます。 一応、ごみ減量等も含めて努力したところでございますけれども、結果的に全体で、こちらのほう処理費が増えて、それに合わせて筑前町の負担分も増えたということでございます。
委員長	川上委員
川上委員	実はですね、ここの施設組合の搬入について、以前にも環境防災課のほうに、窓口でお聞きしておったんですが。 この施設組合の議会もあるわけですから、ここで答弁というわけにはいかないと思うんですが、以前からお聞きしよったことがありましたので、その件につきましてお聞きしますが。 特にこのお盆前とか正月前は自宅の庭木の剪定をされまして、私も何回も個人的には搬入して、即対応していただいたんですが。 実は、業者の方がそれを搬入すると、それを受け付けないというようなことで、そういうふうな苦情を聞きました。

	そのことにつきまして、以前私は窓口のほうに行ってですね、この対策はどうにかできないのかということで、お伺いしたと思うんですが。 そのときに回答を得たのが、マニュアル等を作成して検討していきますというようなことを、私は聞いておったわけですが、そのような対応はされたのかどうか、まずお伺いいたします。
委 員 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 確かにご指摘がありましたように、サン・ポートのほうで会議を開いております。その中で、業者、つまり個人でされるけれども、その個人で出そうとしたときに業者に頼まれたときとか、それから、ある一定の方が大量に短期間のうちに、恒常的に大量のごみを出されているということで、そういったリストを作りまして、それぞれ各自、サン・ポートのほうもそうですけれども、環境課のほうも事業所と、それからそういったリストに従ってですね、お願いなり指導なりを行っているという状況でございます。以上です。
委 員 長	川上委員
川上委員	私に相談がありましたのが、やはり業者の方は受け付けないと。 課長があのかき言われたのも、その家庭の方が一緒に乗ってあればですね、当然いいのじゃないかというような形で言われたわけですが。 ただ、シルバー人材センターがですね、やはり庭木を剪定されて行かれた場合は、そのまま受付をされておると。お互い業者じゃないかということを言われたわけですね。地元の業者、私たちも地元の方から依頼されて、トラックで持って行ってですね、そして搬入すると。それは、だめだと。現在は、家庭の方が横に乗って証明書でも出せば、それは認められるようになるのかなということなんです。 やはりそこら辺をですね、ぜひ分かってほしいと。私たちも地元の、町の方から依頼されて、そして剪定して、持って行ったごみをそのままで行く、それでシルバー人材センターの方々と同じじゃないかと。 であれば、もうシルバー人材センターにしてもらわな、私たちはそこまではしきらんと、というようなことまで言われるわけですね。 ですから、ぜひこの、町長ここの組合長でございますので、そこら辺の考え方をですね、ぜひ、地元の業者の方々たくさんおられるわけでございますが、特に公園関係の剪定等も頑張っておられるわけでございますが、そこら辺の考え方について、どのように判断されるのか、また、向こうの施設のほうの議会で検討が必要だと思っておりますが、組合長としての見解があったらお願いします。
委 員 長	町 長
町 長	お答えいたします。 家庭内ごみであるのか、産廃ごみであるのかという判断の基準が分かりにくいということだろうと受け止めさせていただきました。 私もこの場でですね、どうだろうということはちょっと、もう少し勉強させていただいて、事務局のほうで調査して、一つの基準を示すように指示をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。
委 員 長	環境防災課長
環境防災課長	事務局のほうとして、お答えをしたいと思います。 今後、確かに議員ご指摘のように、シルバー人材センターと普通の一般の業者さんということで、どのようにその取扱いを調整するのかという大きな問題が含まれておりますので、今後サン・ポートのほうとも協議しながら、その点を相談、検討していきたいと、このように事務局のほうでは考えております。以上です。

委 員 長	栗野委員
栗野委員	お尋ねをいたします。 決算書の135ページ、136ページの常備消防費について、お尋ねをいたします。 負担金及び交付金として399,000千円の負担金を払っておられますが、この根拠はいかなものかとお尋ねいたします。 平等割か、町村割か、人口割か、何か拠点があると思いますが、いかがでしょうか。 それと8月28日の日に、消防本部で消防委員長会がありました。私はちょっとお尋ねをしたところによりますと、いろいろ人口のあれで、負担金の格差がありやせんかということが話に出まして、そこ辺は町長はどんなふうなお考えを持っておられるか、お聞きをいたします。
委 員 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 この算式につきましては、かなり複雑な、確かに指摘されますように、いろいろな複雑な算式によって、率によって成り立っておりますので、なおかつ、環境防災課というだけではなくて、他市町村との関係もございますので、詳細な計算式につきましては、後で資料等確認をさせていただいた上で、報告をしたいと思います。以上です。
委 員 長	町 長
町 長	お答えいたします。 算出根拠につきましてはですね、以前から、当初からだと思いますけれども、交付税措置の基準財政需要額、その分の常備消防費の基準財政需要額をベースにして、あくまでベースでございます。ベースにして負担割を決めているということで、24年度につきましては、筑前町は増額になっております。 国勢調査等の人口が反映された需要額になっておりますので、朝倉市等々と比較しますと、うちのほうが増えたということになっているわけでございまして、今後検討を要する算出根拠ではなかろうかという認識は持っているところでございます。以上でございます。
委 員 長	栗野委員
栗野委員	ただ今、町長の答弁がありましたし、課長が後で報告されると言われましたが、私は、各市町村の負担金の割合まで分かれば、お知らせをお願いしたいと思います。よろしく願います。
委 員 長	福本委員
福本委員	成果と課題の105ページですが、地下水の問題でお尋ねしたいと思います。 この資料の中で、筑前町内に多くの調査がされております。三輪、夜須でですね。もちろん上水道が推進されておりますので、その地下水に対する期待度というものが、やや緩くなってきておるといえるのはあるかもしれませんけれども。 地下水の中でいろんな成分が調査の結果含まれた部分があると思います。適、不適なり。 そういったことで、筑前町のある程度の水質の分布と言いますか、ゾーンと言いますか、そういうものは環境課でチェックされたことはございますか。
委 員 長	環境防災課長
環境防災課長	その水質の種類とか、そういったものによるゾーン化というかエリアというのは、調査資料はございません。以上です。
委 員 長	福本委員
福本委員	地下水をこれまで使用されてきておると、長年使用されてきておりますので、新たに問題を掘り起こすというのも、やっぱり不安を持たせるということで、これはある意味では慎まなければならないことかもしれませんけれども。

	いろいろ、極端な一例かもしれませんが、ヒ素あたりが含まれておるとかい う、お話を聞いたやにありますが、そういった筑前町内に地下水に不適なところ もあるのではないかなということで、お尋ねいたしたわけでございます。
委 員 長	回答はいいですね。 (「はい。」の声あり)
委 員 長	田中委員
田中委員	成果の課題のほうで105ページでございますけれども、苦情等について、お聞き したいと思います。 雑草等の苦情というのが92件ということでございますけれども、これは、例えば 私が、ここが草が生えているから切ってくださいよと言ったら、お手紙だけのやり取 りという形になって、一方通行とのが非常にあると思うんですよ。 毎年、毎年そこがあるんですけども、子どもたちの通学路とか、そういう関係もご ざいます。なんとかですね、もうちょっと強いこととか、本当に切ってください よとお願いができる方法というのはないんでしょうか。
委 員 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 この問題は、民法上の私有地と、私有財産という問題がございます。なおかつ、所 有者が誰なのかという特定も、さらに入ってまいります。 中には相続が介してるのにそのままになって、そして相続人複数いらっしゃるけれ ども、出しても、皆さん、相続人複数の方がそれぞれに、私はもう管理については関 係ないというような回答なり電話、それから返事というふうになってしまうというこ とで、まず、所有者を特定するという壁がありますし、さらに場合によっては、それ に、どなたかに業者に依頼するという金銭的な負担、そういったものが、例えば、よ く多いのが、老夫婦とか高齢で1人になってあって、どうやって管理したらいいのか というのも分からないけれども、相続上、例えばもうその方に、ご高齢の方になって いるという、いろんなケースがございます。 したがって、基本的には私有地ですので、所有者がきっちりとした所有地の管 理をしていただくというのが原則でございます。 したがって、町のほうとしては、所有者、管理人等を調査の上、文書等でお願 いをするということしかできないのが現状でございます。以上です。
委 員 長	田中委員
田中委員	かなり道にはみ出た場合はどんなですか。
委 員 長	環境防災課長
環境防災課長	道にはみ出た場合ということでございます。 この場合は、当然、道路管理者とか道路法とか道交法とか、いろんな規定の中で対 応ができるのか、できないのか。 環境防災課のほうでは、もうあくまでもその私有地の方に対して、はみ出している から、周りから苦情があっているから、対応のほうをよろしくお願いします。ちゃん と管理してくださいという文書をお出しすると。 その中で議員が申されますように、じゃあ、道路等にはみ出して、交通上危険があ ると、非常に見通しが悪くなって危険だといった場合に、警察等がその中で指導でき るのかどうかということにつきましては、ちょっと環境防災課のほうで、今のところ 正確な対応が、どこまでできるのかというのは把握しておりません。以上です。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これで、環境防災課を終わります。 続きまして、農業委員会の説明を求めます。

	農業委員会事務局長
農業委員会事務局長	先に決算書に基づきまして歳出を説明し、その後、決算審査特別委員会資料の決算に係る主要施策の成果及び将来の課題に基づきまして、説明をいたします。 それでは、決算書の１１３、１１４ページをお開きください。 ５款１項１目農業委員会費でございます。支出済額２７，５７８千円で、主なものとしましては、１節報酬９，６２０千円、これは、農業委員の報酬と嘱託職員１名分です。 次に、８節報償費２５８千円は、農業委員の任期満了に伴う退職記念品料とあっせん委員の謝金です。 ９節旅費５９１千円の主なものは、費用弁償３９９千円で、これにつきましては、委員の会議等の費用弁償です。 次に、１１節需用費１４３千円、消耗品で、改選に伴う印章と、及び事務用消耗品の購入費です。 １２節役務費１３０千円は、利用権設定周期通知書の郵送料の通信運搬費及び農業委員の公務災害保険料です。 １９節負担金補助及び交付金３８７千円の主なものは、県農業会議朝倉支部負担金です。 続きまして、決算審査特別委員会資料、平成２３年度決算に係る主要施策の成果及び将来の課題の１１８ページをお開きください。 まず、項目の農業経営基盤強化促進法による利用権設定の内容としまして、新規設定２１９件、再設定２９７件、合計の５１６件の申請があり、５１６件の申請の種類としましては、賃貸借３８１件、使用貸借１３５件となっております。 次の項目の農地法に基づきます許可及び届けの件数としましては、農地法第３条の農業委員会許可分１８件、県知事許可分１件で、農地法第４条は７件、農地法第５条は３０件、また、農地改良届４件となっております。 次に、農地移動適正化あっせん事業による農地保有合理化事業のあっせん申し出件数は１９件となっております。また、農地の所有権移転等の移動データの入力を随時行い、農地基本台帳の整備に努めております。今後農地パトロールの実施、遊休農地の解消と、農地転用の啓発に向けまして取り組んでいきたいと思います。 以上で、農業委員会の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	決算書の１１４ページです。 ８節報償費の中の委員退職記念品料、この中身を説明してください。
委員長	農業委員会事務局長
農業委員会事務局長	退職記念品としまして、１個当たり６，０８０円の２２個分を購入しております。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	ちょっと説明がよく分からないんですが、１個当たり。 委員さんが辞めたときに払われるか、差し上げるかの記念品じゃないんですか。
委員長	農業委員会事務局長
農業委員会事務局長	お答えいたします。 失礼しました。 ３年に１回農業委員の交代時期に、退任された方に記念品として贈呈しております。
委員長	中身の問題ですか。

	(「中身です。」の声あり)
委 員 長	中身の問題です。何を、どういうものを。 農業委員会事務局長
農業委員会事務局長	お答えいたします。 鞆です。書類入れ用の鞆を贈呈しております。1個当たり6,080円ということでございます。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	任期は3年ですが、何期もされる方もいらっしゃると思うんですが、その方は別の記念品を差し上げるんですか。
委 員 長	農業委員会事務局長
農業委員会事務局長	お答えいたします。 これは、每期1回、3年ごとということで考えておりますので、何回もされる方が多くなるということは、大きいことは考えておりません。1回、1回の退職記念品料ということで考えております。
委 員 長	今の答えは、任期ごとに渡すということですから、2期されれば2つあるということですね。 質疑が終わりましたようです。 これで、農業委員会を終わります。
委 員 長	ここで、お諮りします。 本日の会議時間は、予め時間の延長をしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 したがって、本日の会議時間は、延長することに決定しました。
委 員 長	次に、農林商工課の説明を求めます。 農林商工課長
農林商工課長	お疲れ様でございます。 それでは、決算書113ページをお開きいただきたいと思います。 5款農林商工費でございます。予算現額598,859千円に対しまして、支出済額582,463千円で、不用額16,395千円となっております。 115ページをお願いいたします。 2目農業総務費でございます。支出済額が60,932千円となっております。 1節報酬につきまして、610千円の不用額が出ておりますが、これは、主に農事組合長の報酬でございまして、毎年年度末に支払いをいたしておりましたけれども、いくつかの組織との調整がつかず、出納閉鎖の期限が過ぎたため不用額が出てまいっております。また、この分につきましては、次回の補正で再度お願いをしたいと思っております。 19節負担金及び交付金1,273千円の支出でございます。 主なものといたしましては、水田農業推進協議会助成金1,200千円でございます。特徴ある米作りや円滑な生産調整の推進事業に対し、協議会へ補助するものでございます。 3目農業振興費でございます。支出済額245,698千円でございます。不用額が8,604千円でございますが、主なものといたしましては、117ページをお開きいただきたいと思います。 19節負担金補助及び交付金の経営体育成支援事業で、年度途中の辞退者や計画変更によるものや水田農業担い手機械導入支援事業によります入札減によるものが大

	きなものでございます。 活力ある高収益型園芸産地育成事業38,568千円でございますが、きゅうりの省力栽培、それから温室育苗施設などの補助でございます。 それから、農地・水・環境保全向上活動支援負担金28,326千円は、共同活動35団体、それから向上活動8団体、営農活動7団体が活動を行いましたので、町負担分でございます。 続きまして、園芸農業対策事業費補助金25,369千円は、23年度より2カ年事業で、育苗施設や温室栽培などの施設園芸の振興のため、7経営体に補助をいたしております。 続きまして、4目畜産費に移ります。支出済額1,039千円でございます。 省エネ型畜産施設整備事業で、牛舎の換気施設の補助事業が主なものでございます。 119ページ、120ページをお開きください。 5目農地費で、支出済額39,321千円でございます。 19節の負担金補助及び交付金、国営造成施設管理体制整備促進支援事業13,076千円は、両筑土地改良区の施設管理に要する経費につきまして、関係市町村の負担金でございます。国、町がそれぞれ2分の1を負担するものでございます。 県営土地改良事業負担金26,000千円につきましては、湿田対策のための暗渠排水事業でございまして、平成23年度14地区行いました。 6目農業土木費に移ります。支出済額143,877千円となっております。 15節工事請負費でございますが、100,871千円の支出でございます。これは、農道整備工事として2件の整備を行っておりますが、ふるさと農道整備、中牟田昭和線、それから赤坂地区水路改修工事が主なものでございます。 17節公有財産購入費のふるさと農道緊急用地取得費は、高上・上高場線の道路改良に伴う用地取得費でございます。 19節負担金補助及び交付金で農業土木事業費補助金9,979千円でございますが、区及び営農団体が実施する事業に対する町の70%の助成でございまして、11行政区で事業を行っております。 それから、県営ため池等整備事業費負担金でございますが、大村ため池、それから堂ノ浦ため池の調査設計で、町、地元負担分でございます。 7目そつたく基金事業でございます。支出済額7,314千円でございますが、主なものは、嘱託職員の報酬と営業旅費、クロダマル種子購入、それから商品開発用の種子代、特産品開発委託料が主なものでございます。 なお、不用額として1,110千円ほど上がっておりますが、これは、当初営業旅費として、県外、関西地区を視野に入れての商談、フードフェスタ等を計画しておりましたけれども、県内に営業を集中いたしましたためのものと、それから、種子の購入が1tを予定しておりましたけれども、作付面積の関係で購入キロ数が減ったことによる残でございます。 それから、121ページに移ります。 2項林業費でございます。1目林業総務費で支出済額1,191千円となっております。これは、有害鳥獣駆除協議会の補助金が主な支出となっております。 次に、2目林業振興費でございます。支出済額55,012千円でございます。 不用額が2,251千円出ておりますが、これは、13節委託料の荒廃森林再生事業、それから整備施業調査委託料の入札減によるものが主なものでございます。 同じく13節の委託料で、荒廃した森林を整備するため、三箇山分収林の間伐を朝倉森林組合に施業委託したところでございます。 19節負担金補助及び交付金は、生産森林組合の補助金あるいは朝倉森林組合育成
--	--

	のための負担金でございます。 3目の林道費は建設課で説明をいたします。 それから、123ページをお開きいただきたいと思います。 6款商工費に移ります。 1目商工総務費では、支出済額14,795千円でございます。 19節の商工会への補助金14,775千円につきましては、運営費補助及び地域活性化事業費でございます。 次に、2目の商工振興費でございますけれども、支出済額1,247千円となっております。 不用額が417千円出ておりますけれども、これは、中小企業貸付金利子補助金を、22年度の実績に基づきまして50件見込んでおりましたけれども、申請が25件になったための残でございます。 19節負担金補助及び交付金、地域観光振興助成金1,000千円は、花の駅めぐり実行委員会への助成金でございます。 3目観光振興費は、企画課で説明いたしております。 4目労働総務費につきましては、貸付の申請がありませんでしたので、不用額が出ております。 5目消費者行政推進費でございますが、支出済額1,467千円でございますが、これは、主に消費生活相談員の報酬でございまして、相談件数も23年度126件と、年々増加傾向にございます。 以上で、決算書の説明を終わります。 続きまして、資料の説明をいたしたいと思います。 110ページの農業部門をお開きいただきたいと思います。 生産基盤の整備、農業機械の導入につきましては、水田農業担い手機械導入支援事業と経営体育成事業で、トラクター、ロータリー、大豆専用コンバイン、離脱型コンバイン、乗用管理機などの導入をいたしまして、農作業の効率化、生産コストの削減に努めてきたところでございます。 次に、ため池の整備では、県営ため池事業によりまして、1カ所を全面改修、2カ所の基本設計採択の申請を行っております。 次に、111ページでございます。 農道の整備におきましては、ふるさと農道緊急整備事業によりまして、中牟田・昭和線の道路拡張工事が1件、高上・上高場線道路改良工事の用地取得が1件、それから、町単独事業で坂根地区、森山地区の未舗装の農道整備工事、合計2件いたしまして、受益者の利便性の向上に資したところでございます。 用排水路の整備につきましては、赤坂地区水路改修工事を実施したところでございます。 農地の整備におきましては、県営地域水田農業再編緊急整備事業として、暗渠排水工事14地区、89.7haを行っております。 次に、町単独の農業土木補助事業でありますけれども、地元受益者が事業主体となって事業を実施し、町が70%補助をする農業土木事業で、10行政区に補助を行ったところでございます。この事業は要望も多く、今後も継続が必要であると考えております。 次に、土地改良事業の推進でございますが、両筑土地改良区が行っております施設管理に対する支援といたしまして、国と町がそれぞれ2分の1の補助を行っております。 112ページに移ります。 農地・水・環境保全向上対策の推進では、現在、35団体が共同活動が実施されて
--	---

	おります。これは、平成19年度から始まりまして、平成23年度で終了いたしますが、24年度からは名称が変わり、5年間延長されることとなっております。 農地・水・環境保全向上活動支援事業でございますが、23年度から始めました施設の長寿化への取り組みでございます。8団体が取り組みをしております。 営農体制の充実でありますけれども、集落営農組織の法人化に向けて、今後大きな課題だとして取り組みをしていきたいと思っております。 次に、担い手の育成でございます。 地域農政総合推進事業費を交付いたしまして、水田経営所得安定対策や米の生産調整等の推進をいたしております。 認定農業者の育成におきましては、地域農業の担い手の中核として位置付けを行い、様々な支援を講じ、育成に努めていきたいと考えております。 水田農業の生産振興では、地域水田農業ビジョンの具現化への支援であります。 交付金の有効な活用により、JAの販売戦略に基づく米、麦、大豆の生産、また、転作作物への定着化に向けた取り組みがなされました。 水田農業推進協議会事務局のワンフロア化でございますが、当該協議会の事務を拡充していくことが、今後の課題だと思っております 園芸の生産振興ですが、活力ある高収益型園芸産地育成対策事業や、114ページに移りますが、園芸農業対策事業それから町単独事業などを行いながら、収益性の高い施設園芸産地の育成に取り組むを行いました。 環境にやさしい農業の推進では、農地・水・環境保全向上活動支援事業の営農活動におきまして、7団体で取り組みがなされております。 地産地消の推進でございますが、JAと連携をしながら生産グループの育成を図り、供給体制の整備を行い、地産地消の取り組みを強化いたします。 115ページに移ります。 ファーマーズマーケットみなみの里の推進につきましては、平成23年度までの事業の委託事業を受けまして、商品開発事業の推進を図りました。 また、山麓線沿線の活性化につきましては、山麓線フラワーロード事業で、沿線のほ場にヒマワリ、コスモス、菜の花などの植栽を行っております。 経営体育成資金の活用につきましては、スーパーL資金の利子補給を行いまして、受益者の負担軽減を行い経営の安定化に努めてきたところでございます。 中山間地域等直接支払制度の活用におきましては、対象集落は担い手が少なく、耕作放棄地の防止に繋がったことは評価をしているところでございます。 116ページをお開きください。 森林整備の推進における荒廃森林再生事業につきましては、森林環境税の財源を活用いたしまして、荒廃した森林の整備に取り組んでまいりました。 次に、朝倉森林組合の育成では、運営等の助成金について、関係する3市町村が分担して拠出をし、育成支援を行ってきているところでございます。 交流型林業の推進といたしましては、竹林オーナー園の整備を行いましたけれども、地域資源の活性が図られるため、今後は区画を増やしていきたいというふうに考えております。 続きまして、有害鳥獣駆除の実施であります。近年イノシシ、シカ、カラスによる農林産物への被害が増えております。対策協議会を設置しながら、駆除をいたしておりますが、メンバーの高齢化に伴う会員の減少問題も今後は考えなくてはならないと思っております。 以上で林業関係を終わります。商工業関係に移ります。 商工業の振興でございますが、商工会の育成につきましては、商工会運営のための助成金でございます。地域活性化事業助成におきましては、花の駅めぐり、ひまわり、
--	--

	コスモス等の播種に対する助成でございます。 それから、中小企業の育成では、町の中小企業に対する貸付金の利子補給でございます。この事業によりまして、中小企業の経営安定化に努めてきたところでございます。 また、セーフティネットの認定におきましては、中小企業者の資金供給を円滑にするため、事務の迅速化に努めてきたところでございます。 消費生活への支援につきましては、消費行政活性化基金事業によりまして、生活相談室を開設し、トラブルの解消にあたっております。 以上で、早口で申し訳ありませんでしたけれども、農林商工課関係の決算の説明を終わらせていただきます。
委員長	農林商工課の説明が終わりましたので、質疑に移ります。 一木議員
一木議員	資料の１１６ページでございます。 緑の募金活動について、お尋ねをさせていただきます。 １世帯当たり３００円を目標に募金を依頼ということで、２３年度募金額は２，５００，５９０円と、県に納付後２分の１が町に交付ということでございますけれども。 １点はですね、２３年度につきましては、この金額が県に納付されたものかということ、６，３３０千円くらいが不明ということで説明を受けていますので、この資料でいきますと、県に納付されたということになってはいますけれども、どうなのかということ、１点お尋ねでございます。 それから、もう１点につきましては、９月６日の区長会で、町長等はですね、各区長さん等には説明をなされたということでございます。 また、今後、この緑の募金についての、各町民の理解と協力を頂かなければならないわけでございますけれども、今後ですね、お詫びそれから対策、また協力をお願い等もですね、また重ねて必要なことではないかなというふうに考えるわけでございます。 でないと、また今後ですね、各行政区等また町民の方あたりの協力が非常に難しくなってくるんじゃないかなということも考えられますので、その点についての説明を求めたいと思います。
委員長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 緑の募金の活動状況のところで、募金額２，５００，５９０円というふうに書いております。この金額は２３年度、すべての行政区から頂いておる金額でございます。 その後につきましては、今、県の基金ともいろいろ協議を進めている状況でございますし、また、いろんな問題も抱えておりますので、この募金、２，５０９千円を頂いているというところで、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。 それから、今後の問題、お詫び等を含めた２点目でございますけれども。 町長も申しておりますように、警察等の関係もございますし、また、県の基金とも今協議を行っている状況でございます。 そういう状況の中でございますので、今後、そういう問題の整理がつかしました段階では、ご報告は申し上げていきたいというふうに思います。以上でございます。
委員長	梅田委員
梅田委員	みなみの里について、お尋ねをいたします。 町が３０，０００千円を出資して、商工会が５，０００千円、ＪＡが５，０００千円ということで運営をされてきているわけです。
委員長	ページ数はどこですか。

梅田委員	ページ数はですね、292ページの出資の件なんですけれども、みなみの里と農林商工課関係がありますので、運営にですね、ここでさせていただいていますが。 この出資に対しましてですね、わずかではありますが、一応収益が出ているというふうに聞いて、報告は受けておりますが。 この出資額に対しての配当と言いますか、それはどのように考えられているのか、お尋ねをいたします。
委員長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 配当につきましては、以前議会の中でもご報告したかと思えますけれども、まだ3年目、今からそういう利益を生ませながら配当をするというのが前提でございますけれども、今、まだ力を蓄えるという意味でですね、議会の中でも申し上げたと思います。以上でございます。
委員長	梅田委員
梅田委員	ある商工関係者の方とお話しする機会があったんですが、わずかでもいいから、これだけ利益が出ているということで、少し配当等も頂いていいんじゃないかというふうなご意見もございましたので、お尋ねさせていただいたんですが、どのくらいの利益が出ましたら、そういう配当という形を取られるのか、これは、町長にお尋ねしたいと思います。
委員長	町長
町長	お答えいたします。 道の駅は様々に、それぞれ自治体が建設し、株式会社等で運営をしているところが多ございます。 そういった中を参考にしながら、本来こういった自治体が投資した施設というのは、あまり利益を生むような施設であっては起債対象にならないとか、そういった条件もございすけれども、あくまで株式会社が経営いたしますので、それは利潤追求でもかまわないということになるかと思います。 そのことにつきましては、これは、株主総会の中で決めることではございすけれども、今、私が聞いている範囲では、今度の株主総会の中で、その提案をし、承認を得たいということでございす。 考え方としましては、ある一定額以上はですね、ぜひ、まだ投資のほうに回させていただきたいと。そしてそれを超えた時点で株主配当、配当と申しまして本当にわずかなものでございすけれども、そういったふうに収益は黒字であるということの1つの証明として配当するべきではなかろうかということでございす。 その額については、今度の株主総会の中で決定されると思いますので、その後、議会のほうには報告させていただきたいと思います。
委員長	梅田委員
梅田委員	株主総会の中でということでございすので、株主の方が納得されるような、そういう協議が行われることを望みたいと思います。
委員長	河内委員
河内委員	1点だけお尋ねします。 資料のほうの117ページです。 商工業の振興の中の花の駅めぐり事業ですが、年々助成金が減らされている中、この事業だけ昨年より30万ほどアップされていますが、理由を教えてください。
委員長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 これは、花の駅めぐり事業は商工会が主体となって行っております。

	従来70万でやっておりましてけれども、30万増えておりますが、花の駅めぐり事業の他にも町の地域おこしとして、いろいろ商工会の青年の方々がいろいろアイデアを出して、例えばあそこで写真展も含めたですね、いろいろなアイデアを出すというようなことで、地域おこしも含めて考えたいというふうなこともございまして、その活性化のために、商工会とも数度となく協議をいたしまして、70万から増やしているところでございます。以上でございます。
委員長	河内委員
河内委員	今後とも100万、予算ちょっと宙に覚えてないんですが、毎年100万ずつ助成するという方向ですか。
委員長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 そういうことでございます。
委員長	金子委員
金子委員	害獣防除の件で、1つだけ質問します。 この中に書いてなくてですね、今、アナグマ、アライグマがですね、異常発生して、山麓沿線は、果菜類はもう作れないというような状態になっておりますね。すべて実のなるものは食べられておるとい、そういう苦情等なんかはきとらんですかね、ちょっとお尋ねします。
委員長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 確かに農林商工課に相談が多ございます。アナグマ、アライグマの関係で。 昨日もちょっと農林のほうにですね、どうにかならんかというようなことで、直接課長に電話をしまして、何か対策をというふうなことも聞いておりますが。 あれは、今度担当が変わりましてですね、農林の中にも担当が変わりましておりますけれども。あくまでも個人で対応しなければどうしようもないというふうなことのようでございます。 来年度の予算にですね、捕獲器を要望しようか、予算として要望していきたいなというふうに思っています。 モデルガンもですね、24年の予算で買わせていただきましたので、今持っておりますので、そういうものでもですね、個人で対応していただくというふうな形になるうかと思えます。以上でございます。
委員長	金子委員
金子委員	取り組みは開始していただいているようでございますけれども、何さま夜動くんですね。モデルガンじゃ、ちょっとどうかかと、私は思うんです。 このまま繁殖を続けますと、これが、ただこの辺だけということじゃなくて、もう長崎から佐賀からと、ずっと入って来てですね、困っておるような、何かこの前テレビで見ますとですね、今は人間が支配しとるばってん、間もなくアライグマが支配しますというようなものもあるくらいですね、民家の中に入って来て、冷蔵庫まで開けるというような状態にもなっておりますのでですね、今の時点では自己防衛しか仕方ないかと思えますけど、十分にこれは取り組んでいただきたいなと思えます。
委員長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 おっしゃるとおりでございまして、私どももですね、捕まえた後の処理の問題もございまして。 これは、町が処理するわけにはいかないものでですね、そこのところも尋ねましたけれども、あくまでも個人でもらわれないと困るというふうに、保健所も言ってお

	ります。 そういう問題も含めてですね、今後大きな問題だと思いますので、協議をしていきたいというふうに、考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。
委員長	栗野委員
栗野委員	意見書の110ページの問題について、お尋ねをいたします。 担い手農家に対しまして、大型機械の導入の補助がなされておりますが、先日議会の産建委員会とクロダマルの特産品を作っておられます生産者、また、その加工業者の方と懇談会をしたわけでございます。 そのおりに、中規模農家と言いますか、中規模農家の方は所有面積が少ないというようなことで、その補助が受けられないということを非常に嘆いておられました。 せっかく特産品を作って、一生懸命頑張っておられますので、どうにかならないかと思っておりますが、いかがでしょうか。 国の政策として、大規模農家を育てる気持ちは分かりますけど、わが町のそういう中堅の若手の方を育てる意味で、どうにかならないかと思っておりますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。
委員長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 議員おっしゃいますように、中堅と言いますか、これは、面積要件等もございまして、12ha以上というようなことになります。 そういう場合については、集落営農組織としてですね、どうかお話をいただけないかというようなことを含めて、そういう中堅の方々の要望というか、お尋ねのあることも事実でございます。 これが、県の事業それから町も負担しておりますし、そういうことも含めてですね、いろんな方法、この補助事業だけではなく、他の補助事業も含めて相談者の方には話をさせていただいているというようなところでございます。以上でございます。
委員長	栗野委員
栗野委員	いろいろ問題がありましようけど、資金の調達と言いますか、いろいろ考えていただきまして、若い人が意欲をもって農業ができるような体制のバックアップをお願いいたします。
委員長	質疑が終わりましたようです。 平成23年度一般会計歳入歳出決算、農林商工課までの審査が終了しました。
散会	
委員長	本日は、これで、散会します。 明日は、午前9時30分から会議を開きたいと思います。9時までに議員控室にご集合ください。どうもお疲れでございました。 (17:23)